令和８年度

秋田県融資制度要綱集

【令和８年１０月１５日現在】

秋田県産業労働部産業政策課

秋田県中小企業応援キャラクター
「がんばっけさん」

目　　次

秋田県中小企業融資制度要綱 ･･･ 1

秋田県中小企業振興資金融資制度要領 ･････････････････････････････ 8

秋田県経営安定資金融資制度要領 ･････････････････････････････････ 20

秋田県経営安定資金融資制度細則 ･････････････････････････････････ 35

秋田県新事業展開資金融資制度要領 ･････････････････････････････････ 38

秋田県新事業展開資金融資制度取扱細則 ･････････････････････････････ 88

秋田県中小企業アグリサポート資金融資制度要領 ･････････････････････ 112

秋田県再建企業特別融資資金融資制度要領 ･････････････････････････････ 115

秋田県賃金水準向上資金融資制度要領 ･････････････････････････････････ 124

秋田県中小企業組織融資制度要綱 ･････････････････････････････････････ 132

秋田県企業立地促進資金貸付要綱 ･････････････････････････････････････ 134

秋田県中小企業高度化資金貸付要綱 ･････････････････････････････････ 141

秋田県地域総合整備資金貸付要綱 ･････････････････････････････････････ 158

「中小企業信用保険法第２条に規定する中小企業者」とは

以下のＩの特定事業を営む者であって、Ⅱの規模等の条件を満たすものをいいます。

Ⅰ　特定事業

次に掲げる以外の業種をいいます。

１　農業

２　林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）

３　漁業

４　金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業、クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）及び金融代理業（金融商品仲介業に限る。）を除く。）

※このほか、社会保険及び社会福祉、非営利団体、一部の風俗営業等、公序良俗に反するもの、投機的なもの等が融資の対象外となります。

Ⅱ　規模等の条件

(1)　中小企業者

①　法第２条第１項第１号に掲げるもの

業　　種	資本金又は出資金	従業員数
小　売　業	５千万円以下	５０人以下
卸　売　業	１億円以下	１００人以下
サ ー ビ ス 業	５千万円以下	１００人以下
そ の 他 の 業 種	３億円以下	３００人以下

②　法第２条第１項第２号に掲げるもの

業　　種	資本金又は出資金	従業員数
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	３億円以下	９００人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円以下	３００人以下
旅館業	５千万円以下	２００人以下

③　法第２条第１項第５号に掲げるもの

医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員が３００人以下のもの

④　法第２条第１項第６号に掲げるもの

常時使用する従業員数が次の要件を満たす特定非営利活動法人

業　　種	従業員数
製　造　業	３００人以下

卸売業、サービス業	１００人以下
小売業（飲食業を含む）	５０人以下

(2)　組　合

法第２条第１項の該当条項	組　合　の　種　類
第３号	中小企業等協同組合（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合）、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会
第４号	協業組合
第７号	商工組合、商工組合連合会
第８号	商店街振興組合、商店街振興組合連合会
第９号	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
第１０号	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会
第１１号	内航海運組合、内航海運組合連合会

秋田県中小企業融資制度要綱

第１　目　的

この要綱は、秋田県中小企業融資制度に関し、種類、目的及び融資対象等共通事項を定めることによって、制度の円滑かつ効果的な運用を図り、もって県内中小企業に対する金融の円滑化に資することを目的とする。

第２　資金の種類等

資金の種類及び目的は、次のとおりとする。

(1)　中小企業振興資金

①　一般資金

県内中小企業者の経営に必要な資金の融資の円滑化を図り、企業の健全な発展と経営の安定を促進する。

②　小規模事業振興資金

小規模事業者の経営改善に必要な資金の円滑化を図り小規模事業者の振興に寄与する。なお、責任共有制度対象外となっている国の全国統一保証である小口零細企業保証制度を活用するため、小口支援枠を設ける。

③　中小企業災害復旧資金

被災中小企業に対する災害復旧資金融資の円滑化を図り、災害の早期復旧を促進する。

④　流動資産担保資金

県内中小企業者が保有する売掛債権等を担保とした融資の円滑化を図ることにより、企業の健全な発展と経営の安定を促進する。

(2)　経営安定資金

①　経営安定資金

経済的環境の変更による影響により、経営の安定に支障を生じているものの、中・長期的には回復が見込まれる中小企業者に対する事業資金の融資を円滑にし、経営の安定を図るとともに、経営の活性化を促進し、県経済の発展に寄与する。

②　経営力強化枠

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第３１条第２項の認定経営革新等支援機関をいう。）と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図る（国の全国統一制度の対象）。

③　協調支援型特別枠

原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的とする（国の全国統一制度の対象）。

④　危機関連枠

経済産業大臣が認定する大規模な経済危機、災害等を受けた県内中小企業者の資金調達を円滑にすることで経営の安定に寄与する。

⑤　事業再生枠

早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、産業競争力強化法第 134 条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図る（国の全国統一制度の対象)。

⑥　中東情勢対策枠

中東情勢の影響により経営に支障をきたしている中小企業者に対する事業資金の融資を円滑にし、経営の安定を図る。

(3)　新事業展開資金

①　創業支援資金

今後の成長発展が期待される事業の起業化を企図する意欲と能力を有する者等に対する資金の融資の円滑化を図り、もって県内産業の活性化に資する。

②　事業革新資金

県内中小企業者等の経営革新や創造的技術開発を支援することで、県内企業の新たな事業展開を促進し、県内産業の活性化と構造改革を図る。

③　事業承継資金

事業の全部又は一部を取りやめる企業等から当該事業を引き継ぐ中小企業者等に対する資金の融資を支援することにより、雇用の維持と県内産業の活性化に資する。なお、国の全国統一保証である事業承継特別保証制度を活用するため、特別保証対応枠を設ける。

④　再生可能エネルギー設備資金及び再生可能エネルギー産業参入支援資金

再生可能エネルギー発電事業及びその関連事業の実施に必要な資金の融資の円滑化を図り、発電事業者の創出・育成及び県内中小企業者の再生可能エネルギー産業への参入促進を図る。

(4)　再建企業特別融資資金

①　事業再生資金

民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等の法的な再建手続により事業の再建を目指す企業への融資を支援することにより、雇用の維持と県内産業の活性化に資する。

②　再起支援資金

倒産や廃業により事業の継続を断念した経験のある中小企業者の再チャレンジを支援することにより、雇用の創出と県内産業の活性化に資する。

(5)　中小企業アグリサポート資金

県内中小企業者（法人に限る。）が、農林漁業に進出するために必要な資金の融資の円滑化を図り、新たな産業の創出及び事業の多角化等を促進し、雇用の維持創出及び県内経済活性化を目指す。

(6)　賃金水準向上資金

生産性向上や新分野進出、規模拡大等により、賃金水準向上に取り組もうとする意欲的な中小企業者の社債による資金調達を支援することにより、県内中小企業の賃金水準の向上を推進する。

第３　融資条件等

融資条件、融資手続等、本要綱に定めのない事項については各資金ごとに別に定める要領（以下「要領」という。）による。

なお、保証料率等の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる制度に係る融資条件等の取扱いについては、国が定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」のとおりとする。

第４　信用保証

本要綱に規定する制度は、秋田県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証を付する。

第５　預託等

県は、この制度の目的を達成するため、原則として、予算の範囲内において、県の指定する取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に融資のための原資を預託するものとする。

２　取扱金融機関は、通常取引のない者に対しても融資の途を講ずるものとする。ただし、事業承継資金特別保証対応枠については、既に与信取引のある者に限定する。

第６　取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第７　定　義

本要綱において、「中小企業者」とは、中小企業信用保険法第２条に規定するものをいう。

第８　融資対象

各資金の融資対象については、要領において、それぞれ定めるものとする。

２　前項の規定によらず、次の各号のいずれかに該当する者には、本要綱による融資を行わない。

(1)　県民税又は市町村民税の納付を怠っている者

(2)　保証協会の代位弁済に係る債務の履行を完了していない者

(3)　金融機関、手形交換所又は電子債権記録機関と取引停止中の者

(4)　許認可等を要する事業を営む者でその許認可等がない者（申請中であって許認可等を受けることが確実な者を除く。）

(5)　暴力団、暴力団員及びそれらに準ずる者

第９　報告の徴求等

県は、制度融資の円滑な運営を図るため必要があると認めたときは、取扱金融機関に対し、融資を受けた者の状況について、報告を求めることができる。

２　保証協会は、この制度による融資について、毎月保証実績を翌月１５日までに、県に報告しなければならない。

３　申込中小企業者が、中小企業信用保険法第２条第５項第５号の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年ごとに、信用保証協会に対して業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が１，２５０万円以下であるとき、保証期間が１年以内であるとき及び平成３０年４月１日以降に保証申込受付したものはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

４　申込中小企業者が、中小企業信用保険法第２条第５項第４号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から５年にわたり、モニタリングを行うものとし、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。なお、取扱金融機関が上記の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

５　申込中小企業者が、中小企業信用保険法第２条第６項の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から５年にわたり、モニタリングを行うものとし、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、報告期間が中小企業信用保険法第２条第６項の経済産業大臣が認める日から１年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が１年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。なお、取扱金融機関が上記の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

６　この要綱に定めるもののほか、この制度の運用について必要があるときは、そのつど県と関係機関が協議して定める。

７　知事は、必要があると認めるときは、借受者に対し資金の貸付に係る事業の実施状況等について報告を求め、又は職員をして実地調査させることができる。

附　則

１　この制度は平成１４年４月１日から実施する。

２　秋田県中小企業事業円滑化資金融資制度要綱、秋田県小規模事業振興資金融資制度要綱、秋田県中小企業災害復旧資金融資制度要綱、秋田県経営活性化支援特別資金融資制度要綱、秋田県新事業展開資金融資制度要綱、秋田県起業者育成資金融資制度要綱、秋田県体質強化資金融資制度要綱及び秋田県新事業展開資金融資制度取扱要領、中小企業再建特別対策融資推せん要領、秋田県観光レクリエーション施設整備資金融資制度要綱は、平成１４年３月３１日廃止する。

３　廃止前の要綱及び要領に基づく融資に係るものについては、なお従前の例による。

附　則

この制度は平成１５年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１６年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１７年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１９年１０月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２１年６月５日から実施する。

附　則

この改正は、平成２１年８月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２３年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２３年６月１日保証申込受付分から適用する。

附　則

この改正は、平成２４年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２５年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２５年９月２０日から実施する。

附　則

この改正は、平成２５年１１月１日から実施する。

附　則

１　この改正中第１の規定は平成２６年４月１日から、第２及び次項の規定は同年７月１日から実施する。

２　第２の規定の実施の日前に、第２の規定による改正前の秋田県中小企業融資制度要綱の規定により保証申込みの受付のあった経営安定資金（緊急経済対策枠）については、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成２８年７月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２９年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成３０年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成３０年８月１０日から実施する。

附　則

この改正は、令和元年１０月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和２年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和２年５月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和３年８月２日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年７月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年１０月１日保証申込受付分から適用する。

附　則

１　この改正は、令和５年４月１日から実施する。

２　第９の中小企業信用保険法第２条第６項のモニタリングについては、既保証分を含め、令和５年度上半期モニタリングの報告分から適用する。

附　則

この改正は、令和６年３月１５日から実施する。

附　則

この改正は、令和６年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和６年１２月１６日から実施する。

附　則

この改正は、令和７年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和８年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和８年１０月１５日から実施する。

別　表

制度の区分	取扱金融機関
中小企業振興資金 経営安定資金 新事業展開資金 再建企業特別融資資金 中小企業アグリサポート資金	秋田銀行、北都銀行、みずほ銀行、三菱ＵＦＪ銀行、青森みちのく銀行、七十七銀行、東北銀行、岩手銀行、北日本銀行、山形銀行、きらやか銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫秋田支店、秋田しんせい農業協同組合、秋田ふるさと農業協同組合、秋田なまはげ農業協同組合
賃金水準向上資金	秋田銀行、北都銀行、青森みちのく銀行、七十七銀行、東北銀行、岩手銀行、北日本銀行、山形銀行、きらやか銀行、秋田信用金庫、商工組合中央金庫秋田支店

秋田県中小企業振興資金融資制度要領

第１　趣　旨

この要領は、秋田県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に規定する中小企業振興資金について、必要な事項を定めるものとする。

第２　預　託

要綱に規定する預託の額は、預託先ごとに、中小企業振興資金の融資額を別表に掲げる数値（同表において「基準倍率」という。）で除して得た額と同程度となるよう配慮するものとする。

第３　融資対象

(1)　一般資金

原則として、県内で１年以上事業を営む中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）とする。

(2)　一般資金ＳＤＧｓ推進枠

上記(1)の要件を満たし、健康経営優良法人（経済産業省認定）、ユースエール、えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん（いずれも厚生労働省認定）、秋田県ＳＤＧｓパートナー登録制度、秋田県版健康経営優良法人、秋田県えるぼしチャレンジ企業認定法人、秋田県女性の活躍推進企業表彰、秋田県子ども・子育て支援知事表彰、秋田県介護サービス事業所認証評価制度（いずれも秋田県認定・表彰）のいずれかを取得している中小企業者とする。

(3)　小規模事業振興資金、小規模事業振興資金小口支援枠

原則として、県内で１年以上事業を営む次のいずれか（小規模事業振興資金小口支援枠はアからカまでのいずれか）に該当する小規模企業者とする。

ア　常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、５人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法第２条第１項第１号に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（イに掲げるものを除く。）

イ　常時使用する従業員の数がその業種ごとに中小企業信用保険法第２条第３項第２号の政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

ウ　事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の３分の２以上が特定事業を行う者であるもの

エ　特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が２０人以下のもの

オ　特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が２０人以下のもの

カ　医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が２０人以

下のもの（アからオに掲げるものを除く。）

キ　特定事業を行う特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、５人）以下のもの

(4)　中小企業災害復旧資金

災害によって直接的又は間接的な被害を受けた中小企業者とする（当該中小企業者の行為に起因する災害によって被災した場合を除く。）。

(5)　流動資産担保資金

原則として、県内で１年以上事業を営み、事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者とする。

第４　資金使途

事業資金（設備資金及び運転資金）。なお、経営改善計画書（様式中領－１）を提出した場合は、金融債務の返済資金について、その資金使途に含めることとする。

第５　融資条件

(1)　融資限度

①　一般資金

１億円（ただし、一般資金ＳＤＧｓ推進枠との合計額）

②　小規模事業振興資金

２，０００万円（ただし、小規模事業振興資金小口支援枠との合計で２，０００万円以下とする。）

③　小規模事業振興資金小口支援枠

２，０００万円（ただし、既存の信用保証協会保証付き融資残高との合計で２，０００万円以下とする。）

④　中小企業災害復旧資金

３，０００万円

⑤　流動資産担保資金

１億円（本資金は保証割合８０％の部分保証方式）

(2)　融資期間

①　一般資金（手形割引を含む。）、一般資金ＳＤＧｓ推進枠

(ｱ)　固定金利（融資利率が融資期間中、一定のものをいう。）を選択した場合

設備資金　　10年以内（２年以内の据置期間を含む。）

運転資金　　10年以内（１年以内の据置期間を含む。）

(ｲ)　変動金利（融資利率が融資期間中、各取扱金融機関（要綱により県が指定する取扱金融機関をいう。以下同じ。）が定める基準金利の変更に連動してその変更幅だけ変更されるものをいう。）を選択した場合

設備資金　　15年以内（２年以内の据置期間を含む。）

運転資金　　10年以内（１年以内の据置期間を含む。）

②　小規模事業振興資金、小規模事業振興資金小口支援枠

設備資金　　10年以内（２年以内の据置期間を含む。）
運転資金　　10年以内（１年以内の据置期間を含む。）

③　中小企業災害復旧資金　　10年以内（１年以内（ただし、知事が特に認めた場合は２年以内）の据置期間を含む。）

④　流動資産担保資金　　1年以内

(3)　融資利率

①　一般資金

固定金利　　年２．６０％（セーフティネット保証制度第１号から第４号及び第６号を利用した場合は年２．４０％）

変動金利　　年２．３５％（セーフティネット保証制度第１号から第４号及び第６号を利用した場合は年２．１５％）
ただし、本要領第８による報告がある場合は、その報告利率とする。

②　一般資金ＳＤＧｓ推進枠

固定金利　　年２．４０％（セーフティネット保証制度第１号から第４号及び第６号を利用した場合は年２．２０％）

変動金利　　年２．１５％（セーフティネット保証制度第１号から第４号及び第６号を利用した場合は年１．９５％）
ただし、本要領第８による報告がある場合は、その報告利率とする。

③　小規模事業振興資金　　年２．６０％（セーフティネット保証制度第１号から第４号及び第６号を利用した場合は年２．４０％）

④　小規模事業振興資金小口支援枠
年２．４０％

⑤　中小企業災害復旧資金　　年２．００％（セーフティネット保証制度第１号から第４号及び第６号を利用した場合及び激甚災害の場合は年１．８０％）

⑥　流動資産担保資金　　年２．２５％

(4)　担保及び保証人

①　一般資金、一般資金ＳＤＧｓ推進枠、小規模事業振興資金

連帯保証人は原則として、法人の場合は代表者のみとし、個人事業者については不要とし、必要に応じて担保を徴求する。

②　小規模事業振興資金小口支援枠

連帯保証人は原則として、法人の場合は代表者のみとし、個人事業者については不要とし、原則として担保を徴求しない。

③　中小企業災害復旧資金

連帯保証人は原則として、法人の場合は代表者のみとし、個人事業者については不要とし、原則として担保を徴求しない。

④　流動資産担保資金

連帯保証人は不要とする。担保は流動資産（売掛債権、棚卸資産）を徴求する。

(5)　保証料率

秋田県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が定める率とする。ただし、次の率を上限とする。

①　一般資金、一般資金ＳＤＧｓ推進枠

年１．６０％（セーフティネット保証制度第１号から第４号及び第６号を利用した場合は年０．８８％、第５号、第７号及び第８号を利用した場合は年０．７６％）

②　小規模事業振興資金

年０．４５％（セーフティネット保証制度第１号から第４号及び第６号を利用した場合は年０．５０％）

③　小規模事業振興資金小口支援枠

年０．５０％

④　中小企業災害復旧資金

年０％

⑤　流動資産担保資金

年０．６８％

(6)　返済方法

割賦又は一括償還とする。

第６　保証料補助

中小企業者の負担する保証料率を第５(5)に規定する保証料率とするため、秋田県産業労働部産業政策課関係補助金等交付要綱に基づき、保証協会に対して補助を行うものとする。

第７　融資の手続

この制度による融資の手続については、次に定めるところによる。

(1)　一般資金

取扱金融機関所定の借入申込書により、直接申し込むものとする。なお、既存債務の借換を行う場合は、経営改善計画書（様式中領－１）を取扱金融機関に提出するものとする。

(2)　一般資金ＳＤＧｓ推進枠

取扱金融機関所定の借入申込書に、申込時点において有効な、健康経営優良法人、ユースエール、えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、秋田県ＳＤＧｓパートナー登録制度、秋田県版健康経営優良法人、秋田県えるぼ

しチャレンジ企業認定法人、秋田県女性の活躍推進企業表彰、秋田県子ども・子育て支援知事表彰、秋田県介護サービス事業所認証評価制度のいずれかの認定証等の写しを添付して直接申し込むものとする。なお、既存債務の借換を行う場合は、経営改善計画書（様式中領－１）を取扱金融機関に提出するものとする。

(3)　小規模事業振興資金

①　運転資金

(ｱ)　運転資金の申込みをしようとする者は、取扱金融機関所定の借入申込書に秋田県小規模事業振興資金確認申請書（様式中領－２－１）３通を添付し、所轄する商工会、商工会議所（以下「商工会等」という。）（商工会等の未設置地域（以下「未設置地域」という。）においては商工会連合会）に申し込むものとする。

(ｲ)　前号の申込みを受けた商工会等（未設置地域においては商工会連合会）は、第３(3)に規定する融資対象者であることを確認するとともに申込者の営業内容を実地調査のうえ、借入申込みが適当と認めるときは、取扱金融機関及び保証協会に送付するものとする。

(ｳ)　既存債務の借換を行う場合は、経営改善計画書（様式中領－１）を取扱金融機関に提出するものとする。

②　設備資金

(ｱ)　設備資金の申込みをしようとする者は、取扱金融機関所定の借入申込書に秋田県小規模事業振興資金確認申請書（様式中領－２－１）３通を添付し、商工会等（未設置地域においては商工会連合会）に申込むものとする。

(ｲ)　前号の申込みを受けた商工会等（未設置地域においては商工会連合会）は、第３(3)に規定する融資対象者であることを確認するとともに申込書の営業内容を実地調査のうえ、借入申込みが適当と認めたときは、意見を付して取扱金融機関及び保証協会に送付するものとする。

(ｳ)　既存債務の借換を行う場合は、経営改善計画書（様式中領－１）を取扱金融機関に提出するものとする。

③　専門家派遣

①②により小規模事業振興資金を申し込む者は、経営の向上、改善、課題解決等のために必要な専門家（中小企業診断士、税理士等）派遣を申請することができるものとし、保証協会は必要に応じ、関係機関等に専門家派遣の斡旋を行うものとする。

(4)　小規模事業振興資金小口支援枠

①　取扱金融機関所定の借入申込書に小規模企業者確認書（様式中領－３）を添付し、所管する商工会等経由のうえ、又は直接、取扱金融機関に申し込むものとする。なお、既存債務の借換を行う場合は、経営改善計画書（様式中領－１）を取扱金融機関に提出するものとする。

②　①により小規模事業振興資金小口支援枠を申し込む者は、経営の向上、改善、課題解決等のために必要な専門家（中小企業診断士、税理士等）派遣を申請することができるものとし、保証協会は必要に応じ、関係機関等に専門家派遣の斡旋

を行うものとする。

(5)　中小企業災害復旧資金

①　融資の申込みをしようとする者は、借入申込書１通に次の(ｱ)から(ｳ)のいずれかの書類を添付し、取扱金融機関又は保証協会に直接申込むものとする。

(ｱ)　被災中小企業者であることを証明する市町村発行の罹災証明書又は公的機関が発行する罹災証明書に準じる被害証明書等の書類

(ｲ)　当該取扱金融機関から確認を受けた中小企業災害復旧資金被害状況確認書（様式中領－４－３）

(ｳ)　市町村長の認定を受けた中小企業信用保険法第２条第５項第４号（自然災害によって適用されたものに限る。）の規定による認定申請書

②　申込みを受けた取扱金融機関又は保証協会は速やかに必要な調査を行い融資又は保証の諾否を決定し、融資を実行しなければならない。

③　当資金の取扱期間は、災害が発生した日から６カ月間とする。

(6)　流動資産担保資金

取扱金融機関所定の借入申込書により、直接申し込むものとする。

第８　報　告

取扱金融機関は、一般資金のうち変動金利に係る基準金利を新規貸出融資利率も併せて変更するときは、速やかに県及び保証協会に報告しなくてはならない。

附　則

この要領は平成１４年４月１日から実施する。

附　則

この要領は平成１５年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１６年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１７年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１８年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１８年１０月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１９年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１９年１０月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２０年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２０年７月４日から実施する。

附　則

この改正は、平成２１年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２３年３月２４日から実施する。

附　則

この改正は、平成２３年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２４年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２５年４月１日から実施する。

附　則（抄）

（実施期日）

１　この改正は、平成２５年１１月１日から実施する。

（秋田県中小企業振興資金融資制度要領の一部改正に伴う経過措置）

２　第１の規定による改正前の秋田県中小企業振興資金融資制度要領に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（秋田県経営安定資金融資制度要領の一部改正に伴う経過措置）

３　略

附　則

１　この改正は、平成２６年７月１日から実施する。

２　この改正による改正後の秋田県中小企業振興資金融資制度要領第５の規定は、平成２６年７月１日以後に秋田県信用保証協会で保証申込みの受付のあった一般資金に係る保証料率について適用し、同日前に同協会で保証申込みの受付のあった一般資金に係る保証料率については、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成２７年１０月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２８年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２９年８月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成３０年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和元年１０月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和２年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和３年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年７月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和５年８月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和６年３月１５日から実施する。

附　則

この改正は、令和６年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和６年８月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和６年９月２日から実施する。

附　則

この改正は、令和７年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和８年４月１日から実施する。

別　表

資金の種類		基準倍率		
		銀　　行	信用金庫	信用組合
一般資金	固定金利	３．３４	２．７３	２．４３
	変動金利	３．５６	２．７４	２．３３
小規模事業振興資金		３．３４	２．７３	２．４３
中小企業災害復旧資金		３．３４	２．７３	２．４３
流動資産担保資金		３．３４	２．７３	２．４３
中小企業災害復旧資金特別枠（新規受付終了）		３．３４	２．７３	２．４３
中小企業災害復旧資金（平成２９年７月２２日から２３日の大雨災害復旧特別融資）（新規受付終了）		３．３４	２．７３	２．４３
中小企業災害復旧資金（令和５年７月１４日からの大雨災害復旧特別融資）（新規受付終了）		３．３４	２．７３	２．４３

様式中領－１

令和　　年　　月　　日

経営改善計画書

御 中

住　所

申込人

１　借入が必要となった理由

２　経営改善策（具体的に記載）

３　今後の見通し　（単位：千円）

	前期実績	当期見込	第２年度計画	第３年度計画
売上高				
売上原価				
販売管理費				
営業利益				
当期税引後利益				
支払利息割引料				
減価償却費				
長短借入金残高				
期末従業員数				

様式中領－２－１

令和　　年　　月　　日

秋田県小規模事業振興資金　確認申請書

商工会議所会頭
商工会会長　　様
秋田県商工会連合会会長

（申　請　者）

所　　在　　地
名称(商　　号)
氏名(代表者名)
生年月日　明・大・昭・平　　年　　月　　日
電　　話　　(　　)

秋田県小規模事業振興資金制度の確認について、同要領第７(3)の規定に基づき申込みます。

申込金額	千円	資金使途	
借入時期	令和　　年　　月　　日	借入希望期間	年（据置　　年）
借入予定金融機関	銀行・信用金庫・信用組合　　支店		

添　付　書　類
□信用保証委託申込書 □決算書（直近２期分） □見積書（設備資金の場合） □その他申請内容を補完するもの （試算表、資金繰り表、金融機関取引状況表、事業計画書、契約書、図面等） （　　）

上記の者は、適法に事業を営み本制度の融資対象の要件に該当することを確認します。
令和　　年　　月　　日
商工会議所会頭
商工会会長　　印
秋田県商工会連合会会長

様式中領－３

令和　　年　　月　　日

小規模企業者確認書（小口支援枠用）

金　融　機　関
秋田県信用保証協会　御中

住　所
申込人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり、適法に信用保証協会の定める保証対象事業を行い従業員数は中小企業信用保険法第２条第３項第１号から第６号に該当する小規模企業者となっております。

令和　　年　　月　　日現在

商号・会社名	
主たる業種	
事業開始日	
従業員数	男＿＿＿＿人　　女＿＿＿＿人　　計＿＿＿＿人

○　中小企業信用保険法第２条第３項第１号から第６号に規定する小規模企業者とは、次のいずれかに該当する方です。

①　常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業に該当する方では５人）以下の会社及び個人（②を除く）

②　宿泊業及び娯楽業において、常時使用する従業員の数が２０人以下の会社及び個人

③　事業協同小組合であって、保証対象事業を行うもの又はその組合員３分の２以上が保証対象事業を行うもの

④　保証対象事業を行う企業組合であって、常時使用する従業員の数が２０人以下のもの

⑤　保証対象事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が２０人以下のもの

⑥　医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が２０人以下のもの（上記①から⑤に掲げるものを除く）

様式中領－４－３

中小企業災害復旧資金被害状況確認書

申請年月日 令和　　年　　月　　日

秋 田 県 信 用 保 証 協 会　御中
（金融機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 御中

申 請 者
住　　所
申 込 人

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿により次の被害を受け、事業の安定的な遂行に支障が生じているため、中小企業災害復旧資金の利用を申請します。

該当する項目にチェック☑してください。

No.	被害内容	添付書類例	該当項目
1	事務所・店舗・工場・倉庫等の事業用不動産の被害	写真・見積り等	□
2	構築物・機械設備・什器備品等の事業用資産が被害	写真・見積り等	□
3	商品・製品・半製品等の事業用資産が被害	写真・見積り等	□
4	一定期間休業する等、営業活動の休止・停滞により決済資金等に不足を来している	写真・見積り 資金繰り表 等	□
5	主要取引先の被災により仕入や販売が困難となっている	取引先や取引内容が分かる資料	□
6	注文や予約の取止め・延期等により予定した売上が確保できず、資金繰りに支障が生じている	注文･予約の取止め･延期等を示す資料 資金繰り表 等	□
7	その他（具体的に記入） （　　）	左記の内容を示す資料	□

（金融機関使用欄）

上記被害状況の申請について、該当項目のとおり内容を確認しました。

確認年月日 令和　　年　　月　　日

（金融機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

秋田県経営安定資金融資制度要領

第１　趣　旨

この要領は、秋田県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に規定する経営安定資金について、必要な事項を定めるものとする。

第２　預　託

要綱に規定する預託の額は、預託先ごとに、経営安定資金の融資額を別表に掲げる数値（同表において「基準倍率」という。）で除して得た額と同程度となるよう配慮するものとする。

第３　融資対象

(1)　通常枠

原則として、県内において１年以上事業を営み、次のいずれかの要件を満たすものとして、商工会議所若しくは秋田県商工会連合会又は商工会（以下「商工会等」という。）の認定を受けた中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）とする。

①　次のいずれかに該当すること。

(ｱ)　直近３か月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて５％以上減少していること。

(ｲ)　直近６か月の受注高又は売上高が、前年同期に比べて５％以上減少していること。

(ｳ)　今後３か月間の受注高又は売上高の見込みが、前年同期に比べて５％以上減少していること。

②　直前決算において赤字を計上していること（当期純損失金額を計上していることをいう。）。

③　倒産企業（破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始、金融機関の取引停止処分の発生、代表者の行方不明等支払不能が確実となった企業又は中小企業信用保険法第２条第５項第１号の規定により経済産業大臣が指定した企業をいう。）に対して５０万円以上の売掛債権又は前渡金返還請求権を有していること。

④　中小企業信用保険法第２条第５項第６号の規定による破綻金融機関等と取引のある者として、特定中小企業者の認定を市町村長から受けたこと。

(2)　経営力強化枠

金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第３１条第２項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。なお、金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本制度を利用することができるものとする。）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。

(3)　協調支援型特別枠

次のいずれかに該当する中小企業者とする。

ア　申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の１割以上（融資期間１２か月以上）のプロパー融資を受けること。

イ　申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

(4)　危機関連枠

県内において３か月以上事業を営んでおり、経済産業大臣が認定する大規模な経済危機、災害等に際し、経営の安定に支障を生じていることについて、市町村長の認定を受けた中小企業者とする。なお、第４資金使途から第９報告等に関しては、認定された経済危機等の状況に応じて経済産業大臣の認定毎に決定する。

(5)事業再生枠

私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画や認定経営革新等支援機関の支援を受け策定した再生計画等の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。

(6)　中東情勢対策枠

原則として、県内において１年以上事業を営み、中東情勢の影響により直近３か月間の平均売上高総利益率又は平均売上高営業利益率が、前年同期に比べて１０％以上減少しているものとして、取扱金融機関の確認を受けた中小企業者とする。

第４　資金使途

(1)　経営の安定若しくは活性化又は金融機関との取引を正常化するために必要な資金（設備資金及び運転資金。ただし、中東情勢対策枠については運転資金に限る。）とする。なお、経営力強化枠、協調支援型特別枠及び事業再生枠について計画を策定した場合は、計画の実施に必要な資金に限る。

(2)　(1)の資金について、次の①から④までに該当する場合は、当該①から④までに定める金融債務の返済資金をその資金使途に含めることができる。

①　通常枠について、経営改善計画書（様式経領－１）を提出した場合　秋田県経営安定資金（別表に掲げる新規受付を終了した資金を含む。ただし、借換枠及び令和５年３月３１日までに保証申込みの受付があった経営力強化枠を除く。）に係る金融債務の返済資金

②　経営力強化枠について、秋田県中小企業融資制度並びに融資期間を超過する条件変更を行った緊急経済対策枠及び中小企業災害復旧資金特別枠（東北地方太平洋沖地震復旧支援資金）の既往借入金の返済資金。ただし、中小企業信用保険法第２条第５項第５号については、次の(ｱ)から(ｵ)に掲げる既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金の返済資金に限る。

(ｱ)　危機対策枠及び危機対策特別枠に係る既往借入金

(ｲ)　ウィズ・アフターコロナ枠（伴走支援型特別保証制度に係るものに限る。）に係る既往借入金

(ｳ)　中小企業信用保険法第２条第５項第４号（新型コロナウイルス感染症に係る

ものに限る。）に係る既往借入金

(ｴ)　中小企業信用保険法第２条第６項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）に係る既往借入金

(ｵ)　中小企業信用保険法第２条第５項第５号であって令和２年経済産業省告示第４９号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

③協調支援型特別枠について、秋田県中小企業融資制度要綱で定める全ての制度に係る金融債務の返済資金

④　事業再生枠について、第３(5)の計画に含まれる既往借入金の返済資金

第５　融資条件

(1)　融資限度

①　通常枠　　８，０００万円（ただし、第３(1)④に該当する場合には、別枠とし、５，０００万円とする。）

②　経営力強化枠　　２億８，０００万円

③　協調支援型特別枠　２億８，０００万円

④　事業再生枠　　２億８，０００万円

⑤　中東情勢対策枠　　４，０００万円

(2)　融資期間

①　通常枠　　１０年以内（２年以内の据置期間を含む。）

②　経営力強化枠

運転資金　　５年以内（１年以内の据置期間を含む。）

設備資金　　７年以内（１年以内の据置期間を含む。）

既往借入金を借り換える場合　　１０年以内（１年以内の据置期間を含む。）

③　協調支援型特別枠

運転資金　　１０年以内（１年以内の据置期間を含む。）

設備資金　　１０年以内（３年以内の据置期間を含む。）

④　事業再生枠　　１５年以内（３年以内の据置期間を含む。）

⑤　中東情勢対策枠　　５年以内（１年以内の据置期間を含む。）

(3)　融資利率

①　通常枠　　年２．２０％（セーフティネット保証制度第１号から第４号及び第６号を利用した場合は年２．００％）

②　経営力強化枠　　年２．２０％

③　協調支援型特別枠　年２．２０％

④　事業再生枠　　年２．４０％

⑤　中東情勢対策枠　　年１．８０％

(4)　担保及び保証人

①　通常枠

連帯保証人は原則として法人の場合は代表者のみとし、個人事業者については不要とし、必要に応じて担保を徴求する。ただし、利用金額が２千万円以内のもので、かつ、経営改善計画書（様式経領－１－２）の作成について商工会等の作成指導を受けた者については、原則として、物的担保は徴求しない。

②　経営力強化枠、協調支援型特別枠及び中東情勢対策枠

連帯保証人は原則として法人の場合は代表者のみとし、個人事業者については不要とし、必要に応じて担保を徴求する。

③　事業再生枠

連帯保証人は原則として法人の場合は代表者のみとし、個人事業者については不要とし、必要に応じて担保を徴求する。また、経営者保証免除対応（以下「免除対応」という。）を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

(5)　保証料率

秋田県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が定める率とする。ただし、次の率を上限とする。

①　通常枠（第３(1)③に該当する場合を除く。）　年１．６０％（セーフティネット保証制度第１号から第４号及び第６号を利用した場合は年０．８８％、第５号、第７号及び第８号を利用した場合は年０．７６％）

②　通常枠（第３(1)③に該当する場合に限る。）　年１．６０％（セーフティネット保証制度第１号から第４号及び第６号を利用した場合は年０．５０％、第５号、第７号及び第８号を利用した場合は年０．４５％）

③　経営力強化枠　　年１．４５％（セーフティネット保証制度第５号を利用した場合は年０．５０％）

④　協調支援型特別枠　　年１．２７％

⑤　事業再生枠　　年０．８０％（責任共有制度対象除外の場合は、１．００％。本制度における免除対応を適用する場合は、それぞれ０．２０％を上乗せする。）

⑥　中東情勢対策枠　年０．９５％（セーフティネット保証制度第５号を利用した場合は年０．３８％）

(6)　返済方法

割賦又は一括償還とする。

第６　保証料補助

中小企業者の負担する保証料率を第５(５)に規定する保証料率とするため、秋田県産業労働部産業政策課関係補助金等交付要綱に基づき、保証協会に対して補助を行うものとする。

第７　融資の手続

この制度による融資の手続については、次に定めるところによる。

(1)　通常枠

①　事前に、所轄する商工会等へ秋田県経営安定資金要件認定申請書（様式経領－２）に関係書類を添付し、認定の申請をするものとする。この場合において、第３(1)①から③までのいずれかに該当する者にあっては経営安定資金要件確認書（様式経領－３－１）を添付するものとする。

②　①により認定を受けた者は、取扱金融機関所定の借入申込書に秋田県経営安定資金要件認定申請書（当該申請書に係る添付書類を含む。）を添えて、当該取扱金融機関に直接申し込むものとする。この場合において、既存債務の借換えを行うときは、経営改善計画書（様式経領－１）を取扱金融機関に提出するものとする。

(2)　経営力強化枠

①　事前に、所轄する商工会等へ秋田県経営安定資金要件認定申請書（様式経領－２）に関係書類を添付し、認定の申請をするものとする。

②　①の規定により認定を受けた者は、取扱金融機関所定の借入申込書に、次に掲げる書類を添えて、これを当該取扱金融機関に直接申し込むものとする。

(ｱ)　秋田県経営安定資金要件認定申請書（当該申請書に係る添付書類を含む。）

(ｲ)　「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書

(ｳ)　申込人が策定した事業行動計画書。秋田県経営安定資金融資制度細則第２(1)に定める内容を満たす又は含むものとする。

(ｴ)　中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による市町村長の認定を受けた場合は認定申請書

(3)　協調支援型特別枠

取扱金融機関所定の借入申込書に、次に掲げる書類を添えて、これを当該取扱金融機関に直接申し込むものとする。

(ｱ)　「協調支援型特別保証制度」申込人資格要件申告書兼誓約書

(ｲ)　申込金融機関の支援を受けつつ策定した経営行動計画書。秋田県経営安定資金融資制度細則第２(1)に定める内容を満たす又は含むものとする。

(4)　事業再生枠

取扱金融機関所定の借入申込書に、第３(4)に規定する計画及び関係書類を添付し、直接申し込むものとする。また、免除対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書を添付するものとする。

(8)　中東情勢対策枠

取扱金融機関所定の借入申込書に、当該取扱金融機関から確認を受けた秋田県経営安定資金（中東情勢対策枠）要件確認書（様式経領－３－２）及び関係書類を添えて、これを当該取扱金融機関に直接申し込むものとする。

第８　損失補償

この制度により融資を受けた者が、借入金の返済が不能となったことにより、保証協会が代位弁済をしたときは、次のうちいずれか低い額（責任共有制度対象融資で、かつ負担金方式を選択した金融機関に係るものに関しては８０％を乗じた額)を県が

損失補償するものとする。ただし、保証協会と一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下「保証協会連合会」という。）とが締結する損失補償契約に基づき、保証協会連合会から保証協会に対して、保証債務の履行に伴う損失を補填するための出えんが行われる場合（事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に基づき、信用保証料率の引上げを条件に、保証人の保証を提供しないものとする保証に基づく出えんを除く）は、損失補償の対象としない。

(1)　当該代位弁済金額のうち元本金額の３０％に相当する額及び当該代位弁済金額に係る遅延利息の合計額

(2)　当該代位弁済金額から協会が中小企業信用保険法に基づき受領する金額を控除した残額

第９　報告等

１　経営力強化枠に係る報告等については、次のとおりとする。

①　金融機関は、原則として四半期に１回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。

②　金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。

③　金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から５事業年度にわたり、年１回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

④　金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

⑤　信用保証協会は、金融機関から受けた報告に基づき、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関の経営支援の状況等を県に報告するものとする。

２　協調支援型特別枠に係る報告等については、次のとおりとする。

①　金融機関は、原則として四半期に１回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から経営状況等の報告を受けるものとする。

②　金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。

③　金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から５事業年度にわたり、年１回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、ＥＢＰＭに伴う情報提供として、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、保証申込時点のプロパー融資有無、本保証付き融資実行後のプロパー融資実行有無、プロパー融資実行時点の本制度残

高、金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

④　金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者に対し、指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

3　事業再生枠に係る報告等については、次のとおりとする。

①　金融機関は中小企業者から、四半期に１回、計画の実行状況の報告を受けることとする。

②　事業再生の計画が秋田県経営安定資金融資制度細則第４(2)に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。

③　金融機関は、原則として３年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

④　金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が秋田県経営安定資金融資制度細則第４(2)に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

⑤　信用保証協会は、金融機関から受けた報告に基づき、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関の経営支援の状況等を県に報告するものとする。

附　則

この要領は平成１４年４月１日から実施する。

附　則

この要領は平成１４年５月２４日から実施する。

附　則

この要領は平成１５年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１６年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１７年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１８年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１８年１０月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１９年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１９年１０月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２０年１月２１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２０年９月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２０年１０月３１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２０年１２月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２１年１月１５日から実施する。

附　則

この改正は、平成２１年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２１年６月５日から実施する。

附　則

この改正は、平成２２年２月１５日から実施する。

附　則

この改正は、平成２３年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２４年３月１２日から実施する。

附　則

この改正は、平成２５年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２５年９月１日から実施する。

附　則（抄）

（実施期日）

１　この改正は、平成２５年１１月１日から実施する。

（秋田県中小企業振興資金融資制度要領の一部改正に伴う経過措置）

２　略

（秋田県経営安定資金融資制度要領の一部改正に伴う経過措置）

３　第２の規定による改正前の秋田県経営安定資金融資制度要領に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則

１　この改正中第１の規定は平成２６年４月１日から、第２及び次項の規定は同年７月１日から実施する。

２　第２の規定による改正後の秋田県経営安定資金融資制度要領の規定は、平成２６年７月１日以後に秋田県信用保証協会で保証申込みの受付のあった経営安定資金及び緊急経済対策枠について適用し、同日前に同協会で保証申込みの受付のあった経営安定資金及び緊急経済対策枠については、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成２８年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２８年７月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成３０年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成３０年８月１０日から実施する。

附　則

この改正は、平成３１年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和元年１０月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和２年３月９日から実施する。

附　則

この改正は、令和２年３月２３日から実施する。

附　則

この改正は、令和２年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和２年５月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和３年８月２日から実施する。

附　則

この改正は、令和３年８月１６日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年１月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年７月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年１０月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年１１月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和５年１月１０日から実施する。

附　則

この改正は、令和５年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和６年３月１５日から実施する。

附　則

この改正は、令和６年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和６年７月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和７年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和８年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和８年１０月１５日から実施する。

別　表

<table>
<tr><th rowspan="2">資金の種類</th><th colspan="3">基準倍率</th></tr>
<tr><th>銀　　行</th><th>信用金庫</th><th>信用組合</th></tr>
<tr><td>通常枠</td><td rowspan="15">２．７４</td><td rowspan="15">１．７２</td><td rowspan="15">１．７２</td></tr>
<tr><td>経営力強化枠</td></tr>
<tr><td>協調支援型特別枠</td></tr>
<tr><td>借換枠（新規受付終了）</td></tr>
<tr><td>特別改善枠（新規受付終了）</td></tr>
<tr><td>危機関連枠</td></tr>
<tr><td>新型コロナウイルス感染症対策枠（新規受付終了）</td></tr>
<tr><td>危機関連枠（新型コロナウイルス感染症対応）（新規受付終了）</td></tr>
<tr><td>危機対策枠（新規受付終了）</td></tr>
<tr><td>危機対策特別枠（新規受付終了）</td></tr>
<tr><td>ウィズ・アフターコロナ枠（新規受付終了）</td></tr>
<tr><td>事業再生枠</td></tr>
<tr><td>原油・原材料等価格高騰対策枠（新規受付終了）</td></tr>
<tr><td>中東情勢対策枠</td></tr>
</table>

様式経領－１

令和　　年　　月　　日

経営改善計画書

御 中

住　所
申込人

１　借入が必要となった理由

２　経営改善策（具体的に記載）

３　今後の見通し　（単位：千円）

	前期実績	当期見込	第２年度計画	第３年度計画
売上高				
売上原価				
販売管理費				
営業利益				
当期税引後利益				
支払利息割引料				
減価償却費				
長短借入金残高				
期末従業員数				

様式経領－１－２

令和　　年　　月　　日

経営改善計画書

商工会議所・商工会
秋田県商工会連合会　御 中

住　所
申込人

１　借入が必要となった理由

２　経営改善策（具体的に記載）

３　今後の見通し　（単位：千円）

	前期実績	当期見込	第２年度計画	第３年度計画
売上高				
売上原価				
販売管理費				
営業利益				
当期税引後利益				
支払利息割引料				
減価償却費				
長短借入金残高				
期末従業員数				

令和　　年　　月　　日

経営改善計画の作成について指導したことを証明します。

商工会議所又は商工会若しくは秋田県商工会連合会　　印

（経営指導員名　　）

様式経領－２

令和　　年　　月　　日

秋田県経営安定資金要件認定申請書

商工会議所会頭
商工会会長　　様
秋田県商工会連合会会長

所　　在　　地
名称(商号)
氏名(代表者名)
生年月日　明・大・昭　　年　　月　　日
電　　話　　(　　)

秋田県経営安定資金融資制度の要件の認定について、要領第７(1)から(2)までの規定に基づき申し込みます。

創　　業	年　　月　　日	設　　立	年　　月　　日	資本金
従業員数	常用　　人、臨時　　人、計　　人			千円
業　　種		主要商品等		
申込金額	千円	資金使途		
借入時期	令和　　年　　月　　日	借入希望期間	年（据置　　年）	
借入予定金融機関	銀行・信用金庫・信用組合　　支店			

該当事由	次のうち該当するものを選択してください。 □売上高等の減少（①）　□直前決算赤字計上（②） □倒産企業に対して５０万円以上の売掛債権を有する（③） □破綻金融機関と取引がある（④） □金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う（⑤）
添付書類	上記該当事由の番号（①～⑦）に対応する書類を添付してください。 □経営安定資金要件確認書（様式経領－３－１）（①、②、③） □前期決算書（①、②） □前期・当期の売上高等の明細書あるいは月別試算表等（①） □今後３か月間の見込み売上高等の明細書 （①のうち、今後３か月間の売上高が減少見込みのもの） □倒産企業に対する売掛債権等が分かるもの（③） □中小企業信用保険法第２条第５項第６号の規定による特定中小企業者であることの市町村長の認定書（④） □「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（⑤）

上記の者は、本制度の融資対象の要件に該当することを認定・確認します。
令和　　年　　月　　日

商工会議所会頭
商工会会長　　印
秋田県商工会連合会会長

様式経領－３－１

経営安定資金要件確認書

□「売上高等の減少率」の要件確認	
該当する期間	直近３か月間　・　直近６か月間　・　今後３か月間
減少率またはその予定	……％ ＝ （Ｂ　　千円　－　Ａ　　千円）／（Ｂ　　千円） Ａ＝該当する期間の受注高あるいは売上高（またはその予定） Ｂ＝Ａの期間に対応する前年の受注高あるいは売上高

「今後3か月間」を○で囲んだ方は、減少する理由（具体的に）

□「直前決算赤字計上」の要件確認		
事業年度	年　月　日　～　年　月　日	
決算内容（単位千円）	売上額	
	事業経費	
	経常外損益	
	当期利益	

□「倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等」の要件確認		
倒産企業の状況	企業名	
	所在地	
	倒産年月日	
	倒産事態の内容 (銀行取引停止処分等)	
倒産企業に対する売掛金	（うち回収困難な額　　円 円）	

様式経領－３－２

令和　　年　　月　　日

秋田県経営安定資金（中東情勢対策枠）要件確認書

秋田県信用保証協会　様

（中小企業者）

所　　在　　地

名称(商号)

氏名(代表者名)

生年月日　昭・平　　年　　月　　日

電話番号　　（　　）

【要件①】直近３か月間の平均売上高総利益率又は平均売上高営業利益率が、前年同期に比べて１０％以上減少している。

算定月	直近３か月間の □ 平均売上高総利益率 □ 平均売上高営業利益率 （Ａ）	前年同期 （Ｂ）	減少率 （（Ｂ－Ａ）／Ｂ）
令和　　年　　月から	％	％	％
令和　　年　　月まで			

【要件②】中東情勢の影響を受けている。

※　どのような影響を受けているか具体的に記入してください。

【セーフティネット第５号の認定を受けた場合】

□ 所管する市町村長の認定を受けた中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書を添付してください。

上記（中小企業社名）について、中東情勢の影響を受け、直近３か月間の平均売上高総利益率又は平均売上高営業利益率が、前年同期に比べて１０％以上減少していることを試算表等により確認しました。

令和　　年　　月　　日

（金融機関名）　　印

秋田県経営安定資金融資制度細則

第１　融資条件

要領第３(1)③に該当する場合の経営安定資金の融資限度は、原則として、売掛債権又は前渡金返還請求権の額以内の額とする。

第２　融資の手続

(1)　経営力強化枠の融資の手続きに当たって添付する事業行動計画書及び協調支援型特別枠の融資の手続きに当たって添付する経営行動計画書は以下の内容を満たす又は含むものとする。

①　計画を策定した日の属する事業年度から３事業年度を最短の計画期間とし、原則として同５事業年度を最長の計画期間とする。

②　申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定

③　申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果

④　上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画

(2)　事業再生枠の融資の手続きに当たって、添付する事業再生計画は以下の内容を満たす又は含むものとする。

①　債権者間の合意がとれているもの

②　申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策

③　計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

第３　融資対象

要領第３(4)に規定する計画とは、次のいずれかの計画とする（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）。

【産業競争力強化法第５３条第１項に規定】

①　独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

②　認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）第 59 条第１項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成２６年経済産業省令第１号。以下「施行規則」という。）第３２条第１号に規定】

③　特定認証紛争解決手続（法第２条第２３項に規定）に従って作成された事業再生計画

④　株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画

⑤　株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画

⑥　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画
⑦　私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
⑧　自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
⑨　中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
【施行規則第３２条第２号に規定】
⑩　独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第 140 条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
【施行規則第３２条第３号に規定】
⑪　経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
【施行規則第３２条第４号に規定】
⑫　中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

附　則
この改正は平成１７年４月１日から実施する。
附　則
この改正は、平成１８年４月１日から実施する。
附　則
この改正は、平成１９年４月１日から実施する。
附　則
この改正は、平成２０年１月２１日から実施する。
附　則
この改正は、平成２０年９月１日から実施する。
附　則
この改正は、平成２１年１月１５日から実施する。
附　則
この改正は、平成２３年４月１日から実施する。
附　則
この改正は、平成２４年３月１２日から実施する。
附　則
この改正は、平成２６年４月１日から実施する。
附　則
この改正は、令和２年７月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和２年１２月２３日から実施する。

附　則

この改正は、令和３年２月１９日から実施する。

附　則

この改正は、令和３年８月２日から実施する。

附　則

この改正は、令和３年８月１６日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年７月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和５年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和６年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和６年９月２日から実施する。

附　則

この改正は、令和７年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和８年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和８年８月２７日から実施する。

秋田県新事業展開資金融資制度要領

第１　趣　旨

この要領は、秋田県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に規定する新事業展開資金について、必要な事項を定めるものとする。

第２　預　託

要綱に規定する預託の額は、預託先ごとに、新事業展開資金の融資額を別表１に掲げる数値（同表において「基準倍率」という。）で除して得た額と同程度となるよう配慮するものとする。

第３　融資対象

(1)　創業支援資金

産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）に基づく、次のいずれかに該当する者

①　創業（事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（②に規定する創業を除く。）をいう。）を行おうとする個人であって、１月以内（産業競争力強化法第２条第３２項第１号に規定する認定特定創業支援等事業により同号に規定する経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者（以下「認定特定創業支援等事業創業者」という。）にあっては、６月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

②　創業（事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始することをいう。）を行おうとする個人であって、２月以内（認定特定創業支援等事業創業者にあっては、６月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

③　創業（会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること（中小企業者の行為に限る。）をいう。 ）を行おうとする会社であって、当該創業を行う具体的な計画を有するもの

④　①に規定する創業を行った個人であって、事業を開始した日以後５年を経過していないもの

⑤　②に規定する創業により設立された会社であって、その設立の日以後５年を経過していないもの

⑥　③に規定する創業により設立された会社であって、その設立の日以後５年を経過していないもの

⑦　④に規定する創業を行った個人であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して５年を経過していないとして、⑤に規定する創業者とみなされるもの

⑧　②、③、⑤から⑦に該当し、保証申込受付時点において税務申告１期未終了の創業者にあっては、創業資金総額の１／１０以上の自己資金を有する者（経営者保証を不要とする国の全国統一制度の対象）

(2)　創業支援資金女性・若者支援枠

①　(1)①から⑦に該当する女性又は３５歳未満の若者。

②　(1)⑧に該当する女性又は３５歳未満の若者。

なお、年齢については、所管する商工会等又は秋田県中小企業団体中央会に秋田県創業支援資金推薦依頼書（様式新領－１）又は秋田県創業支援資金推薦依頼書（認定特定創業支援等事業創業者用）（様式新領－１－２）により推薦を依頼した日を基準とする。

(3)　事業革新資金

原則として、県内において１年以上事業を営み、次のいずれかに該当する中小企業者とする。ただし、次の①(ｵ)から(ｹ)及び②(ｴ)のいずれかに該当する者については、事業開始後１年未満の者も対象とする。

①　次のいずれかに該当する者として、商工会議所又は商工会（以下「商工会等」という。）から確認されたもの

(ｱ)　中小企業等経営強化法第１４条第１項の規定による経営革新計画について行政庁の承認を受け、当該承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施する特定事業者

(ｲ)　あきた企業応援ファンド事業、あきた農商工応援ファンド事業又は企業競争力向上支援事業（元気企業グループ育成型・営業力強化型を除き、平成２２年度の新分野進出等企業支援事業、平成２１年度までの経営革新総合支援事業（フェニックスプラン２１）を含む）の事業計画等について、認定・採択等を受けた事業を開始または実施している者で、初年度の事業計画等について認定・採択等を受けた年度から５年度以内の者

(ｳ)　所属する事業協同組合及び商店街振興組合が策定した商店街活性化の基本方針に沿って、空き店舗その他の利用されていない建物を取得し、取壊及び新築し、改造し、若しくは改装し、又は空き地を取得若しくは借用し、店舗を新築して新たに店舗を開設する事業（事業については、一の商業施設の中で、自ら営業に使用する部分と併せて、他の者の営業用に供する部分を一体的に整備する事業を含む。）を行う中小企業者であって、当該事業計画について知事の認定を受けたもの

(ｴ)　地域観光振興計画に基づく、知事が適当と認めた事業を行う者

(ｵ)　特許法（昭和３４年法律第１２１号）に基づく特許の取得（出願中を含む）技術を有しその実用化を図るための事業を開始する者

(ｶ)　別表２に定める研究機関において共同開発した技術・製品の実用化・生産化を図るための事業を開始する者

(ｷ)　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成２０年法律第３８号）の規定に基づき認定を受けた農商工等連携事業を開始する者

(ｸ)　秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課が定める環境調和型産業集積支援事業の認定に関する実施要領に基づき、知事の認定を受けた事業を行う者

(ｹ)　異なる二者以上の中小企業者が連携して、商品開発や販路開拓等を行うため新たに設立した法人または連携のため任意で設立した研究会、調査会等の構成員として連携事業を行う者

②　次のいずれかに該当する者として、商工会等から認定を受けたもの

(ｱ)　事業転換、事業多角化による事業展開を図ろうとする者

(ｲ)　新市場進出による事業展開を図ろうとする者。ただし、県内の既存の販路及び店舗、工場等について廃止・縮小等を行わないことを条件とする。

(ｳ)　海外進出による事業展開を図ろうとする者。ただし、県内の既存の販路及び店舗、工場等について廃止・縮小、また雇用調整及び県内における下請企業への発注量の減少等を行わないことを条件とする。

(ｴ)　第二創業による事業展開を図ろうとする者。

(4)　事業革新資金賃金水準向上枠

上記(3)②に該当し、給与支給総額及び初任給年率平均１．５％増を原則として３年以上実施するための計画（以下「賃金水準向上計画」という。）を策定し、取扱金融機関の確認を受けた中小企業者。

(5)　事業承継資金

①　次のいずれかに該当する中小企業者として、商工会等の推薦を受けたもの（(ｱ)又は(ｲ)に掲げる企業の親会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号に規定する親会社をいう。）又は子会社（同条３項に規定する子会社をいう。）に該当するものを除く。）

(ｱ)　破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始又は金融機関の取引停止処分が発生した企業から事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行う者であって、当該事業を開始した日以後１年を経過していない者

(ｲ)　事業の全部又は一部を取りやめる企業から事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行う者であって、当該事業を開始した日以後１年を経過していない者

(ｳ)　事業承継により従業員等が代表となり、１年を経過していない法人（新代表が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く。）

②　次のいずれかに該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成２０年法律第３３号。以下、「経営承継円滑化法」という。）第１２条第１項第１号イの規定による秋田県知事の認定を受けた会社である中小企業者（金融商品取引法第２条第１６項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第６７条の１１第１項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。以下「申込人」という。）

(ｱ)　当該申込人以外の者が有する当該申込人の議決権株式を取得する必要があること

(ｲ)　当該申込人以外の者が有する当該申込人の事業用資産等を取得する必要があること

(ｳ)　当該申込人の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の３月間における当該申込人の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が、前事業年度の同時期の３月間における売上高等の１００分の８０以下に減少することが見込まれる又は減少していること

(ｴ)　仕入先（当該申込人の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が１００分の２０以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。）からの仕入れに係る取引条件について当該申込人の不利益となる設定又は変更が行われたこと

(ｵ)　取引先金融機関（預金保険法（昭和４６年法律第３４号）第２条第１項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和４８年法律第５３号）第２条第１項に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行であって、当該申込人の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合が１００分の２０以上である場合における当該取引先金融機関に限る。以下同じ。）との取引に係る支障が生じたこと

(ｶ)　その他、諸費用が生じたこと

③　次のいずれかに該当し、経営承継円滑化法第１２条第１項第２号イの規定による秋田県知事の認定を受けた個人である中小企業者

(ｱ)　当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること

(ｲ)　当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること

(ｳ)　当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の３月間における当該中小企業者の売上高等が、前年の同時期の３月間における売上高等の１００分の８０以下に減少することが見込まれる又は減少していること

(ｴ)　仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと

(ｵ)　取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと

(ｶ)　次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと

・当該個人が有する事業用資産等をもってする分割に代えて当該個人が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割

・当該個人が有する事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償

(ｷ)　その他、諸費用が生じたこと

④　次のいずれかに該当し、経営承継円滑化法第１２条第１項第１号イの規定によ

る秋田県知事の認定を受けた中小企業者（以下、「認定中小企業者」という。）の代表者

(ｱ)　認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること

(ｲ)　認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること

(ｳ)　認定中小企業者の代表者が、株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること

(ｴ)　認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて認定中小企業者の代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと

(ｵ)　認定中小企業者の代表者が有する当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は当該事業用資産等の返済義務を逃れるための価格弁償をすること

(ｶ)　その他、諸費用が生じたこと

⑤　次のいずれかに該当する、経営承継円滑化法第１２条第１項第１号ロの規定による秋田県知事の認定を受けた会社である中小企業者（金融商品取引法第２条第１６項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第６７条の１１第１項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）

(ｱ)　他の中小企業者の役員（当該他の中小企業者が会社である場合に限る。以下⑥(ｱ)及び⑦(ｱ)において同じ。）又は親族（他の中小企業者が会社である場合にあっては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。以下⑥(ｱ)及び⑦(ｱ)において同じ。）の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること

(ｲ)　他の中小企業者（他の中小企業者が会社である場合はその代表者。以下⑥(ｲ)及び⑦(ｲ)において同じ。）が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難である　ことにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること

⑥　次のいずれかに該当する、経営承継円滑化法第１２条第１項第２号ロの規定による秋田県知事の認定を受けた個人である中小企業者

(ｱ)　他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること

(ｲ)　他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること

⑦　次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかの事由が生じ、かつ(ｳ)に該当することについて、経営承継円滑化法第１２条第１項第１号ハの規定による秋田県知事の認定を受けた会社である中小企業者

(ｱ)　他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること

(ｲ)　他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること

(ｳ)　認定申請日の直前の決算において次の〈ｲ〉から〈ﾆ〉までに定める全ての要件を満たすこと

〈ｲ〉資産超過であること

〈ﾛ〉ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率が１０倍以内であること

〈ﾊ〉法人･個人の分離がなされていること

〈ﾆ〉返済緩和している借入金がないこと

（注）申込日が、中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第６項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。

⑧　次のいずれかに該当する、経営承継円滑化法第１２条第１項第３号の規定による秋田県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人

(ｱ)　他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること

(ｲ)　他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること

(6)　事業承継資金特別保証対応枠

次のいずれかに該当する者

① 次の(ｱ)又は(ｲ)に該当し、かつ、(ｳ)に該当する中小企業者。

(ｱ) 秋田県信用保証協会の保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。

(ｲ) 令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの。

(ｳ) 次の〈ｲ〉から〈ﾆ〉までに定める全ての要件を満たすこと。

〈ｲ〉資産超過であること

〈ﾛ〉ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率が１０倍以内であること

〈ﾊ〉法人･個人の分離がなされていること

〈ﾆ〉返済緩和している借入金がないこと

（注）申込日が、中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第６項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。

② 経営者円滑化法第１２条第１項第１号ニの規定による秋田県知事の認定を受けており、かつ、上記〈ﾊ〉〈ﾆ〉を満たしている法人

(7) 再生可能エネルギー設備資金

別表３に掲げる設備を設置し、主として発電事業を行う中小企業者として、知事の認定を受けた者

(8) 再生可能エネルギー産業参入支援資金

別表３に掲げる設備を設置、又は同設備に関連する事業を行う中小企業者として、取扱金融機関の確認を受けた者

第４ 資金の使途

(1) 創業支援資金、創業支援資金女性・若者支援枠

事業を実施するために必要な資金。ただし、不動産取得資金及び本資金以外の金融債務の返済資金を除く。

(2) 事業革新資金、事業革新資金賃金水準向上枠

事業を実施するために必要な資金。ただし、金融債務の返済資金を除く。

(3) 事業承継資金

① 第３(5)①に該当する中小企業者にあっては、事業を実施するために必要な資金。ただし、金融債務の返済資金を除く。

② 第３(5)②又は③に該当する中小企業者にあっては、知事が認定した経営の承継の円滑化に必要な以下のいずれかの資金。

(ｱ) 議決権株式の取得資金

(ｲ) 事業用資産等の取得資金

(ｳ) 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金

(ｴ) 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または遺留分侵害額の請

求に基づき支払うべき金銭

(ｵ)　運転資金

③　第３(5)④に該当する中小企業者にあっては、知事が認定した経営の承継の円滑化に必要な以下のいずれかの資金。

(ｱ)　認定中小企業者以外の者が有する株式等の取得資金

(ｲ)　認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等の取得資金

(ｳ)　株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金

(ｴ)　他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき資金

(ｵ)　認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金

④　第３(5)⑤から⑧に該当する中小企業者にあっては、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下に掲げるものを取得するために必要な資金。

(ｱ)　他の中小企業者が有する事業用資産等

(ｲ)　他の中小企業者（会社に限る）の株式等。(当該株式等を取得することにより、当該中小企業者が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の１００分の５０を超える議決権の数を有することとなる場合に限る)

(4)　事業承継特別保証対応枠

①　第３(6)①(ｱ)に該当する中小企業者にあっては、事業を実施するために必要な資金及び個人保証を提供している既往借入金の返済資金。

②　第３(6)①(ｲ)に該当する中小企業者にあっては、事業承継前における個人保証人を提供している既往借入金の返済資金。

③　第３(6)②に該当する中小企業者にあっては、事業承継前における個人保証人を提供している既往借入金の返済資金。(当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの)

(5)　再生可能エネルギー設備資金及び再生可能エネルギー産業参入支援資金

事業を実施するために必要な資金。ただし、用地取得資金及び金融債務の返済資金は除き、再生可能エネルギー設備資金は別表３に掲げる設備設置に係る費用に限る。

第５　融資条件

(1)　融資限度

①　創業支援資金　３，５００万円

秋田県再建企業特別融資資金再起支援資金融資残高と併せた限度とする。

②　創業支援資金女性・若者支援枠　２，５００万円

秋田県再建企業特別融資資金再起支援資金融資残高と併せた限度とする。

③　事業革新資金

(ｱ)　第３(3)①(ｱ)から(ｷ)まで又は第３(3)②に該当する場合　１億円

(ｲ)　第３(3)①(ｸ)に該当する場合　２億円

(ｳ)　第３(3)①(ｹ)に該当する場合　５，０００万円（ただし、事業開始後１年未満の者については、事業費の９０％を限度とする。)

④　事業革新資金賃金水準向上枠　２億円
⑤　事業承継資金　１億円（ただし、第３(5)②から⑧に該当する場合には２億円とする。）
⑥　事業承継資金特別保証対応枠　２億円（ただし、第３(6)②に該当する場合は、別枠とし、２億円とする。）
⑦　再生可能エネルギー設備資金　２億円
⑧　再生可能エネルギー産業参入支援資金　２億８，０００万円（ただし、既存の信用保証協会付き融資残高との合計で２億８，０００万円以下とする。）

(2)　融資期間
①　創業支援資金
(ｱ)第３(1)①から⑦に該当する場合　１０年以内（３年以内の据置期間を含む。）
(ｲ)第３(1)⑧に該当する場合　１０年以内（１年以内の据置期間を含む。）
ただし、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を３年以内とする。
②　創業支援資金女性・若者支援枠
(ｱ)　第３(2)①に該当する場合　１０年以内（３年以内の据置期間を含む。）
(ｲ)　第３(2)②に該当する場合　１０年以内（１年以内の据置期間を含む。）
ただし、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を３年以内とする。
③　事業革新資金　１０年以内（３年以内の据置期間を含む。）
④　事業革新資金賃金水準向上枠　１０年以内（３年以内の据置期間を含む。）
⑤　事業承継資金　１０年以内（３年以内の据置期間を含む。）
⑥　事業承継資金特別保証対応枠　１０年以内（１年以内の据置期間を含む。）
⑦　再生可能エネルギー設備資金　１５年以内（３年以内の据置期間を含む。）
⑧　再生可能エネルギー産業参入支援資金　１５年以内（３年以内の据置期間を含む。）

(3)　融資利率
①　創業支援資金　年１．９５％（秋田県商工会連合会、商工会議所、秋田県中小企業団体中央会又はその他の創業支援機関等（以下「商工会連合会等」という。）が実施する創業塾等を修了した者、県外から移住後３年以内の者は年１．７５％）
②　創業支援資金女性・若者支援枠　年１．７５％
③　事業革新資金、事業革新資金賃金水準向上枠　年１．９５％（セーフティネット保証制度第１号から第４号又は第６号を利用した場合は年１．７５％）
④　事業承継資金　年１．９５％（秋田県事業承継・引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第３２条第２項の認定経営革新等支援機関をいう。）が事業承継に係る支援を実施している者

及び知事が認める後継者育成塾等を修了した者は年１．７５％、セーフティネット保証制度第１号から第４号又は第６号を利用した場合は年１．７５％）

⑤　事業承継資金特別保証対応枠　年１．９５％（中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの事業承継に係る計画及び財務内容その他の確認を受けていない場合。確認を受けている場合は１．７５％）

⑥　再生可能エネルギー設備資金　年１．９５％

⑦　再生可能エネルギー産業参入支援資金　年１．９５％

(4)　担保

①　創業支援資金及び創業支援資金女性・若者支援枠

徴求しないものとする。

②　事業革新資金及び事業革新資金賃金水準向上枠

必要に応じて徴求する。ただし、融資額が２，０００万円以内の場合には、原則として、本資金によって取得した資産を除き、徴求しないものとする。

③　事業承継資金、事業承継資金特別保証対応枠、再生可能エネルギー設備資金及び再生可能エネルギー産業参入支援資金

必要に応じて徴求する。

(5)　保証人

①　事業革新資金、事業革新資金賃金水準向上枠、再生可能エネルギー設備資金、再生可能エネルギー産業参入支援資金

連帯保証人は原則として、法人の場合代表者のみとし、個人事業者に関しては不要とする。

②　創業支援資金、創業支援資金女性・若者支援枠

(ｱ)　第３(1)①から⑦、(2)①に該当の場合

連帯保証人は原則として、法人の場合代表者のみとし、個人事業者に関しては不要とする。

(ｲ)　第３(1)⑧、(2)②に該当の場合

連帯保証人は不要とする。

③　事業承継資金

(ｱ)　第３(5)①、②、③に該当の場合

連帯保証人は原則として、法人の場合代表者のみとし、個人事業者に関しては不要とする。

(ｲ)　第３(5)④に該当の場合

連帯保証人は原則として、認定中小企業者のみとする。

(ｳ)　第３(5)⑤、⑥に該当の場合

連帯保証人は原則として、会社の代表者又は他の中小企業者（会社に限る。）とする。

(ｴ)　第３(5)⑦に該当の場合

連帯保証人は不要とする。

(ｵ)　第３(5)⑧に該当の場合

連帯保証人は原則として、他の中小企業者（会社に限る。）のみとする。

④　事業承継資金特別保証対応枠

連帯保証人は不要とする。

(6)　保証料率

保証協会が定める率とする。ただし、次の率を上限とする。

①　創業支援資金　年０．７０％（第３(1)⑧に該当する場合は年０．９０％）

②　創業支援資金女性・若者支援枠　年０．３０％（第３(2)②に該当する場合は年０．５０％）

③　事業革新資金　年０．６０％（セーフティネット保証制度第１号から第４号又は第６号を利用した場合は年０．７０％）

④　事業革新資金賃金水準向上枠　０％

⑤　事業承継資金　０％

⑥　事業承継資金特別保証対応枠　０％

⑦　再生可能エネルギー設備資金　年１．０７％

⑧　再生可能エネルギー産業参入支援資金　年０．１０％

(7)　返済方法

割賦又は一括償還とする。

第６　保証料補助

中小企業者の負担する保証料率を第５(６)に規定する保証料率とするため、秋田県産業労働部産業政策課関係補助金等交付要綱に基づき、保証協会に対して補助を行うものとする。

第７　融資の手続

この制度による融資の手続については、次の(1)から(6)までの規定及び秋田県新事業展開資金融資制度取扱細則に定めるところによる。

(1)　創業支援資金及び創業支援資金女性・若者支援枠

①　創業支援資金の融資を受けようとする者は、所轄する商工会等又は秋田県中小企業団体中央会に秋田県創業支援資金推薦依頼書（様式新領－１）（認定特定創業支援等事業創業者にあっては、秋田県創業支援資金推薦依頼書（認定特定創業支援等事業創業者用）（様式新領－１－２））に関係書類を添付し、推薦を依頼するものとする。なお、第３(1)①から③、第３(2)①のうち第３(1)①から③に該当する者及び開業後１年以内の者については創業・再挑戦事業計画書（様式新領－２）、第３(1)⑧及び第３(2)②に該当する者については創業計画書（様式新領－７）、それ以外の者については事業計画書（様式新領－３）を添付するものとする。

また、県外から移住後３年以内の者は、その事実を確認できる住民票や戸籍の附票等の公的書類を添付するものとする。

②　商工会連合会等が実施する創業塾等を修了した者は、秋田県創業支援資金推薦

依頼書（様式新領－１）（認定特定創業支援等事業創業者にあっては、秋田県創業支援資金推薦依頼書（認定特定創業支援等事業創業者用）（様式新領－１－２））により、商工会連合会等に推薦を依頼するものとする。

③　推薦を受けた者は、要綱により県の指定する取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）所定の借入申込書に添付書類を付し、直接申し込むものとする。

④　創業支援資金女性・若者支援枠の融資を受けようとする者は、上記①から③に加え、女性又は３５歳未満の若者である事実を確認できる住民票や戸籍の附票等の公的書類を添付するものとする。

(2)　事業革新資金及び事業革新資金賃金水準向上枠

①　事前に、所轄する商工会等に秋田県新事業展開資金事業革新資金要件認定・確認申請書（様式新領－４）に関係書類を添付し、認定又は確認の申請をするものとする。

②　商工会等は、①による申し込みがあった場合、必要に応じて公益財団法人あきた企業活性化センター理事長に対し認定等についての確認を求めることができる。

③　事業革新資金の融資を受けようとする者で、①により認定又は確認を受けた者は、取扱金融機関所定の借入申込書に秋田県新事業展開資金事業革新資金要件認定・確認申請書及び添付書類を付し、取扱金融機関に直接申し込みをするものとする。

④　事業革新資金賃金水準向上枠の融資を受けようとする者は、上記①から③に加え、賃金水準向上計画書（様式新領－４－２）を添付するものとする。

(3)　事業承継資金

①　事業承継資金の融資を受けようとする者は、事前に、秋田県事業承継資金推薦依頼書（様式新領－５）により、所轄する商工会等に推薦を依頼するものとする。また、取扱金融機関所定の借入申込書、事業計画書等の添付書類を付し、当該取扱金融機関に対して直接、融資を申し込むものとする。

②　商工会等は、①による推薦の依頼があった場合は、必要に応じて知事に対し認定等についての確認を求めることができる。

③　第３(5)②から⑧に該当する者として事業承継資金の融資を受けようとする者は、①の書類の他に中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第１２条第１項による秋田県知事の認定が確認できる書類を添付するものとする。

④　第３(5)⑦に該当する者は、③の書類の他に全国統一様式の財務要件等確認書を添付するものとする。

⑤　貸付金利の優遇適用を希望する者は、事業承継支援案件通知書（様式新領－６）又は知事が認める後継者育成塾等を終了したことを証明する書類を添付するものとする。

(4)　事業承継資金特別保証対応枠

金融機関所定の借入申込書に全国統一制度の事業承継特別保証所定様式を添付し、取扱金融機関のうち、既に与信取引がある金融機関に対して直接、融資を申し込むものとする。

(5)　再生可能エネルギー設備資金

知事の認定を受け、再生可能エネルギー設備資金の融資を受けようとする者は、所定の借入申込書に再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書（様式新細－１１）及び再生可能エネルギー発電事業計画書（様式新細－１０）の写しを添付し、取扱金融機関に直接申し込みをするものとする。

(6)　再生可能エネルギー産業参入支援資金

取扱金融機関所定の借入申込書に、当該取扱金融機関から確認を受けた新事業展開資金（再生可能エネルギー産業参入支援資金）要件確認書（様式新領－８）及び関係書類を添付し、直接申し込むものとする。

第８　損失補償

この制度により融資を受けた者が、借入金の返済が不能となったことにより、保証協会が代位弁済をしたときは、次のうちいずれか少ない額（責任共有制度対象融資で、かつ負担金方式を選択した金融機関に係るものに関しては８０％を乗じた額）を県が損失補償するものとする。

ただし、保証協会と一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）が締結する損失補償契約に基づき、連合会から保証協会に対して、保証債務の履行に伴う損失を補填するための出えんが行われる場合（事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に基づき、信用保証料率の引上げを条件に、保証人の保証を提供しないものとする保証に基づく出えんを除く）は、損失補償の対象としない。

(1)　当該代位弁済金額のうち、制度ごとに元本金額に次の割合を乗じたものに相当する額及び代位弁済金額に係る遅延利息の合計額

①　事業革新資金	第３(3)①(ｱ)から(ｴ)まで及び②に該当するもの	２０％
	第３(3)①(ｵ)から(ｹ)までに該当するもの	３０％
②　事業革新資金賃金水準向上枠		２０％
③　事業承継資金及び事業承継資金特別保証対応枠		３０％
④　再生可能エネルギー設備資金		２０％
⑤　再生可能エネルギー産業参入支援資金		３０％

(2)　当該代位弁済金額から保証協会が中小企業信用保険法に基づき受領する金額を控除した残額

第９　報告等

(1)　創業支援資金、創業支援資金女性・若者支援枠

①　金融機関は、第３(1)⑧及び(2)②により融資を受けた創業者に対して、次の報告等を行うものとする。

(ｱ)　融資実行後、創業者が会社を設立して原則３年目及び５年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。

(ｲ)　創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に

到来する４月又は１０月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

② 信用保証協会は、第３(1)⑧及び(2)②により融資を受けた創業者の中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額及び保証承諾日、保証承諾金額を電子媒体で経済産業省に送付するものとする。

(2) 事業革新資金賃金水準向上枠

第３(4)により融資を受けた者は、計画最終年度まで毎事業年度終了後３か月以内に賃金水準向上計画実績報告書（様式新領－４－３）により、金融機関に計画の実行状況を報告するものとする。

金融機関は、中小企業者から受けた報告に基づき、県に報告するものとする。

(3) 再生可能エネルギー産業参入支援資金

金融機関は、確認した新事業展開資金（再生可能エネルギー産業参入支援資金）要件確認書（様式新領－８）を県に提出するものとする。

附　則

この制度は平成１４年４月１日から実施する。

附　則

この制度は平成１５年２月２６日から実施する。

附　則

この制度は平成１５年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１６年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１７年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１８年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１８年１０月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１９年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１９年１０月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２０年１月２１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２０年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２１年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２２年５月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２３年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２３年５月１６日から実施する。

附　則

この改正は、平成２４年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２５年１月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２５年４月１日から実施する。

附　則

１　この改正中第１の規定は平成２６年４月１日から、第２及び次項の規定は同年７月１日から実施する。

２　第２の規定による改正後の秋田県新事業展開資金融資制度要領第５の規定は、平成２６年７月１日以後に秋田県信用保証協会で保証申込みの受付のあった再生可能エネルギー設備資金及び再生可能エネルギー導入支援資金に係る保証料率について適用し、同日前に同協会で保証申込みの受付のあった再生可能エネルギー設備資金及び再生可能エネルギー導入支援資金に係る保証料率については、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成２７年３月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２７年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２８年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２８年７月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２９年７月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成３０年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成３０年８月１０日から実施する。

附　則

この改正は、平成３０年１１月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和元年１０月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和２年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和３年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和３年８月１６日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年７月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年８月３１日から実施する。

附　則

この改正は、令和５年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和６年３月１５日から実施する。

附　則

この改正は、令和６年９月２日から実施する。

附　則

この改正は、令和７年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和８年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和８年８月２７日から実施する。

別表１

資金の種類	基準倍率		
	銀　行	信用金庫	信用組合
創業支援資金	３．３４	２．７３	２．４３
創業支援資金 女性・若者支援枠	３．３４	２．７３	２．４３
事業革新資金	２．７４	１．７２	１．７２
事業革新資金 賃金水準向上枠	２．７４	１．７２	１．７２
事業承継資金	２．７４	１．７２	１．７２
事業承継資金特別保証対応枠	２．７４	１．７２	１．７２
再生可能エネルギー設備資金	２．７４	１．７２	１．７２
再生可能エネルギー産業参入支援資金	２．７４	１．７２	１．７２

別表２

研究機関
産業技術センター 総合食品研究センター 秋田県立大学及び付属研究機関 秋　田　大　学

別表３

施　　設
太陽光発電設備（これに付属する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置又は系統連系設備を含む。）
風力発電設備（これに付属する専用の塔、起倒装置、蓄電装置、制御装置又は系統連系設備を含む。）
水力発電設備（出力が三万キロワット以下のもので、これに付属する蓄電池設備、制御装置又は系統連系設備を含む。）
地熱発電設備（これに付属する蒸気井に関する設備、蓄電池設備、制御装置又は系統連系設備を含む。）
バイオマスエネルギー利用設備で、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和５５年法律第７１号）第２条第１号に規定する化石燃料を除く。）をいう。以下同じ。）又はバイオマスを原材料とする燃料（以下「バイオマス燃料」という。）を発電に利用するためのもの（これに付属するバイオマス又はバイオマス燃料の受入・貯留・供給設備、副生成物処理設備、制御装置又は系統連系設備を含む。）

様式新領－１

令和　　年　　月　　日

秋田県創業支援資金推薦依頼書

商工会議所会頭
商工会会長　　様
秋田県中小企業団体中央会会長

所　　在　　地
名称(商号)
氏名(代表者名)
生年月日　明・大・昭・平　　年　　月　　日
電　　話　　(　　)

秋田県創業支援資金を利用するのに伴い、秋田県新事業展開資金融資制度要領第７(1)の規定に基づき推薦を依頼します。

創業（予定）	年　　月　　日		資本金（法人記入）
従業員数	常用　　人、臨時　　人、計　　人		千円
業　　種		主要商品等	
申込金額	千円	借入希望期間	年（据置　　年）
借入予定金融機関	銀行・信用金庫・信用組合　　支店		

該当事由	□事業を営んでいない個人で、１月以内に事業を開始（①） □事業を営んでいない個人で、２月以内に会社を設立して事業を開始（②） □県内の会社が、県内に新たな会社を設立して事業を開始（③） □新たに事業を始めた個人で、事業開始以後５年未満（④） □新たに設立された会社で、設立の日以後５年未満（⑤） □会社によって新たに県内に設立された会社で、設立の日以後５年未満（⑥） □新たに事業を始め、法人成りをした個人で、事業開始以後５年未満（⑦） □上記②、③、⑤～⑦に該当し、経営者保証を不要とする国の全国統一制度を利用（⑧）
添付書類	□創業・再挑戦事業計画書（上記①、②、③または開業後１年以内）－様式新領－２ □創業計画書（上記⑧）－様式新領－７ □事業計画書（開業後、１年超）－様式新領－３ □創業塾等を修了した者は、創業塾等を修了したことを証明する書類 □県外から移住後３年以内の者は、その事実を証明する住民票又は戸籍の附票 □女性又は３５歳未満の者は、その事実を確認できる住民票や戸籍の附票等の公的書類 □その他の関係書類 （　　）

上記の者を秋田県創業支援資金の融資対象として推薦します。
令和　　年　　月　　日

商工会議所、商工会又は秋田県中小企業団体中央会　　印
（経営指導員又は指導員名　　）

様式新領－１－２

令和　　年　　月　　日

秋田県創業支援資金推薦依頼書（認定特定創業支援等事業創業者用）

商工会議所会頭
商工会会長　　様
秋田県中小企業団体中央会会長

所　　在　　地
名称(商号)
氏名(代表者名)
生年月日　明・大・昭・平　　年　　月　　日
電　　話　　(　　)

秋田県創業支援資金を利用するのに伴い、秋田県新事業展開資金融資制度要領第７(1)の規定に基づき推薦を依頼します。

創業（予定）	年　　月　　日		資本金（法人記入）
従業員数	常用　　人、臨時　　人、計　　人		千円
業　　種		主要商品等	
申込金額	千円	借入希望期間	年（据置　　年）
借入予定金融機関	銀行・信用金庫・信用組合　　支店		

該当事由	□事業を営んでいない個人で、６月以内に事業を開始（①） □事業を営んでいない個人で、６月以内に会社を設立して事業を開始（②） □県内の会社が、県内に新たな会社を設立して事業を開始（③） □新たに事業を始めた個人で、事業開始以後５年未満（④） □新たに設立された会社で、設立の日以後５年未満（⑤） □会社によって新たに県内に設立された会社で、設立の日以後５年未満（⑥） □新たに事業を始め、法人成りをした個人で、事業開始以後５年未満（⑦） □上記②、③、⑤～⑦に該当し、経営者保証を不要とする国の全国統一制度を利用（⑧）
添付書類	□創業・再挑戦事業計画書（上記①、②、③または開業後１年以内）－様式新領－２ □創業計画書（上記⑧）－様式新領－７ □事業計画書（開業後、１年超）－様式新領－３ □認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市町村長の証明書の写し □創業塾等を修了した者は、創業塾等を修了したことを証明する書類 □県外から移住後３年以内の者は、その事実を証明する住民票又は戸籍の附票 □女性又は３５歳未満の者は、その事実を確認できる住民票や戸籍の附票等の公的書類 □その他の関係書類 （　　）

上記の者を秋田県創業支援資金の融資対象として推薦します。
令和　　年　　月　　日

商工会議所、商工会又は秋田県中小企業団体中央会　　印
（経営指導員又は指導員名　　）

様式新領－２

創業・再挑戦事業計画書

令和　　年　　月　　日

秋田県信用保証協会 御中

〔申込人〕
住　　所
会 社 名
氏名または
代表者氏名

創業関連保証・再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下のとおり創業・再挑戦計画を提出します。

１．事業概要

開業形態	個人事業 ・ 会社事業		商　号(個人) 会社名(会社)		
開業(予定)住所	電話　　(　　)				
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	令和　　年　　月　　日	
業　種			資　本　金	［会社設立(予定)の場合］ 円	
許可等 ［許可等取得が必要な場合］	(種類)	(許可・免許・登録・認証の別を記入)	(根拠法)	［取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)］	
従業員数	名	取扱品		仕入先	
開業動機・目的					
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得					
〔会社設立予定の場合〕 出資者・出資額					
事業協力者の住所・氏名・勤務先					

２．創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けてください〕

ア　設備機械器具等発注済である。
イ　土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
ウ　土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
エ　商品・原材料の仕入を行っている。
オ　事業に必要な許認可を受けている。
カ　事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
　（　　）
キ　その他（具体的に記入してください。　　）

３．運転資金計画

名　　称	金　　額	積　算　内　訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人　件　費　等		
そ の 他 の 資 金		
計	A	

4．設備計画

区分	土地・建物	面　　積	取得方法（自己・新築 / 取得・賃貸）	取得に要する資金	契約年月日	取得（完成）年月日
事業用不動産	土　　地	㎡		千円		
	建　　物	㎡		千円		
	計	B　（取得に要する資金）　千円				

区分	名　　称	型式・能力	数 量	単　価	金　　額	発　注　先	設置（完成）年月日
機械器具・什器備品等							
	計	C　（金　額）　千円					

5．今回の資金計画による必要資金合計

Ａ＋Ｂ＋Ｃ＝＿＿＿＿＿＿＿＿千円（Ｄ）

6．資金調達計画

	預　　金			預　金　以　外	
自己資金	預け先（金融機関本支店名等）	預金種別	金　　額	種　　類	金　　額
			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他（具体的に）（　　）	
			千円		
	自　己　資　金　合　計		千円		

	借　　入　　先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
借入金等（※）	今回の借入額	％	千円	千円	・　～　・
			千円		・　～　・
			千円		・　～　・
			千円		・　～　・
	借　入　金　等　合　計		千円	調達資金　合計	D　千円

（※）今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

7. 収支計画（今後1年間分）

支　　出		収　　入	
仕　入　高	千円	売　上　高	
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人　件　費		雑　収　入	
その他費用			
利　　益			
計		計	

8. 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年　　千円			年　　千円	

9. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください。
（経営者本人が負担している保証債務も含みます）

10. その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入ください）

11.（再挑戦支援保証の申込みの方はご記入ください）

廃止もしくは解散に至った経過や原因の詳細、またその経験を今回の開業にどのように活かすか等を具体的にお書きください。〔既に会社を設立されている場合、会社を設立された方（創業者）が廃止、解散等の経験をどのように活かしたかをお書きください。〕

様式新領－３

事業計画書（創業支援資金）

業 者 名		代表者名	

１．事業計画等

開業からの推移（令和　　年　　月から令和　　年　　月まで）
本融資における事業概要（今後３期の見通しを含む）

2．設備計画等

<table>
<tr><td rowspan="10">設備資金</td><td rowspan="5">不動産</td><td>区　分</td><td>面積(㎡)</td><td>取得方法</td><td>価額（千円）</td><td>備考</td><td>契約年月日
（予定）</td></tr>
<tr><td>□土地
□建物</td><td></td><td>□新築　□改装
□賃貸　□買取</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>□土地
□建物</td><td></td><td>□新築　□改装
□賃貸　□買取</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>□土地
□建物</td><td></td><td>□新築　□改装
□賃貸　□買取</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">小　　計</td><td colspan="3">千円（A）</td></tr>
<tr><td colspan="7">※同一不動産の取得方法が複数該当するときは、価額をあわせて記載し、契約書(見積書)等を添付してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他設備</td><td colspan="2">名称等</td><td>数　量</td><td>単価（千円）</td><td>金額（千円）</td><td>設置年月日
（予定）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">小　　計</td><td colspan="3">千円（B）</td></tr>
<tr><td colspan="4">計</td><td colspan="3">千円（C＝A＋B）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">運転資金</td><td colspan="2">名称等</td><td colspan="2">金額（千円）</td><td colspan="2">内　　訳</td></tr>
<tr><td colspan="2">仕入資金</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">人件費・賃金等</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td colspan="4">千円（D）</td></tr>
<tr><td colspan="4">合計（総投資額）</td><td colspan="3">千円（E＝C＋D）</td></tr>
</table>

※それぞれの項目に記載が出来ない場合は、内訳表を別添としてください。

3．資金計画表

（単位：千円）

			年期	年期	計
総投資額					
調達方法	借入金	政府系金融機関借入			
		民間金融機関借入 （うち当資金対応分）	（　　）	（　　）	（　　）
		その他			
		計			
	補助金等				
	自己資金				
	その他				
	計				

※本融資に伴う計画が複数期にわたる場合はご記入ください。

4．収支計画表

（単位：千円）

	前々期	前　期	計画 今　期	計画 次　期	計画 次々期
売上高 （うち融資対象事業）			（　　）	（　　）	（　　）
売上原価					
販売管理費					
営業利益					
当期税引後利益					
減価償却費 計					
人件費					
長短借入金残高					
長期借入金返済額 （うち本融資分）			（　　）	（　　）	（　　）

※過去２期末分の実績の記載及び今後３期分の予定を作成して下さい。
「事業多角化」「新市場進出」に該当する方は、本融資に係る売上を、(内融資対象事業)に記載してください。

様式新領－４

令和　　年　　月　　日

秋田県新事業展開資金 事業革新資金要件 認定・確認 申請書

商工会議所会頭
商工会会長　　様

所　　在　　地
名称(商号)
氏名(代表者名)
生年月日　明・大・昭・平　　年　　月　　日
電　　話　　(　　)

秋田県新事業展開資金融資制度事業革新資金の要件の認定･確認について､同要領第７(２)の規定に基づき申し込みます。

創　業	年　月　日	設　立	年　月　日	資本金
従業員数	常用　　人、臨時　　人、計　　人			千円
業　種		主要商品等		
申込金額	千円	借入希望期間	年　(据置　　年)	
借入予定金融機関	銀行・信用金庫・信用組合　　支店			

該当事由	添付書類
□経営革新計画	□ 経営革新計画承認書の写し（計画書も添付） □ 事業計画書（様式新細－５及び９）
□あきた企業応援ファンド あきた農商工応援ファンド事業 企業競争力向上支援事業 など	□ 認定・採択等を証する資料の写し（計画書等も添付） □ 事業計画書（様式新細－５及び９）
□商店街活性化 個店整備計画	□ 商店街活性化個店整備計画（様式新細－１） □ 商店街活性化基本計画書（様式新細－１の２） □ 商店街活性化個店整備計画認定通知の写し
□ 地域観光振興計画	□ 事業計画書（様式新細－３及び９） □ 認定通知の写し
□ 特許法	□ 事業計画書（様式新細－６及び９） □ 特許技術等と事業との関係のわかる書面

該当事由	添付書類
□ 共同開発	□ 事業計画書（様式新細－６及び９） □ 共同開発技術等と事業との関係のわかる書面 □ 研究機関と共同開発をしたことのわかる書面
□ 事業転換 □ 事業多角化 □ 新市場進出 □ 海外進出 □ 第二創業	□ 事業計画書（様式新細－８及び９） ※第二創業のみ □ すでに営んでいる事業の業歴がわかる書面
□ 環境調和型事業	□ 事業計画書 □ 認定通知の写し
□ 農商工等連携	□ 事業計画認定書の写し（計画書も添付） □ 事業計画書（様式新細－５及び９）
□ 企業連携 （要領第３(3)①(ｹ)）	□ 事業計画書（様式新細－７及び９）
□ 共通	□ 決算書（直近２期分） □ その他申請内容を補完するもの （内訳書、見積書、契約書、図面書） （　　）

上記の者は、本制度の融資対象の要件に該当することを認定・確認します。

令和　　年　　月　　日

商工会議所会頭

商工会会長　　印

様式新領－４－２

令和　年　　月　　日

賃金水準向上計画書（　年）

取扱金融機関　　様

所　　在　　地
名称(商号)
氏名(代表者名)
電　　話

秋田県事業革新資金賃金水準向上枠の利用にあたり確認を受けたいので、秋田県新事業展開資金融資制度要領第７(2)④の規定に基づき申請します。

（単位：千円）

	年　月期（基準年度）	年　月期（初年度）	年　月期	年　月期	年　月期	年　月期
①売上高（収入高）						
②営業利益						
③経常利益						
④人件費						
⑤減価償却費						
⑥設備投資額						
⑦従業員数	人	人	人	人	人	人
⑧付加価値額（②＋④＋⑤）						
付加価値伸び率（対基準年度）		%	%	%	%	%

⑨給与支給総額						
伸び率（対基準年度）		%	%	%	%	

【要件１】給与支給総額年率平均１．５％増　　%

⑩初任給（　　）						
伸び率（対基準年度）		%	%	%	%	

【要件２】初任給年率平均１．５％増　　%

（□初任給を定めていない）

秋田県新事業展開資金融資制度要領第３(4)に該当する計画であることを確認しました。
令和　　年　　月　　日

金　融　機　関
担当者職氏名

様式新領－４－２（記載例）

記載例

令和４年６月○○日

賃金水準向上計画書（４年）

取扱金融機関　　様

所　　在　　地　秋田県○○市○○１－１
名称(商号)　　株式会社○○○○
氏名(代表者名)　○○　○○
電　　話　○○○(○○○)○○○○

秋田県事業革新資金賃金水準向上枠の利用にあたり確認を受けたいので、秋田県新事業展開資金融資制度要領第７(2)④の規定に基づき申請します。

（単位：千円）

	21年12月期（基準年度）	22年12月期（初年度）	23年12月期	24年12月期	25年12月期（最終年度）	年　月期
①売上高（収入高）	1,000,000	1,030,000	1,070,000	1,100,000	1,130,000	
②営業利益	50,000	51,500	53,500	55,000	56,500	
③経常利益	45,000	46,500	48,500	50,000	51,500	
④人件費	150,000	154,500	160,500	165,000	169,500	
⑤減価償却費	5,000	7,500	7,500	7,500	7,500	
⑥設備投資額	100,000	0	0	0	0	
⑦従業員数	30人	30人	31人	31人	32人	人
⑧付加価値額（②＋④＋⑤）	205,000	213,500	221,500	227,500	233,500	
付加価値伸び率（対基準年度）		4.1%	8.0%	10.9%	13.9%	%

⑨給与支給総額	130,000	131,000	135,000	137,000	141,500	
伸び率（対基準年度）		0.7%	3.8%	5.3%	8.8%	
【要件１】給与支給総額年率平均１．５％増						2.2%

⑩初任給（大卒程度）	200	202	205	210	216	
伸び率（対基準年度）		1.0%	2.5%	5.0%	8.0%	
【要件２】初任給年率平均１．５％増						2.0%

（□初任給を定めていない）

秋田県新事業展開資金融資制度要領第３(4)に該当する計画であることを確認しました。
令和　　年　　月　　日

金　融　機　関
担当者職氏名

様式新領－４－２（記載要領）

記載要領

以下により、事業年度を設定の上、①～⑩までの金額等を記載し、伸び率を算出してください。

01　原則として、本計画書提出日の直前の事業年度を基準年度、その翌事業年度（計画書提出日の属する事業年度）を初年度とし、初年度を含めて３年以上の計画を策定する。
※６年以上の計画を策定する場合は、６年目以降を２ページ目に記載すること。

02　①～⑩には各事業年度末決算期の実績及び計画値を記載する。

03　④人件費については、以下のものを含む。
・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費・退職金等を含んだもの。）
・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、退職金及び退職金給与引当金繰入
・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の費用
※上記の算出ができない場合、平均給与に従業員数を掛けることで算出。

04　⑦従業員数については、以下のとおりとする。
・事業年度末時点での、健康保険・厚生年金保険被保険者を従業員とする。
・パート（短時間）等、保険の対象とならない者については、正社員並の労働時間に換算し、合算する。
【例】被保険者（正社員）１人 ＋ パート３人 ＝ ２．５人
（週 40 時間）　（週 20 時間/人）

05　⑨給与支給総額については、以下のものを含む。
・従業員や役員に支払う給料・賃金・賞与
・各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住居手当等）
※退職手当など、給与所得とされないものや福利厚生費は含まない。

06　⑩初任給月額は、就業規則等で定める額とする。高卒または大卒等の区分を設けている場合は、いずれか１つの区分を選択し、区分を記載する。
※初任給を定めていない企業は「初任給を定めていない」にチェックすること。
（その場合は【要件１】給与支給総額年率平均１．５％増のみを要件とする）

07　伸び率は、以下の計算式により算出する。
【計算式】(当該年度の額－基準年度の額)／基準年度の額×100　※小数点第２位以下切り捨て

08　給与支給総額及び初任給年率平均は、以下の計算式により算出する
【計算式】最終年度伸び率／計画年数　※小数点第２位以下切り捨て

様式新領－４－３

令和　　年　　月　　日

賃金水準向上計画実績報告書

取扱金融機関　　様

所　　在　　地
名称(商号)
氏名(代表者名)
電　　話　　(　　)

秋田県賃金水準向上資金融資制度要領第７の規定に基づき報告します。

（単位：千円）

	年　月期（基準年度）	年　月期（初年度）	年　月期	年　月期	年　月期	年　月期
①売上高（収入高）						
②営業利益						
③経常利益						
④人件費						
⑤減価償却費						
⑥設備投資額						
⑦従業員数	人	人	人	人	人	人
⑧付加価値額（②＋④＋⑤）						
付加価値伸び率（対基準年度）		%	%	%	%	%

⑨給与支給総額						
伸び率（対基準年度）		%	%	%	%	

【要件１】給与支給総額年率平均１．５％増　　%

⑩初任給（　　）						
伸び率（対基準年度）		%	%	%	%	

【要件２】初任給年率平均１．５％増　　%

（□初任給を定めていない）

様式新領－４－３

記載例
（４年計画のうち２年を経過した場合）

令和６年２月○○日

賃金水準向上計画実績報告書

取扱金融機関　　様

所　　在　　地　秋田県○○市○○１－１
名称（商号）　株式会社○○○○
氏名（代表者名）　○○　○○
電　　話　○○○（○○○）○○○○

秋田県賃金水準向上資金融資制度要領第＿の規定に基づき報告し

計画最終年度までの決算期を記載

	21年12月期（基準年度）	22年12月期（初年度）	23年12月期	24年12月期	25年12月期（最終年度）	月期
①売上高（収入高）	1,000,000	1,005,340	1,061,000			
②営業利益	50,000	49,940	53,250			
③経常利益	45,000	45,550	48,000			
④人件費	150,000	152,200	159,910			
⑤減価償却費	5,000	7,500	7,500			
⑥設備投資額	100,000	0	0			
⑦従業員数	30人	30人	30人	人	人	人
⑧付加価値額（②＋④＋⑤）	205,000	209,640	221,500			
付加価値伸び率（対基準年度）		2.3%	7.6%	%	%	%

⑨給与支給総額	130,000	130,800	132,170			
伸び率（対基準年度）		0.6%	1.7%	%	%	

【要件１】給与支給総額年率平均１．５％増　　%

⑩初任給（大卒程度）	200	200	205			
伸び率（対基準年度）		0%	2.5%	%	%	

【要件２】初任給年率平均１．５％増　　%

（□初任給を定めていな　）

報告時点までの実績を記載

年率平均は最終報告の場合のみ記載

様式新領－５

令和　　年　　月　　日

秋田県事業承継資金推薦依頼書

商工会議所会頭
商工会会長　　様

所　　在　　地
名称(商号)
氏名(代表者名)
生年月日　明・大・昭・平　　年　　月　　日
電　　話　　(　　)

秋田県事業承継資金を利用したいので､秋田県新事業展開資金融資制度要領第７(3)の規定に基づき、本制度の融資の推薦について、次のとおり申請します。

創業（予定）	年　　月　　日			資本金(法人記入)
従業員数	常用　　人、臨時　　人、計　　人			千円
業　　種		主要商品等		
申込金額	千円	資金使途		
借入時期	年　月　日	借入希望期間	年（据置　　年）	
借入予定金融機関	銀行・信用金庫・信用組合　　支店			
該当事由	次のうち該当するもの１つを選択してください。 □破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別精算開始又は金融機関の取引停止処分が発生した企業から事業を承継 □事業の全部又は一部を取りやめる企業から事業を承継 □事業承継により親族以外の従業員等が代表となった法人 （新代表が旧代表の三親等以内の親族でないこと） □秋田県新事業展開資金融資制度要領第３（５）②～⑧に該当する者として、秋田県知事の認定を受けた者			
添付書類	□事業計画書 □該当事由を証する書類 □貸付金利の優遇適用を希望する場合、事業承継支援案件通知書（様式新領－６）又は知事が認める後継者育成塾等を修了したことを証明する書類			

上記の者を秋田県事業承継資金の融資対象として推薦します。
令和　　年　　月　　日

商工会議所会又は商工会　　印
（経営指導員名）

事　業　計　画　書（中小企業者用）

令和　　年　　月　　日

氏名（代表者名）

1．企業の概要（承継者＝申込者）

企業名		代表者名		
所在地				
株主構成・出資比率等		%		%
		%		%
被承継者との関係	□親族等（続柄　　）　□被承継者従業員 □その他（具体的に　　）			

2．企業の概要（被承継者）

企業名		代表者名		
所在地				
資本金		従業員数		
創業（予定）年月	個人・法人　　年　　月			
事業内容	業　種　名			
	製品（商品）名			
	年間売上高			
株主構成・出資比率等		%		%
		%		%

3．事業承継の予定（承継後の申込みの場合は「事業承継の内容」）

承継の形態	□営業譲渡（全部）□一部営業譲渡（具体的に：　　） □事業承継による代表者変更	
承継の理由（目的・効果等）		
承継に係るスケジュール	年　　月	
	年　　月	
	年　　月	
	年　　月	
	年　　月	
承継する資産・負債の内容	※被承継者の貸借対照表を添付のこと	
承継に当たっての課題・問題点等		

4．事業承継の着手状況（該当事項に○印をつけてください。）

ア．設備機械器具等を買収済みである
イ．商品・原材料の仕入れを行っている
ウ．土地・店舗を買収するための頭金等発注済みである
エ．事業に必要な許認可を受けている
オ．土地・店舗を買収するための権利金・敷金を支払い済みである
カ．事業に必要な許認可等の申請が受理されている
キ．その他（具体的に記入　　）

5．当初運転資金計画

名　　称	金　　額	積　算　内　訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人件費・賃金等		
その他の資金		
計	A	

6．設備計画

区分	土地・建物	面　積	取得方法	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成)年月日
事業用不動産	土　地	㎡	自己・新築 買取・賃貸	千円		
	建　物	㎡	自己・新築 買取・賃貸	千円		
	計	B　（取得に要する資金）　千円				

区分	名　称	型式・能力	数量	単　価	金　額	発注先	設置(完成)年月日
機械器具・什器備品等				千円	千円		
	計	C　（金　額）　千円					

7．今回の資金計画による必要資金合計

Ａ＋Ｂ＋Ｃ＝＿＿＿＿＿＿＿＿千円（Ｄ）

8. 資金調達計画

事業に充てるための自己資金	預金			預金以外	
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金額	種類	金額
			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他（具体的に） （　　）	
			千円		
	自己資金合計		千円	★通帳の写、残高証明等を添付してください	

借入金等	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額		千円	千円	・　～　・
			千円		・　～　・
			千円		・　～　・
			千円		・　～　・
	借入金等合計		千円	調達資金　合計	D　　千円

9. 収支計画(事業承継後1年分)

支出		収入	
仕入高	千円	売上高	千円
外注費		工賃収入	
人件費		雑収入	
その他費用			
利益			
計		計	

10. 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年　　千円			年　　千円	

11. 自己資金算定額

	種　　類	明　　細	金　　額
自己資金等	普通預金		千円
	定期性預金		
	有価証券等		
	入居保証金等		
	設備充当等		
	合　　計		①　千円

	借入先	資金使途	残存 返済期間	年間 返済額	年間返済額の２年分 （２年以内のものは全額）
借入金等			ヶ月	千円	千円
	合　　計				②　千円
自己資金額（①－②）＝					③　千円

12. 知識・技術の取得状況及び許認可に関する事項

	従前の勤務先 又は学校名	勤務内容 又は学習内容	勤務期間 又は学習期間
知識・技術の取得状況			

	種　　類	取得状況
許認可等の状況		

13. 補足説明

事業承継の動機・経緯、事前に必要な知識・技術・ノウハウの習得等、法人設立の場合の出資者及び出資額、その他補足説明したいことを記入してください。

事業計画書（認定中小企業者の代表者用）

令和　　年　　月　　日

氏名（代表者名）

1．申込者の概要（承継者）

被承継者との関係	□親族等（続柄　　）　□被承継者従業員 □その他（具体的に　　）

2．企業の概要（被承継者）

企業名			代表者名	
所在地				
資本金			従業員数	
創業（予定）年月	個人・法人　　年　　月			
事業内容	業　種　名			
	製品（商品）名			
	年間売上高			
株主構成・出資比率等		%		%
		%		%

3．事業承継の予定（承継後の申込みの場合は「事業承継の内容」）

承継の形態	□事業承継による代表者変更 □その他（具体的に：　　）	
承継の理由（目的・効果等）		
承継に係るスケジュール	年　　月	
	年　　月	
	年　　月	
	年　　月	
	年　　月	
承継する資産・負債の内容	※被承継者の貸借対照表を添付のこと	
承継に当たっての課題・問題点等		

4．事業承継の事由発生状況（該当事項に○印をつけてください。）

ア．当該認定中小企業者以外の者が有する株式等又は事業用資産等を取得する必要が発生している

イ．株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれている

ウ．当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割をした

エ．認定中小企業者の代表者が有する当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受け、当該株式等又は当該事業用資産等の返済義務を逃れるための価格弁償をした

オ．その他（具体的に記入　　）

5．当初支出計画

名　　称	金　　額	積　算　内　訳
株式等取得資金	千円	
事業用資産等取得資金		
納税資金		
その他の資金		
計	A	

6．資金調達計画

	預　　金			預　金　以　外	
事業に充てるための自己資金	預け先（金融機関本支店名等）	預金種別	金　額	種　類	金　額
			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他（具体的に） （　　）	
			千円		
	自己資金合計		千円	★通帳の写、残高証明等を添付してください	
借入金等	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額		千円	千円	・　～　・
			千円		・　～　・
			千円		・　～　・
			千円		・　～　・
	借入金等合計		千円	調達資金　合計	A　　千円

7．収支計画（事業承継後1年分）

支　　出		収　　入	
今回の借入分約定償還	千円	認定中小企業者からの役員報酬	千円
その他借入約定償還		その他収入	
その他費用			
計		計	

8．知識・技術の取得状況及び許認可に関する事項

	従前の勤務先 又は学校名	勤務内容 又は学習内容	勤務期間 又は学習期間
知識・技術の取得状況			

	種　　類	取得状況
許認可等の状況		

9．補足説明

事業承継の動機・経緯、事前に必要な知識・技術・ノウハウの習得等、法人設立の場合の出資者及び出資額、その他補足説明したいことを記入してください。

事業計画書

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第１２条第１項第３号の認定を受けた個人用）

令和　　年　　月　　日

氏名

１．申込者の概要（承継者）

被承継者との関係	※具体的に記載してください

２．企業の概要（被承継者）

企業名			代表者名	
所在地				
資本金			従業員数	
創業（予定）年月	個人・法人　　年　　月			
事業内容	業　種　名			
	製品（商品）名			
	年間売上高			
株主構成・出資比率等		%		%
		%		%

３．事業承継の予定（承継後の申込みの場合は「事業承継の内容」）

承継の形態	□事業承継による代表者変更 □その他（具体的に：　　）
承継の理由（目的・効果等）	
承継に係るスケジュール	年　　月
	年　　月
	年　　月
	年　　月
	年　　月
承継する資産・負債の内容	※被承継者の貸借対照表を添付のこと
承継に当たっての課題・問題点等	

4．事業承継の事由発生状況（該当事項に○印をつけてください。）

ア．経営を承継する者を確保することが困難であることにより、事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行う

イ．健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難となっている他の中小企業者（他の中小企業者が会社である場合はその代表者）の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行う

ウ．その他（具体的に記入　　）

5．当初支出計画

名称	金額	積算内訳
株式等取得資金	千円	
事業用資産等取得資金		
納税資金		
その他の資金		
計	A	

6．資金調達計画

	預金			預金以外	
事業に充てるための自己資金	預け先（金融機関本支店名等）	預金種別	金額	種類	金額
			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他（具体的に） （　　）	
			千円		
	自己資金合計		千円	★通帳の写、残高証明等を添付してください	

	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
借入金等	今回の借入額		千円	千円	・　～　・
			千円		・　～　・
			千円		・　～　・
			千円		・　～　・
	借入金等合計		千円	調達資金　合計	A　　千円

7．収支計画（事業承継後1年分）

支出		収入	
今回の借入分約定償還	千円	資産を譲受けした中小企業者からの役員報酬	千円
その他借入約定償還		その他収入	
その他費用			
計		計	

8．知識・技術の取得状況及び許認可に関する事項

	従前の勤務先 又は学校名	勤務内容 又は学習内容	勤務期間 又は学習期間
知識・技術の取得状況			

	種　　類	取得状況
許認可等の状況		

9．補足説明

事業承継の動機・経緯、事前に必要な知識・技術・ノウハウの習得等、法人設立の場合の出資者及び出資額、その他補足説明したいことを記入してください。

様式新領－６

令和　　年　　月　　日

事業承継支援案件通知書

取扱金融機関
秋田県信用保証協会会長　　様

（事業承継支援機関）
団体名：
代　表：　　印

次の者について、本団体が事業承継の支援を行っていますのでお知らせいたします。

名　称 （商　号）		氏　名 （代表者名）	
所在地	電話　　（　　）		
事業承継の形態	□営業譲渡（全部）□一部営業譲渡（具体的に：　　） □事業承継による代表者変更		
事業承継に係るスケジュール	年　　月		
	年　　月		
	年　　月		
	年　　月		
	年　　月		
	年　　月		
事業承継に係る支援の内容	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		

（注）融資の実行に関しては、別途、金融機関及び秋田県信用保証協会の審査が必要となります。

様式新領－７

創業計画書

令和
西暦
（どちらかに○をつけてください）

秋田県信用保証協会 御中

〔申込人〕
住　　所

スタートアップ創出促進保証制度の申込みにあたり、以下のとおり創業計画書を提出いたします。

会　社　名

氏名または
代　表　者

【同意事項】
スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。
また、原則として、創業者が会社を設立して３年目、５年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。
※会社設立前の創業者が個人で申込む場合や、分社化を計画している親会社が申込む場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

１.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
２.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】
本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する番号にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和　年　月　日	時　　分	□１電話　□２来店面談　□３訪問面談　□４その他（　　）	

１．事業概要

会社名（予定含む）					
開業（予定）住所	電話　　（　　）				
設立登記（法人）	有　・　無		設立（予定）年月日	令和 西暦	
業　種			資本金	〔会社設立予定を含む〕 円	
許　可　等 許可等取得が必要な場合	（種類）	（許可・免許・登録・認証の別を記入）	（根拠法）	［取得すべき許可等の根拠法を記入（（例）食品衛生法）］	
従業員数	名	取扱品		仕入先	
開業動機・目的					
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得					
〔会社設立予定を含む〕 出資者・出資額					
事業協力者の住所・氏名・勤務先					

２．創業準備の着手状況　（税務申告１期以上終了している者は記入省略可）

下記の該当事項に○印を付けて下さい

ア　設備機械器具等発注済である。
イ　土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
ウ　土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
エ　商品・原材料の仕入を行っている。
オ　事業に必要な許認可を受けている。
カ　事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
（　　）
キ　その他（具体的に記入して下さい（　　）

３．必要な資金及び調達の方法（税務申告１期以上終了している者は記入省略可）

次の(1)又は(2)のいずれかにチェックのうえ、自己資金割合が満たしていることをご確認ください。
税務申告１期未終了の創業者のうち、会社設立済であり売上高の計上がある者は(1)又は(2)のどちらかにチェックの上確認でも可。

□（１）税務申告１期未終了の創業者

必要な資金		金額（千円未満切捨）	調達の方法		金額（千円未満切捨）
設備投資	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など（内訳）	千円	自己資金	普通預金	千円
				定期性預金	千円
				有価証券等	千円
				入居保証金等	千円
				設備充当等	千円
				その他	千円
				小計(A)	千円
			借入金等	親戚・知人等からの借入（内訳）	
					千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など（内訳）	千円			千円
					千円
				金融機関からの借入（内訳）	
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
				小計(B)	千円
合　計		千円	合　計（C）＝（A）＋（B）		千円
自己資金割合確認欄			（A）／（C）		

※創業時の資金計画で自己資金割合を算出し、（A）／（C）≧１／１０（０．１）

□（２）税務申告１期未終了の創業者のうち会社設立済であり売上高の計上がある者

自己資金割合確認欄	資本金（D）	千円
	借入金等（E）	千円
	（D）／（（D）＋（E））	

※申込時の試算表等で自己資金割合を算出し、（D）／（（D）＋（E））≧１／１０（０．１）

４．収支計画（今後１年間分）

支　　出		収　　入	
仕　入　高	千円	売　上　高	千円
外 注 工 費	千円	工 賃 収 入	千円
人　件　費	千円	雑　収　入	千円
	千円		千円
その他費用	千円		千円
利　　益	千円		千円
計	千円	計	千円

５．販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	

６．借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残　存 返済期間	年　間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください。
（経営者本人が負担している保証債務も含みます）

７．その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入してください）

様式新領－８

令和　　年　　月　　日

新事業展開資金（再生可能エネルギー産業参入支援資金）要件確認書

秋田県信用保証協会
秋田県　　御中

（中小企業者）
所　　在　　地
名称(商号)
氏名(代表者名)
生年月日　明・大・昭　　年　　月　　日
電話番号　　（　　）

秋田県新事業展開資金再生可能エネルギー産業参入支援資金を利用し、次のとおり再生可能エネルギー発電設備に関連する事業を実施します。

事業内容（①及び②の該当項目にチェックし、③に具体的な内容を記載してください。）

① 発電の種類

□ 陸上風力発電　□ 洋上風力発電　□ 地熱発電
□ 太陽光（熱）発電　□ 水力発電　□ バイオマス発電

② 産業の範囲

□ 発電事業（発電設備設置）　□ 建設工事
□ 運転・保守　□ 発電関連の部品製造
□ アセスメント調査　□ 発電関連の部品運搬
□ その他
※各発電設備の廃棄・処理等に係る事業は本資金の対象外

③ 具体的な事業内容

（発電事業以外の場合も含め、可能な範囲で発電規模（kW）を記載してください。）
（発電事業以外の場合は、再生可能エネルギー発電設備との関連性が分かるように記載してください。）

上記（中小企業者名）について、再生可能エネルギー発電設備に関連する事業を実施することについて、確認しました。

令和　　年　　月　　日
（金融機関・担当者名）　　印

（本様式に係る問い合わせ先及び県提出先）
秋田県産業労働部産業政策課　018-860-2215　sansei@pref.akita.lg.jp

秋田県新事業展開資金融資制度取扱細則

第１　融資対象

秋田県新事業展開資金融資制度要領（以下「要領」という。）第３に規定する融資対象の定義等を次のとおりとする。

(1)　要領第３(3)①(ｱ)に規定する特定事業者は、以下に該当するものに限る。

①　特定事業者であって、中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項に規定する中小企業者（以下「保険対象中小企業者」という。）に該当するもの。

②　特定事業者であって、中小企業等経営強化法第２２条第１項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの。

③　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和３年法律第７０号）附則第８条第２項の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの。

(2)　要領第３(3)①(ｵ)及び(ｶ)に規定する事業については、それぞれ特許の取得、共同開発の終了の日から３年以内のものについて対象とする。

(3)　要領第３(3)①(ｵ)に規定する特許の取得（出願中も含む）技術とは、自己で開発したもののほか、他者の技術を独占的に事業化する場合も含む。この場合、独占的とは、少なくとも東北地域において、他の者が事業化していないことを意味する。

(4)　要領第３(3)①(ｺ)に規定する任意で設立した研究会、調査会等は、構成員のもつ経営資源を活用し相互に連携することで、将来の企業収益の向上や雇用力を高めていくことを目標として設立した団体等とする。なお、政治・経済・文化及び宗教団体は対象としない。

(5)　要領第３(3)②(ｱ)に規定する事業は、以下のとおりとする。

①　事業転換とは、現在行っている事業を廃止し、現在とは異なる業種に属する事業を開始することをいう。この場合において「異なる業種」とは、日本標準産業分類細分類（４桁分類）が異なる業種とする。

②　事業多角化とは現在行っている事業を継続しながら、現在とは異なる業種に属する事業を開始することをいう。なお、事業計画書において、全売上高に占める当該多角化事業の売上高が、１年後に３％以上、３年後に１０％以上、５年後に１５％以上のいずれかになることが見込まれることを要件とする。この場合において「異なる業種」とは、日本標準産業分類細分類（４桁分類）が異なる業種とする。

(6)　要領第３(3)②(ｲ)に規定する新市場進出とは現在手がけている市場とは大幅に規模の異なる市場に進出するため、店舗及び工場等の新設、増設などを行うことをいう。なお、「大幅に規模の異なる市場」とは、現在販路がない都道府県に対して、新たに市場の開拓を行う場合とする。

(7)　要領第３(3)②(ｴ)に規定する第二創業とは、すでに県内で１年以上事業を営んでいる者が、別会社を設立する等で現在とは異なる業種に属する事業を新たに開

始することをいう。この場合において「異なる業種」とは、日本標準産業分類細分類（４桁分類）が異なる業種とする。

第２　融資条件

創業支援資金及び事業革新資金いずれの要件も満たす場合は併用を認めることとする。ただし、秋田県信用保証協会の定める保証限度を上限とし、認定申請等は各資金ごとに行うものとする。

第３　融資の手続

(1)　要領第３(3)①(ｱ)から(ｺ)までに掲げる者のうち、次の①から⑥までに掲げる者の秋田県事業革新資金要件認定・確認申請書（様式新領－４）に添付する関係書類は、当該①から⑥までに定める書類とする。

①　要領第３(3)①(ｱ)、(ｲ)、(ｷ)及び(ｸ)に該当する者

計画の承認又は認定を受けた旨の分かる書面及び計画の承認又は認定を受けるに当たって提出した付帯書類の写し。なお、融資申込が計画の承認又は認定を受けた年度の次年度以降の場合は事業計画書（様式新細－５及び９）を添付する。

②　要領第３(3)①(ｳ)に該当する者

商店街活性化個店整備計画承認通知書の写し及び知事に対して申請時に提出した書類の写し

③　要領第３(3)①(ｴ)に該当する者

地域観光振興計画認定通知書の写し及び知事に対して申請時に提出した書類の写し

④　要領第３(3)①(ｵ)及び(ｶ)に該当する者

事業計画書（様式新細－６及び９）及び実用化等することとなった技術等と事業との関係の分かる書面（任意の様式)。なお、要領第３(3) ①(ｶ)に該当する者は、研究機関と共同開発した技術であることが分かる書類を併せて添付する。

⑤　要領第３(3)①(ｹ)に該当する者

環境調和型産業集積支援事業認定通知書の写し及び知事に対して申請時に提出した書類の写し。

⑥　要領第３(3)①(ｺ)に該当する者

事業計画書（様式新細－７及び９）

(2)　要領第３(3)②(ｱ)から(ｳ)に該当する者は、秋田県事業革新資金要件認定・確認申請書（様式新領－４）に事業計画書（様式新細－８及び９）を添付するものとする。

(3)　要領第３(3)①(ｳ)における知事の認定は、以下の手続きによるものとする。

①　融資を受けようとする者が所属する事業協同組合及び商店街振興組合(以下「組合」という。）は、その事業内容が、組合が策定した商店街活性化の基本方針に適合すると認められる場合、商店街活性化個店整備計画書（様式新細－１）及び商店街活性化基本計画（様式新細－１の２）を知事に提出する。

②　知事は、①の事業計画について、本事業の趣旨に合致するものかどうかを判断

し、その結果を組合に商店街活性化個店整備計画認定通知書（様式新細－２）により通知する。なお、本通知は事業内容の認定通知であり、貸付の適否を判断するものではない。

③　計画書等の提出先は、秋田県産業労働部商工業振興課とする。

(4)　要領第３(3)①(ｴ)における知事の認定は、以下の手続きによるものとする。

①　融資を受けようとする者は、地域観光振興計画書（様式新細－３及び９）を知事に提出する。

②　知事は、①の事業計画について、本事業の趣旨に合致するものかどうかを判断し、その結果を地域観光振興計画認定通知書（様式新細－４）により通知する。なお､本通知は事業内容の認定通知であり､貸付の適否を判断するものではない。

③　計画書の提出先は、秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課とする。

(5)　要領第３(7)における知事の認定は、以下の手続きによるものとする。

①　融資を受けようとする者は、再生可能エネルギー発電事業計画書（様式新細－１０）を知事に提出する。

②　知事は、①の計画について、本事業の趣旨に合致するものかどうかを判断し、その結果を再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書（様式新細－１１）により通知する。なお、本通知は事業内容の認定通知であり、貸付の適否を判断するものではない。

③　計画書の提出先は、秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課とする。

(6)　要領第７(2)②に規定する認定の確認については、秋田県産業労働部産業政策課に対し、関係書類を添付の上、文書で依頼するものとする。なお、産業政策課は必要に応じて、専門機関等から意見書を徴求するものとする。

第４　その他

要領及びこの細則に定めるものの他、必要な事項は知事が別に定める。

附　則

この制度は平成１４年４月１日から実施する。

附　則

この制度は平成１５年２月２６日から実施する。

附　則

この制度は平成１５年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１６年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１７年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１８年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１９年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２０年１月２１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２０年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２１年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２３年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２３年５月１６日から実施する。

附　則

この改正は、平成２４年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２５年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２６年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２８年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成３０年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和３年８月１６日から実施する。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和５年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和７年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和８年４月１日から実施する。

様式新細－１

令和　　年　　月　　日

（あて先）秋田県知事

所　在　地

組　合　名
代表者職氏名

商店街活性化個店整備計画書

秋田県事業革新資金を次のとおり借入したいので、整備計画書を提出します。
なお、本組合の商店街活性化のための整備の基本方針は別添のとおりです。

１　貸付申込者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　貸付申込額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿千　円

３　貸付対象事業の内容

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　貸付を希望する指定融資機関本支店名

銀行・信用金庫　　本店
信用組合　　支店

別　紙

個店整備計画書

借入希望者

業者名		代表者名	
所在地		電話番号	
業　種		資 本 金	

事業概要

事業用地 所在地		
施設等の名称		
事業の具体的 内　　容		
規模・構造等	整備前	整備後
備　　考		

整備前後の比較

		整　備　前		整　備　後	
従業員数		常用　　人、臨時　　人 計　　人		常用　　人、臨時　　人 計　　人	
敷　　地		㎡	所有･借入	㎡	所有･借入
建物	店　　舗	㎡	所有･借入	㎡	所有･借入
	倉　庫　等	㎡	所有･借入	㎡	所有･借入
	住　　宅	㎡	所有･借入	㎡	所有･借入
	計	㎡	所有･借入	㎡	所有･借入

事業に要する経費

		面積(㎡)	金額(千円)	備　　考
土地取得費及びその他 土地に関する権利の取得費				
仮店舗設置費				
旧建物除去費				
建物設置費	店舗・倉庫・事務所等			
	住宅			
	内装費			
	設計監理費			
	計			
機械及び設備購入費				
構築物設置費				
その他				
合計				

資金計画表

（単位：百万円）

			年期	年期	計
総投資額					
調達方法	借入金	政府系金融機関借入			
		民間金融機関借入 （うち当資金対応分）	（　　）	（　　）	（　　）
		その他			
		計			
	補助金等				
	自己資金				
	その他				
	計				

※本融資に伴う計画が複数期にわたる場合はご記入ください。

収支計画表

（単位：百万円）

			計画		
	前々期	前期	今期	次期	次々期
売上高 （うち融資対象事業）			（　　）	（　　）	（　　）
売上原価					
販売管理費					
営業利益					
当期税引後利益					
減価償却費 計					
人件費					
長短借入金残高					
長期借入金返済額 （うち本融資分）			（　　）	（　　）	（　　）

様式新細－１の２

商店街活性化基本計画書

１．組合の概要

（1）　組合の概要

組　合　名	
役　　員	理事長　　外　　名
設立年月日	年　月　日設立、　年　月　日登記
出　資　金	総額　　千円、　払込済額　　千円
商店街所在地	
事務局所在地	〒 ＴＥＬ　　ＦＡＸ
事　務　局	事務局長　　外　　名

（2）　現在実施している共同事業の内容

事　業　名	内　　容	実施時期	予算額	開始時期
			千円	

（3）　現在所有している共同施設の状況

施　設　名	規模・構造・能力・設置時期等

（4）　組合の運営組織図

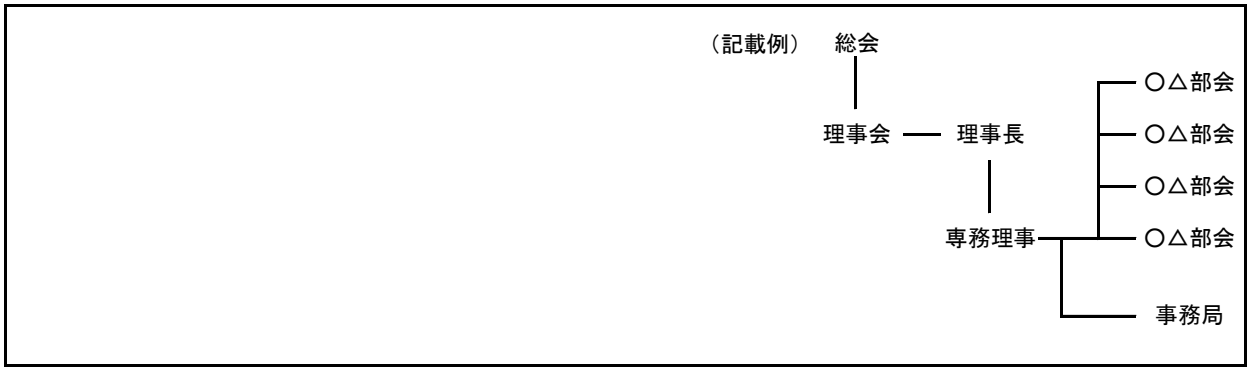

2. 組合員等の概要

業種別		組合員			非組合員			合計
		中小企業	大企業	小計	中小企業	大企業	小計	
物品小売	衣料、身の回り品							
	飲食料品							
	その他							
	小計							
飲食店								
サービス業								
卸売業								
その他の事業者								
非事業者								
合計								

3. 商店街の立地環境等

(1) 商店街の位置と状況（※１）

(2) 商店街の当面の問題点（※２）

4．商店街活性化の基本方針（※３）

5．今回の個店整備計画についての組合の意見（※４）

※１　住宅地図等を利用し、商店街の範囲と申請者の位置を示してください。

※２　ハード・ソフトの両面に分けて、簡潔かつ具体的に記載してください。

※３　商店街の当面の問題点を踏まえ、活性化のための基本方針及び今後実施しようとしているハード・ソフト両面の事業等について、できるだけ具体的に記載してください。

※４　「４．商店街活性化の基本方針」で示した基本方針に沿った計画であるかどうかについて、組合としての判断を記載してください。

様式新細－２

令和　　年　　月　　日

様

秋田県知事

商店街活性化個店整備計画認定通知書

申請のありました商店街活性化個店整備計画について、事業の妥当性が認められます（認められない）ので、通知します。

なお、融資の実行に関しては、別途、金融機関及び秋田県信用保証協会の審査が必要となります。

組　　合　　名

貸付申込者氏名

事業概要

事業用地 所在地	
施設等の名称	
事業の具体的 内容	

様式新細－３

令和　　年　　月　　日

地域観光振興計画書

（あて先）秋田県知事

所　　在　　地
名称(商号)
氏名(代表者名)
生年月日　明・大・昭・平　　年　　月　　日
電　　話　　(　　)

秋田県新事業展開資金融資制度取扱細則第３(4)①の規定に基づき申し込みます。

創　　業	年　　月　　日	設　　立	年　　月　　日	資本金
従業員数	常用　　人、臨時　　人、計　　人			千円
業　　種		主要商品等		
現在の事業の概要				
申込金額	千円	借入希望期間	年（据置　　年）	
借入予定金融機関	銀行・信用金庫・信用組合　　支店			

1．整備計画概要

施 設 名	
所 在 地	
事業期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

施設内容及び整備投資効果（今後３期の見通しを含む）

当該事業に伴う入り込み客の見込みについて
(新設の場合は今後の見通し。改修・増築の場合は増加の見通し等)

当該事業に伴う雇用の創出について

当該事業に伴う当該地域に与える観光振興上での影響について

様式新細－４

令和　　年　　月　　日

様

秋田県知事

地域観光振興計画認定通知書

申請のありました地域観光振興計画について、事業の妥当性が認められます（認められない）ので、通知します。

なお、融資の実行に関しては、別途、金融機関及び秋田県信用保証協会の審査が必要となります。

申請者名	
施設名	
所在地	
総合評価	

様式新細－５

事業計画書（事業革新資金）

業 者 名		代表者名	

１．計画認定後の推移

令和　　年度から令和　　年度における成果
本融資における事業概要（今後３期の見通しを含む）

様式新細－６

事業計画書（事業革新資金）

業 者 名		代表者名	

１．要件認定等確認

現在の事業の概要
本融資における事業概要（今後３期の見通しを含む）

様式新細－７

事業計画書（事業革新資金）

業 者 名		代表者名	

１．計画の内容（記載しきれない場合は資料添付）

（１）連携事業の目標

（２）連携事業者名（名称・住所・資本金・従業員・業種・決算内容）

（３）連携事業者間の役割分担、提供する経営資源（設備・技術・ノウハウ等）

（４）活動実績（過去６か月間に連携して実施した活動実績）

（５）進行管理責任者

（６）任意団体の場合

任意団体規約、連携事業者間の委託契約等の写し　　別添のとおり

本融資における事業概要（今後の見通しを含む）

様式新細－８

事業計画書（事業革新型）

業者名		代表者名	

１．要件認定等確認

事業多角化・事業転換の場合記載（細分類は日本産業分類（４桁分類）を記載）

現在の業種	細分類	新たな業種	細分類

新市場進出の場合記載

現在の販売地域等		新たな販売地域等	

海外進出の場合記載

進出先の国又は地域	

現在の事業の概要

本融資における事業概要（今後３期の見通しを含む）

様式新細－９

２．設備計画等

<table>
<tr><td rowspan="8">設備資金</td><td rowspan="5">不動産</td><td>区　分</td><td>面積(㎡)</td><td>取得方法</td><td>価額（千円）</td><td>備考</td><td>契約年月日
（予定）</td></tr>
<tr><td>□土地
□建物</td><td></td><td>□新築　□改装
□賃貸　□買取</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>□土地
□建物</td><td></td><td>□新築　□改装
□賃貸　□買取</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>□土地
□建物</td><td></td><td>□新築　□改装
□賃貸　□買取</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">小　　計</td><td colspan="3">千円（Ａ）</td></tr>
<tr><td colspan="6">※同一不動産の取得方法が複数該当するときは、価額をあわせて記載し、契約書(見積書)等を添付して下さい。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他設備</td><td colspan="2">名称等</td><td>数　量</td><td>単価（千円）</td><td>金額（千円）</td><td>設置年月日
（予定）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">小　　計</td><td colspan="3">千円（Ｂ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td colspan="4">千円（Ｃ＝Ａ＋Ｂ）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">運転資金</td><td colspan="2">名称等</td><td colspan="2">金額（千円）</td><td colspan="2">内　　訳</td></tr>
<tr><td colspan="2">仕入資金</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">人件費・賃金等</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td colspan="4">千円（Ｄ）</td></tr>
<tr><td colspan="3">合計（総投資額）</td><td colspan="3">千円（Ｅ＝Ｃ＋Ｄ）</td></tr>
</table>

※それぞれの項目に記載が出来ない場合は、内訳表を別添としてください。

3. 資金計画表

（単位：千円）

			年期	年期	計
総投資額					
調達方法	借入金	政府系金融機関借入			
		民間金融機関借入 （うち当資金対応分）	（　　）	（　　）	（　　）
		その他			
		計			
	補助金等				
	自己資金				
	その他				
	計				

※本融資に伴う計画が複数期にわたる場合はご記入ください。

4. 収支計画表

（単位：千円）

	前々期	前　期	計画 今　期	計画 次　期	計画 次々期
売上高 （うち融資対象事業）			（　　）	（　　）	（　　）
売上原価					
販売管理費					
営業利益					
当期税引後利益					
減価償却費 計					
人件費					
長短借入金残高					
長期借入金返済額 （うち本融資分）			（　　）	（　　）	（　　）

※過去２期末分の実績の記載及び今後３期分の予定を作成して下さい。
「事業多角化」「新市場進出」に該当する方は、本融資に係る売上を、(内融資対象事業)に記載して下さい。

様式新細－１０

令和　　年　　月　　日

再生可能エネルギー発電事業計画書

（あて先）秋田県知事

所　　在　　地
名称(商号)
氏名(代表者名)
生年月日　明・大・昭・平　　年　　月　　日
電　　話　　(　　)

秋田県新事業展開資金融資制度取扱細則第３(5)①の規定に基づき申し込みます。

申込者の概要

創　　業	年　　月　　日	設　　立	年　　月　　日	資本金
従業員数	常用　　人、臨時　　人、計　　人			千円
資 本 金	千円	左　の　出　資　者　名		出資比率
（内訳）				
業　　種		主要商品等		
現在の事業の概要	※従前から営んでいる事業について記載してください。			
申込金額	千円	借入希望期間	年（据置　　年）	
借入予定金融機関	銀行・信用金庫・信用組合　　支店			

整備計画概要 ※必要に応じて関係資料や整理表（様式任意）を添付してください。

施 設 名	（例：○○発電所）
所 在 地	※ 位置図等を添付してください。
事業期間	年　月　日から　年　月　日まで

当該事業における施設整備等の内容

（立地場所、設備配置図、設備諸元、単線結線図、アクセス系統図、監視制御図、設備構造図等）

当該事業における発電電力量及び営業収益、営業費用、利益の見込みと考え方

当該事業に伴う雇用創出や地場産業の活用について

当該事業に関する諸条件について

（売電先、売電単価、用地取得の状況、風況の状況等）

設備計画等

<table>
<tr><td rowspan="8">設備資金</td><td rowspan="5">不動産（用地、家屋）※工作物除く</td><td>区　分</td><td>面積（㎡）</td><td>取得方法</td><td>価額（千円）</td><td>備考</td><td>契約年月日
（予定）</td></tr>
<tr><td>□土地
□建物</td><td></td><td>□新築　□改装
□賃貸　□買取</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>□土地
□建物</td><td></td><td>□新築　□改装
□賃貸　□買取</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>□土地
□建物</td><td></td><td>□新築　□改装
□賃貸　□買取</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">小　　計</td><td colspan="3">千円（A）</td></tr>
<tr><td colspan="7">※同一不動産の取得方法が複数該当するときは、価額をあわせて記載し、契約書(見積書)等を添付してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">発電設備</td><td colspan="2">名称等</td><td>数　量</td><td>単価（千円）</td><td>金額（千円）</td><td>設置年月日
（予定）</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査費
（風況、アセス）
設計費
（実施設計）
設備費
（風車、変電設備等）
土木工事費
電気工事費
運搬費
工事費負担金
その他

※各項目は例示
詳細は別添のこと</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td colspan="4">千円（B）</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td colspan="4">千円（C＝A＋B）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">運転資金</td><td colspan="2">名称等</td><td colspan="2">金額（千円）</td><td colspan="2">内　　訳</td></tr>
<tr><td colspan="2">人件費</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">修繕費、委託費</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">保険料</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">リース料</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他
・
・
・</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td colspan="4">千円（D）</td></tr>
<tr><td colspan="3">合計（資金需要総額）</td><td colspan="4">千円（E＝C＋D）</td></tr>
</table>

※内訳表を別添としてください。

資金計画表

（単位：百万円）

			年期	年期	計
総投資額					
調達方法	借入金	政府系金融機関借入			
		民間金融機関借入 （うち当資金対応分）	（　　）	（　　）	（　　）
		その他			
		計			
	補助金等				
	自己資金				
	その他				
	計				

※本融資に伴う計画が複数期にわたる場合はご記入ください。

収支計画表

（単位：百万円）

		計画期間			
	前期	今期（ｎ）	来期（ｎ＋１）	ｎ＋５期	終期
営業収益 （うち融資対象事業）			（　　）	（　　）	（　　）
営業費用					
営業利益					
当期税引後利益					
減価償却費 計					
人件費					
長短借入金残高					
長期借入金返済額 （うち本融資分）			（　　）	（　　）	（　　）

※本表とは別に、計画期間内全ての期について記載した収支計画書を別添として提出してください。
本表には直近一期の実績を記載するほか、別添の該当欄から転記し内容を一致させてください。
「事業多角化」「新市場進出」に該当する方は、本融資に係る売上を、(内融資対象事業)に記載してください。

様式新細－１１

令和　　年　　月　　日

様

秋田県知事

再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書

申請のありました再生可能エネルギー発電事業計画について、事業の妥当性が認められます（認められない）ので、通知します。

なお、融資の実行に関しては、別途、金融機関及び秋田県信用保証協会の審査が必要となります。

申請者名	
施設名	
所在地	
総合評価	

秋田県中小企業アグリサポート資金融資制度要領

第１　趣　旨

この要領は、秋田県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に規定する中小企業アグリサポート資金について、必要な事項を定めるものとする。

第２　預　託

要綱に規定する預託の額は、預託先ごとに、中小企業アグリサポート資金の融資額を別表に掲げる数値（同表において「基準倍率」という。）で除して得た額と同程度となるよう配慮するものとする。

第３　融資対象

原則として、秋田県内において事業を営む中小企業者（法人に限る。）であって、農林漁業に関する事業を行っているもの及びその計画を有するものとする。

第４　資金使途

農林漁業に係わる運転資金及び設備資金（ただし、農地取得資金及び本制度以外の金融債務返済資金を除くものとする。）

第５　融資条件

(1)　融資限度

２，５００万円

(2)　融資期間

１０年以内（３年以内の据置期間を含む）

(3)　貸付形式

手形貸付、証書貸付とし、保証形式は個別保証とする。

(4)　融資利率

年２．２０％

(5)　担保及び保証人

連帯保証人は原則として代表者のみとし、必要に応じて担保を徴求する。

(6)　保証料率

０．６０％

(7)　返済方法

割賦又は一括償還とする。

(8)　保証割合

本制度は保証割合８０％の部分保証方式とする。

第６　保証料補助

中小企業者の負担する保証料率を第５(6)に規定する保証料率とするため、秋田県産業労働部産業政策課関係補助金等交付要綱に基づき、保証協会に対して補助を行

うものとする。

第７　融資の手続

取扱金融機関の所定の借入申込書により、直接申し込むものとする。

第８　損失補償

この制度により融資を受けた者が、借入金の返済が不能となったことにより、保証協会が代位弁済を行ったときは、当該代位弁済額のうち元本金額の７５％に相当する額及びそれに係わる遅延利息の合計額を県が損失補償するものとする。

第９　その他

(1)　農林漁業への進出にあたり、中小企業者が営農指導等を希望する場合、地域との調和に配慮し、市町村や秋田県農林水産部又は地域振興局と連携を図り、その専門知識の提供に向け適切な措置を講ずるものとする。

(2)　秋田県信用保証協会の保証審査にあたり、適切な保証取扱を可能とするため、必要に応じ、市町村や秋田県農林水産部及び地域振興局と連携し、農林漁業の法令要件等の確認、事業計画等の検証を行うものとする。

附　則

この制度は平成２１年８月３日から実施する。

附　則

この制度は平成２２年４月１日から実施する。

附　則

この制度は平成２２年５月６日から実施する。

附　則

１　この要領は、平成２５年１０月１日から実施する。

２　この要領の実施前に貸し付けられた中小企業アグリサポート資金については、なお従前の例による。

附　則

１　この改正は、平成２６年４月１日から実施する。

２　この改正による改正後の秋秋田県中小企業アグリサポート資金融資制度要領の規定は、平成２６年４月１日以後に秋田県信用保証協会で保証申込みの受付のあった中小企業アグリサポート資金について適用し、同日前に同協会で保証申込みの受付のあった中小企業アグリサポート資金については、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成２８年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和元年１０月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和７年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和８年４月１日から実施する。

別　表

資金の種類	基準倍率		
	銀　　行	信用金庫	信用組合
中小企業アグリサポート資金	２．７４	１．７２	１．７２

秋田県再建企業特別融資資金融資制度要領

第１　趣　旨

この要領は、秋田県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に規定する再建企業特別融資資金について、必要な事項を定めるものとする。

第２　融資対象

(1)　事業再生資金

次の①、②及び③のいずれにも該当する中小企業者とする。

①　次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当する者。

(ｱ)　再生事件又は更生事件が係属している者。

(ｲ)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第１８８条第１項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者(再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。)。

②　再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後３年を経過していない者。

③　次の(ｱ)及び(ｲ)のいずれにも該当する者。

(ｱ)　金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること。

(ｲ)　償還が見込まれること。

(2)　再起支援資金

次の①(ｱ)から(ｵ)のいずれかに該当し、かつ②(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす者とする。

①(ｱ)　事業を営んでいない個人であって、１月以内（産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第２条第３２項第１号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者（以下「認定特定創業支援等事業創業者」という。）にあっては、６月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの

(ｲ)　事業を営んでいない個人で、２月以内（認定特定創業支援等事業創業者にあっては、６月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始するための具体的計画を有するもの

(ｳ)　事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後５年を経過していないもの

(ｴ)　事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後、５年を経過していないもの

(ｵ)　上記(ｳ)に規定する創業者であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して５年を経過していないとして、(ｴ)に掲げる創業者

とみなされるもの

②(ｱ)　過去に自ら営んでいた事業をその経営状況の悪化により廃止した経験を有するもの又は過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員だったもの

(ｲ)　上記(ｱ)の事業廃止の日又は解散の日から５年を経過する日前に本資金の申し込みを行ったものであること

第３　資金使途

(1)　事業再生資金

①　原材料の購入のための費用

②　商品の仕入れのための費用

③　商品の生産に係る労務費及び経費

④　設備の増設、改良又は補修等のための費用

⑤　販売費及び一般管理費

⑥　借入金利息の弁済のための費用

⑦　金銭債権の弁済のための費用

(2)　再起支援資金

設備資金及び運転資金（ただし、不動産取得資金を除く）

第４　融資条件

(1)　融資限度

①　事業再生資金　　２億円

②　再起支援資金　　３，５００万円

秋田県新事業展開資金創業支援資金及び秋田県新事業展開資金創業支援資金女性・若者支援枠融資残高と併せた限度とする。

(2)　融資期間

①　事業再生資金　　１０年以内

②　再起支援資金　　１０年以内（２年以内の据置期間を含む。）

(3)　融資利率

①　事業再生資金　　金融機関所定利率

②　再起支援資金　　金融機関所定利率

(4)　担保及び保証人

①　事業再生資金

連帯保証人は原則として、法人の場合は代表者のみとし、個人事業者に関しては不要とし、必要に応じて担保を徴求する。

②　再起支援資金

連帯保証人は原則として、法人の場合は代表者のみとし、個人事業者に関しては不要とし、担保は徴求しない。

(5)　保証料率

①　事業再生資金　秋田県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が定める率。

ただし、年１．２％を上限とする。

② 再起支援資金　保証協会が定める率。ただし、年０．７％を上限とする。

(6) 返済方法

① 事業再生資金　　一括返済又は分割返済

② 再起支援資金　　原則として均等分割返済

第５　保証料補助

中小企業者の負担する保証料率を第４(５)に規定する保証料率とするため、秋田県産業労働部産業政策課関係補助金等交付要綱に基づき、補助するものとする。

第６　融資の手続

この制度による融資の手続については、次に定めるところによる。

(1) 事業再生資金

要綱に基づき県の指定する取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）所定の借入申込書により、取扱金融機関に直接申し込むものとする。

(2) 再起支援資金

要綱に基づき県の指定する取扱金融機所定の借入申込書に、創業・再挑戦計画書（様式再領－１)、資格要件申告書（様式再領－２）及び事業の廃止又は会社の解散等に関する確認資料を、認定特定創業支援等事業創業者にあっては、これに加えて認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市町村長の証明書の写しを添付し、これを取扱金融機関又は保証協会に申し込むものとする。

なお、第２(2)①(ｳ)、(ｴ)又は(ｵ)に該当するものが申込を行う場合で、廃業又は解散に至った経過や原因の詳細等（創業・再挑戦計画書（様式再領－１）１１．参照）について、他の提出資料（資格要件申告書、独自の計画書等）に記載がある場合は、創業・再挑戦計画書（様式再領－１）の提出を省略することができるものとする。

附　則

この要領は平成１５年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１６年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１７年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１８年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１８年１０月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１９年１０月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２０年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成２６年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成３０年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成３０年８月１０日から実施する。

附　則

この改正は、平成３０年１１月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和３年８月１６日から実施する。

附　則

この改正は、令和５年１０月２日から実施する。

附　則

この改正は、令和６年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和６年９月２日から実施する。

附　則

この改正は、令和８年８月２７日から実施する。

様式再領－１

創業・再挑戦計画書

信用保証協会 御中　　令和　　年　　月　　日

〔申込人〕
住　　所
会 社 名
氏名または
代 表 者 名

創業関連保証・再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下のとおり創業・再挑戦計画を提出します。

１．事業概要

開 業 形 態	個人事業 ・ 会社事業	商　号（個人） 会 社 名（会社）	
開業(予定)住所	電話　　（　　）		
開 業 届 出(個人) 設 立 登 記(法人)	有 ・ 無	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	令和 西暦　　年　　月　　日
業　　種		資 本 金	〔会社設立(予定)の場合〕 円
許 可 等 [許可等取得が必要な場合]	(種類)　(許可・免許・登録・認証の別を記入)	(根拠法)	[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]
従業員数	名	取扱品	仕入先
開業動機・目的			
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得			
〔会社設立予定の場合〕 出資者・出資額			
事業協力者の住所・氏名・勤務先			

２．創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい〕

ア　設備機械器具等発注済である。
イ　土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
ウ　土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
エ　商品・原材料の仕入を行っている。
オ　事業に必要な許認可を受けている。
カ　事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
（　　）
キ　その他（具体的に記入して下さい　　）

３．運転資金計画

名　　称	金　　額	積　算　内　訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人　件　費　等		
そ の 他 の 資 金		
計	A	

４．設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法 〔自己・新築 取得・賃貸〕	取得に要する資金	契約年月日	取得（完成）年月日
事業用不動産	土地	㎡		千円		
	建物	㎡		千円		
	計	B （取得に要する資金） 千円				

区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注先	設置（完成）年月日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C （金額） 千					

５．今回の資金計画による必要資金合計

Ａ＋Ｂ＋Ｃ＝＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿千円（Ｄ）

６．資金調達計画

	預金			預金以外	
自己資金	預け先（金融機関本支店名等）	預金種別	金額	種類	金額
			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他（具体的に）	
			千円	（　　）	
	自己資金合計		千円		

	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
借入金等（※）	今回の借入額	%	千円	千円	・　～　・
			千円		・　～　・
			千円		・　～　・
			千円		・　～　・
	借入金等合計		千円	調達資金　合計	D 千円

（※）今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

７．収支計画（今後１年間分）

支出		収入	
仕入高	千円	売上高	
外注工費		工賃収入	
人件費		雑収入	
その他費用			
利益			
計		計	

８．販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年　千円			年　千円	

９．借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください（経営者本人が負担している保証債務も含みます）。

10．その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入してください）

11. （再挑戦支援保証の申込みの方はご記入ください。）

廃止もしくは解散に至った経過や原因の詳細、またその経験を今回の開業にどのように活かすか等を具体的にお書きください。〔既に会社を設立されている場合、会社を設立された方（創業者）が廃止、解散等の経験をどのように活かしたかをお書きください。〕

様式再領－２

再挑戦支援保証用

資格要件申告書

信用保証協会　　御中　　令和　　年　　月　　日

〔 申 込 人 〕

住　　所

会 社 名

氏名または
代 表 者 名

再挑戦支援保証の申込みにあたり、
以下のとおり申告します。

事業経験について

事業(注1)経験及び廃業(注2)経験について、記入してください。

既に会社を設立されている場合、会社を設立した方(創業者)の事業経験についてお尋ねします。
廃業経験を有しない方によって設立された会社は本制度の対象となりません。

1　該当項目に○印を付けてください。　**※すべて(個人事業は1～3、会社事業は1～4)に該当する場合のみ利用可**

		個人事業		会社事業	
1	事業経験 廃業経験	事業経験があり、 個人事業を廃止した経験がある		事業経験があり、 経営していた会社を解散した経験がある	
2	経過年数	廃業日から5年を経過していない		解散日(注3)から5年を経過していない	
3	原　　因	廃業原因は経営状況の悪化(注4)である		解散原因は経営状況の悪化(注4)である	
4	解散会社 との関係			解散日(注3)において会社経営者(注5)であった	

2　廃止した個人事業もしくは解散した会社の事業内容を記入してください。

商　　号(個人) 会 社 名(会社)		業　　種	
廃止時住所(個人) 解散時住所(会社)			
廃業届出(個人) 解散登記(会社)	無　・　有	廃止年月日(個人) 解散年月日(会社)(注	令和 西暦　　年　　月　　日
法的整理の有無	無　・　有	法的整理名〔　　〕 開始決定日〔令和　　年　　月　　日〕 事件番号〔裁判所 令和　年(　　)第　　号〕	
保証協会の利用	無　・　有　〔　　信用保証協会〕		

(注1)事業の定義
事業とは一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に行うことをいいます。従って、規模の大小や業種、営利を目的とするか等を問うものではなく、例えば専業であるか兼業であるかにかかわらず、農林水産業なども含みます。
なお、現在会社を経営している方が法人成りにより廃止した個人事業は含みません。

(注2)廃業の定義
・個人事業:事業を廃止すること(ただし、法人成りにより廃止したものを除きます。)
・会社事業:会社が解散すること

(注3)解散日、解散年月日
解散登記日ではなく、商業登記簿謄本の解散事由が発生した日をいいます。

(注4)経営状況の悪化
業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により経営状態が悪化することをいいます。

(注5)会社経営者
業務を執行する役員のことをいいます。但し、社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役(取締役を兼務する場合を含む)が含まれ、執行役を兼務しない取締役は含みません。

※個人事業の廃止年月日もしくは会社の解散年月日から5年を経過していないことの確認資料として、以下の資料を添付してください。
・「個人事業」の方…事業廃止の事実を確認できる書類(廃業届出書、過去の税務申告書の控え等)
・「会社事業」の方…解散会社の商業登記簿謄本(閉鎖事項全部証明書)

秋田県賃金水準向上資金融資制度要領

第１　趣　旨

この要領は、秋田県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に規定する賃金水準向上資金について、必要な事項を定めるものとする。

第２　融資対象

原則として、県内において１年以上事業を営み、次のいずれかの適債基準を満たし、かつ給与支給総額及び初任給年率平均２．０％増を原則として３年以上実施するための計画（以下「賃金水準向上計画」という。）を策定し、取扱金融機関の確認を受けた企業

①　純資産額が５，０００万円以上３億円未満であり、自己資本比率が２０％以上または純資産倍率が２．０倍以上、かつ使用総資本事業利益率が１０％以上またはインタレスト・カバレッジ・レーシオが２．０倍以上であること

②　純資産額が３億円以上５億円未満であり、自己資本比率が２０％以上または純資産倍率が１．５倍以上、かつ使用総資本事業利益率が１０％以上またはインタレスト・カバレッジ・レーシオが１．５倍以上であること

③　純資産額が５億円以上であり、自己資本比率が１５％以上または純資産倍率が１．５倍以上、かつ使用総資本事業利益率が５％以上またはインタレスト・カバレッジ・レーシオが１．０倍以上であること

第３　資金の使途

事業を実施するために必要な資金。ただし、金融債務の返済資金を除く。

第４　融資条件

(1)　融資限度

５億６，０００万円（最低融資可能額は３，０００万円とする。本資金は部分保証方式であり、保証限度額は４億５，０００万円とする。）

(2)　融資期間

２年以上７年以内

(3)　融資利率

金融機関所定利率

(4)　担保

原則として、保証金額が２億円を超える場合は徴求する。

(5)　保証人

共同保証人となる取扱金融機関以外は不要。

(6)　保証料率

０％（取扱金融機関に対する保証料及び事務手数料等は別途発生する。）

(7)　返済方法

期日一括償還または定時償還

第５　保証料補助

中小企業者の負担する保証料率を第４(6)に規定する保証料率とするため、秋田県産業労働部産業政策課関係補助金等交付要綱に基づき、保証協会に対して補助を行うものとする。

第６　融資の手続

取扱金融機関所定の社債発行申込書に、当該取扱金融機関から確認を受けた賃金水準向上計画書（様式賃領－１）及び関係書類を添付し、直接申し込むものとする。

第７　報告等

この制度により融資を受けた者は、計画最終年度まで毎事業年度終了後３か月以内に賃金水準向上計画実績報告書（様式賃領－２）により、金融機関に計画の実行状況を報告するものとする。

金融機関は、中小企業者から受けた報告に基づき、県に報告するものとする。

第８　公表

この制度により融資を受ける者は、融資実行日の前日までに取扱金融機関及び保証協会を経由し、県に公表確認書（様式賃領－３）を提出するものとし、同意が得られた場合、県は当該企業の概要等について公表するものとする。

附　則

この制度は令和４年４月１日から実施する。

附　則

この改正は令和４年７月１日から実施する。

様式賃領－１

令和　年　　月　　日

賃金水準向上計画書（　年）

取扱金融機関　　様

所　　在　　地
名称（商号）
氏名（代表者名）
電　　話

秋田県賃金水準向上資金の利用にあたり確認を受けたいので、秋田県賃金水準向上資金融資制度要領第６の規定に基づき申請します。

（単位：千円）

	年　月期（基準年度）	年　月期（初年度）	年　月期	年　月期	年　月期	年　月期
①売上高（収入高）						
②営業利益						
③経常利益						
④人件費						
⑤減価償却費						
⑥設備投資額						
⑦従業員数	人	人	人	人	人	人
⑧付加価値額（②＋④＋⑤）						
付加価値伸び率（対基準年度）		%	%	%	%	%

⑨給与支給総額						
伸び率（対基準年度）		%	%	%	%	

【要件１】給与支給総額年率平均２．０％増　　%

⑩初任給（　　）						
伸び率（対基準年度）		%	%	%	%	

【要件２】初任給年率平均２．０％増　　%

（□初任給を定めていない）

秋田県賃金水準向上資金融資制度要領第２に該当する計画であることを確認しました。
令和　　年　　月　　日

金　融　機　関

担当者職氏名

様式賃領－１（記載例）

記載例

令和４年６月○○日

賃金水準向上計画書（４年）

取扱金融機関　　様

所　　在　　地　秋田県○○市○○１－１
名称（商号）　　株式会社○○○○
氏名（代表者名）　○○　○○
電　　話　○○○（○○○）○○○○

秋田県賃金水準向上資金の利用にあたり確認を受けたいので、秋田県賃金水準向上資金融資制度要領第６の規定に基づき申請します。

（単位：千円）

	21年12月期（基準年度）	22年12月期（初年度）	23年12月期	24年12月期	25年12月期（最終年度）	年　月期
①売上高（収入高）	1,000,000	1,030,000	1,070,000	1,100,000	1,130,000	
②営業利益	50,000	51,500	53,500	55,000	56,500	
③経常利益	45,000	46,500	48,500	50,000	51,500	
④人件費	150,000	154,500	160,500	165,000	169,500	
⑤減価償却費	5,000	7,500	7,500	7,500	7,500	
⑥設備投資額	100,000	0	0	0	0	
⑦従業員数	30人	30人	31人	31人	32人	人
⑧付加価値額（②＋④＋⑤）	205,000	213,500	221,500	227,500	233,500	
付加価値伸び率（対基準年度）		4.1%	8.0%	10.9%	13.9%	%

⑨給与支給総額	130,000	131,000	135,000	137,000	141,500	
伸び率（対基準年度）		0.7%	3.8%	5.3%	8.8%	
【要件１】給与支給総額年率平均２．０％増						2.2%

⑩初任給（大卒程度）	200	202	205	210	216	
伸び率（対基準年度）		1.0%	2.5%	5.0%	8.0%	
【要件２】初任給年率平均２．０％増						2.0%

（□初任給を定めていない）

秋田県賃金水準向上資金融資制度要領第２に該当する計画であることを確認しました。
令和　　年　　月　　日

金　融　機　関

担当者職氏名

様式賃領－１（記載要領）

記載要領

以下により、事業年度を設定の上、①～⑩までの金額等を記載し、伸び率を算出してください。

01　原則として、本計画書提出日の直前の事業年度を基準年度、その翌事業年度（計画書提出日の属する事業年度）を初年度とし、初年度を含めて３年以上の計画を策定する。
※６年以上の計画を策定する場合は、６年目以降を２ページ目に記載すること。

02　①～⑩には各事業年度末決算期の実績及び計画値を記載する。

03　④人件費については、以下のものを含む。
・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費・退職金等を含んだもの。）
・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、退職金及び退職金給与引当金繰入
・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の費用
※上記の算出ができない場合、平均給与に従業員数を掛けることで算出。

04　⑦従業員数については、以下のとおりとする。
・事業年度末時点での、健康保険・厚生年金保険被保険者を従業員とする。
・パート（短時間）等、保険の対象とならない者については、正社員並の労働時間に換算し、合算する。
【例】被保険者（正社員）１人　＋　パート３人　＝　２．５人
（週 40 時間）　　（週 20 時間/人）

05　⑨給与支給総額については、以下のものを含む。
・従業員や役員に支払う給料・賃金・賞与
・各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住居手当等）
※退職手当など、給与所得とされないものや福利厚生費は含まない。

06　⑩初任給月額は、就業規則等で定める額とする。高卒または大卒等の区分を設けている場合は、いずれか１つの区分を選択し、区分を記載する。
※初任給を定めていない企業は「初任給を定めていない」にチェックすること。
（その場合は【要件１】給与支給総額年率平均２．０％増のみを要件とする）

07　伸び率は、以下の計算式により算出する。
【計算式】(当該年度の額－基準年度の額)／基準年度の額×100　※小数点第２位以下切り捨て

08　給与支給総額及び初任給年率平均は、以下の計算式により算出する
【計算式】最終年度伸び率／計画年数　※小数点第２位以下切り捨て

様式賃領－２

令和　　年　　月　　日

賃金水準向上計画実績報告書

取扱金融機関　　様

所　　在　　地
名称(商号)
氏名(代表者名)
電　　話　　(　　)

秋田県賃金水準向上資金融資制度要領第７の規定に基づき報告します。

（単位：千円）

	年　月期 （基準年度）	年　月期 （初年度）	年　月期	年　月期	年　月期	年　月期
①売上高（収入高）						
②営業利益						
③経常利益						
④人件費						
⑤減価償却費						
⑥設備投資額						
⑦従業員数	人	人	人	人	人	人
⑧付加価値額（②＋④＋⑤）						
付加価値伸び率（対基準年度）		%	%	%	%	%

⑨給与支給総額						
伸び率（対基準年度）		%	%	%	%	

【要件１】給与支給総額年率平均２．０％増　　%

⑩初任給（　　）						
伸び率（対基準年度）		%	%	%	%	

【要件２】初任給年率平均２．０％増　　%

（□初任給を定めていない）

様式賃領－２

記載例
（４年計画のうち２年を経過した場合）

令和６年２月○○日

賃金水準向上計画実績報告書

取扱金融機関　　様

所　　在　　地　秋田県○○市○○１－１
名称（商号）　株式会社○○○○
氏名（代表者名）　○○　○○
電　　話　○○○（○○○）○○○○

計画最終年度までの決算期を記載

秋田県賃金水準向上資金融資制度要領第＿の規定に基づき報告し

（単位　円）

	21年12月期（基準年度）	22年12月期（初年度）	23年12月期	24年12月期	25年12月期（最終年度）	年　月期
①売上高（収入高）	1,000,000	1,005,340	1,061,000			
②営業利益	50,000	49,940	53,250			
③経常利益	45,000	45,550	48,000			
④人件費	150,000	152,200	159,910			
⑤減価償却費	5,000	7,500	7,500			
⑥設備投資額	100,000	0	0			
⑦従業員数	30人	30人	30人	人	人	人
⑧付加価値額（②＋④＋⑤）	205,000	209,640	221,500			
付加価値伸び率（対基準年度）		2.3%	7.6%	%	%	%

⑨給与支給総額	130,000	130,800	132,170			
伸び率（対基準年度）		0.6%	1.7%	%	%	

【要件１】給与支給総額年率平均２．０％増　　%

⑩初任給（大卒程度）	200	200	205			
伸び率（対基準年度）		0%	2.5%	%	%	

【要件２】初任給年率平均　　０％増　　%

給を定めていな　）

報告時点までの実績を記載

年率平均は最終報告の場合のみ記載

様式賃領－３

令和　　年　　月　　日

公表確認書

（あて先）秋田県知事
（取扱金融機関・信用保証協会経由）

所　　在　　地
名称（商号）
氏名（代表者名）
電　　話

秋田県賃金水準向上資金融資制度要領第８の規定に基づき、県が公表することについて

同意します　　同意しません

※公表は県ホームページ（美の国あきたネット）への掲載及び報道機関への情報提供を想定しています。

以下、同意する場合のみ記載
企業概要（公表内容）

企業名（代表者名）	
所　在　地	
業　種	
発　行　額	
発　行　期　間	
企　業　紹　介 （２００字以内）	
取扱金融機関	

実行予定日
令和　　年　　月　　日

（金融機関担当者）
金融機関：
担当者職氏名：
電話番号：

秋田県中小企業組織融資制度要綱

第１　目　的

この制度は、県内中小企業者に対する組織金融の円滑化と金利の低減を図ることにより、中小企業者の健全な発展と経営の安定を図ることを目的とする。

第２　預　託

県は、この制度の目的を達成するため、予算の範囲内において秋田県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）を通じて、県の指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に融資のための資金を預託する。

第３　指定金融機関

指定金融機関は、商工組合中央金庫秋田支店とする。

第４　預託の基準倍率

第２の規定による預託の額は、この制度による融資額を４で除して得た額と同程度となるよう配慮するものとする。

第５　融資対象

この制度により融資を受けることができる者は、中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号)、中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）又は商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）に基づいて組織された中小企業団体（以下「組合」という。）及びその構成員（以下「組合員」という。）で、次の要件を満たすものとする。

(1)　組合の運営が適切に行われていること。
(2)　行政庁への届出及び登記などが適法に行われていること。
(3)　中央会に加入していること。
(4)　組合員にあっては、前各号の要件を備える組合に所属していること。
(5)　暴力団、暴力団員及びそれらに準ずる者ではないこと。

第６　資金の使途

この制度による資金の使途は、組合及び組合員の近代化、合理化など、経営の改善及び海外貿易に資するものでなければならない。なお、貿易の振興に資するものを使途とする場合は、秋田港のコンテナ航路を利用し、輸入代金の決済を信用状（Ｌ／Ｃ）方式で行うための、Ｌ／Ｃの開設及び決済に要するための資金に限る。

第７　融資条件

(1)　融資限度　　組合５億円、組合員２，０００万円
(2)　融資期間　　設備資金１０年以内、運転資金７年以内
(3)　融資利率　　指定金融機関の所定金利を０．５０％軽減したもの

(4)　担保及び保証人　指定金融機関の定めるところによる
(5)　返済方法　　割賦又は一括償還とする

第８　融資の手続き
　融資の申込みをしようとする者は、所定の申込書類を添えて中央会に申込むものとする。

第９　報告等
　指定金融機関は、この制度による融資について、毎月の融資実績を翌月１５日までに県に報告しなければならない。
２　この要綱に定めるもののほか、この制度の運用について必要があるときは、その都度県と関係機関が協議して定める。

附　則
この制度は昭和５５年４月１日から実施する。
附　則
この改正は、平成１１年４月１日から実施する。
附　則
この改正は、平成１７年４月１日から実施する。
附　則
この改正は、平成２３年４月１日から実施する。
附　則
この改正は、平成２５年４月１日から実施する。
附　則
この改正は、令和８年４月１日から実施する。

秋田県企業立地促進資金貸付要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、県内において工場等を新増設する、又は空き工場等を活用して事業を行う企業に対して低利な資金の貸付けに係る事業を行い、もって企業立地の促進及び工業の高度化、近代化を図ることを目的とする。

（定　義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　誘致企業　新たに県内に立地する県外企業の出資比率が過半数を占める企業で県が認定した企業をいう。

(2)　地場企業　県内で１年以上事業実績のある企業及び県内企業の出資比率が過半数を占める新たに設立された企業をいう。

(3)　先端技術型企業　昭和５９年大蔵省告示第４１号別表に掲げる高度技術工業としての事業及びこれらと同等と認められる高度技術工業の事業を行う企業をいう。

(4)　輸送機関連企業　自動車（道路運送車両法施行規則（昭和２６年８月１６日運輸省令第７４号）別表第一に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車であって、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）以外）部品（自動車本体の部品、自動車に装備される用品及びその部品）又は航空機（航空法施行規則（昭和２７年７月３１日運輸省令第５６号）第５３条第１項に掲げる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船）部品（航空機本体の部品、航空機に装備される用品及びその部品）製造企業をいう。

(5)　アグリ関連企業　食料品製造企業をいう。

(6)　賃金水準向上企業　給与支給総額及び初任給年率平均２．０％増を原則として３年以上融資期間以下実施するための計画（以下「賃金水準向上計画」という。）を策定し、取扱金融機関の確認を受けた企業をいう。

(7)　工場等　事業の用に供される工場、研究施設及びソフトウェア業又は製造関連サービス業もしくは電気業にかかる事業所（以下「事業所」という。）をいう。

(8)　新増設　工場等の新設及び生産設備の増加又は更新を伴う工場等の増設（建替を含む。）、並びに生産設備の増設（更新を除く。）をいう。

(9)　空き工場等　閉鎖、移転等による工場、店舗、倉庫等跡の用地、建物、設備をいう。

(10)　投下固定資産額　事業に供する用地（工場等にあっては、建設着工前３年以内に取得したもの、空き工場等にあっては、当該建物等に付随したものに限る。）、建物及び附属施設、機械及び装置、備品、電力施設、用排水施設その他の設備の資産計上される価額の合計額（消費税を含む。）をいう。

(11)　県工業団地　県が計画し取得造成した工業団地をいう。

(12)　高度技術産業集積地域　秋田市の地域をいう。

（資金使途）

第３条　資金の使途は、次のとおりとする。

秋田県内において、工場等の新増設、又は空き工場等を活用して事業を行うことに係る用地及び設備の取得等に要する費用に充てるための資金、かつ、操業時までの投下固定資産額が１億円（空き工場等を活用して事業を行うことに係るものは２千万円、ソフトウェア業にあっては１千万円）以上であること。

（融資対象者）

第４条　資金の融資対象者は、資本の額又は出資の総額が１千万円以上の企業で、次に掲げるいずれかの要件を備えているものでなければならない。

(1)　別表に定める業種に属する次のいずれかの企業

①　誘致企業であって、誘致決定後、原則として３年以内に工場等を建設するもの。

②　地場企業であって、当資金に係る事業により雇用者数が増加するもの。

(2)　県工業団地を取得する、又は取得した次のいずれかの企業

①　県外企業であって、操業開始後１年以内に従業員１０人以上で、工場集積の拡大を促進できるもの。

②　地場企業であって、当該融資に係る事業により雇用者数が増加するもの。

(3)　賃金水準向上企業

（融資条件）

第５条　資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1)　限度額

１０億円（空き工場等を活用して事業を行うものについては５億円）を上限として、原則、投下固定資産額の５０パーセントまでを限度とする。ただし、次のいずれかに該当する企業は、投下固定資産額に占める割合をそれぞれ別に定める。

①　次のいずれかの要件に該当する企業　６０パーセント

(ｱ)　県工業団地を取得する企業

(ｲ)　１年以内に従業員４０人以上、将来１００人以上雇用する計画のある企業

(ｳ)　操業時までの投下固定資産額が３０億円以上の企業

②　先端技術型企業、輸送機関連企業、アグリ関連企業、賃金水準向上企業、別表のうち電気業（小分類 331）に該当する企業

６０パーセント

ただし、当該企業のうち前項のいずれかの要件に該当する企業

７０パーセント

③　高度技術産業集積地域内において当該融資に係る事業を行う先端技術型企業

７０パーセント

(2)　貸付額

貸付額は百万円単位とし、百万円に満たない額は切り捨てる。

(3)　利　率

年１．６５％（ただし、輸送機関連企業、アグリ関連企業、賃金水準向上企業、

別表のうち電気業（小分類 331）に該当する企業は１．５５％）

(4)　貸付期間

１５年以内（据置期間２年以内を含む。）

(5)　償還方法

元金均等年賦償還

(6)　保証人及び担保

取扱金融機関の定めるところによる。

（取扱金融機関）

第６条　資金の融資は、株式会社秋田銀行、株式会社北都銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫及び秋田県信用組合（以下「取扱金融機関」という。）を通じて行う。

２　県は第１条の目的を達成するため、毎年度予算に定める額の範囲内において企業に対する貸付額の３分の１（ただし、輸送機関連企業及びアグリ関連企業、賃金水準向上企業に係る貸付についてはその２．５分の１）を取扱金融機関に無利子で預託するものとする。

（貸付あっせん申請）

第７条　資金の貸付あっせんを受けようとする企業は、企業立地促進資金貸付あっせん申請書（様式第１号の１）に必要な書類を添付し、知事に提出しなければならない。

２　輸送機関連企業は、前項の規定のほか、輸送機部品製造計画書（様式第１号の２）を知事に提出しなければならない。

３　アグリ関連企業は、第１項の規定のほか、食料品製造計画書（様式第１号の３）を知事に提出しなければならない。

４　別表のうち電気業（小分類 331）に該当する企業は、再生可能エネルギーによる発電事業計画（様式１号の４）を知事に提出しなければならない。

５　賃金水準向上企業は、第１項の規定のほか、取扱金融機関から確認を受けた、賃金水準向上計画書（様式第１号の５）を知事に提出しなければならない。

（貸付あっせん決定通知書）

第８条　知事は、前条の貸付あっせん申請書を審査し、貸付けをあっせんすることに決定した企業に対しては、貸付あっせん決定通知書（様式第２号の１）により通知し、貸付けをしないことに決定した企業に対しては、その旨を記載した通知書（様式第２号の２）により通知するものとする。

２　前項のあっせんをすることに決定した企業については、取扱金融機関に貸付依頼書（様式第３号）により貸付けをあっせんするものとする。

３　前項の貸付あっせんの決定通知を受けた企業は、取扱金融機関に当該融資機関の定める所定の手続きにより、貸付けの申請をするものとする。

４　取扱金融機関は、県の貸付けのあっせんを尊重し、企業に対する資金の貸付けを迅速に行うものとする。

（預託申請）

第９条　前条第３項の貸付けの申請を受けた取扱金融機関は、関係書類を審査のうえ資金源として第６条第２項の預託を受けるため、貸付資金預託申込書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

（貸付決定通知）

第 10 条　知事は、前条の貸付資金預託申込書を審査し、預託の決定をしたときは、取扱金融機関に対し決定通知を行うものとする。

（資金の交付等）

第 11 条　前条の決定通知を受けた取扱金融機関は、資金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める預託契約証書による契約を締結しなければならない。

２　知事は、前項の契約を締結したときは、直ちに取扱金融機関に資金を交付するものとする。

３　前項による資金の交付を受けた取扱金融機関は、速やかに当該金融機関の定める所定の手続きにより、貸付けを申請した企業に貸付けを実行するものとする。

（報告、調査）

第 12 条　取扱金融機関は、企業に資金を貸付けした後、速やかに当該貸付けに係る償還計画等を記載した貸付実行報告書（様式第５号）及び毎年４月１０日までに前年度の貸付実績報告書（様式第６号）又は資金の貸付けを受けた企業（以下「借受者」という。）が償還を完済したときは、貸付完済報告書（様式第７号）を提出しなければならない。

２　借受者は、貸付けの対象となった事業の完了届（様式第８号）を知事に提出しなければならない。

３　賃金水準向上企業は、前項の規定のほか、計画最終年度まで毎事業年度終了後３か月以内に賃金水準向上計画実績報告書（様式９号）により、取扱金融機関に計画の実行状況を報告するものとする。

　取扱金融機関は、中小企業者から受けた報告に基づき、県に報告するものとする。

４　知事は、必要があると認めたときは、借受者に対し、資金の貸付けに係る事業の実施状況について報告を求め、又職員をして実地調査をさせることができる。

（繰上償還）

第 13 条　知事は、借受者が、資金を貸付けの目的以外に使用したとき、又は貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部の繰上償還をさせるよう取扱金融機関に指示することができる。

２　借受者は、資金の全部又は一部の繰上償還をすることができる。

３　借受者は、前項の規定により貸付金の繰上償還をしようとするときは、繰上償還をしようとする日の２０日前までに繰上償還申請書（様式第１０号）を取扱金融機

関を経由のうえ、知事に提出しなければならない。

４　知事は、繰上償還の決定をしたときは、借受者に対し繰上償還通知書（様式第１１号）により取扱金融機関を経由して通知する。

（補　則）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県と取扱金融機関が協議して定める。

附　則

１　この要綱は、昭和５８年４月１日から施行する。

２　秋田県企業誘致促進資金貸付要綱は廃止する。

３　この要綱施行の際、現にこの要綱による廃止前の秋田県企業誘致促進資金貸付要綱に基づいて貸し付けられている資金は、この要綱に基づいて貸し付けられたものとみなす。ただし、貸付条件については、なお従前の例による。

附　則（昭和６１年　４月　１日）　略
附　則（昭和６２年　４月　１日）　略
附　則（昭和６２年１０月　７日）　略
附　則（昭和６３年　７月　８日）　略
附　則（平成　元年　４月　１日）　略
附　則（平成　２年　４月　１日）　略
附　則（平成　４年　５月　１日）　略
附　則（平成　５年　４月　１日）　略
附　則（平成　６年　２月　１日）　略
附　則（平成　７年　４月　１日）　略
附　則（平成　７年　８月２８日）　略
附　則（平成　７年１０月１６日）　略
附　則（平成　８年　４月　１日）　略
附　則（平成１１年　４月　１日）　略
附　則（平成１２年　４月　１日）　略
附　則（平成１３年　８月　１日）　略
附　則（平成１３年１０月１９日）　略
附　則（平成１４年１０月　１日）　略
附　則（平成１５年　７月１０日）　略
附　則（平成１７年　４月　１日）　略
附　則（平成１８年　４月　１日）　略
附　則（平成１９年　４月　１日）　略
附　則（平成２０年１１月　１日）　略
附　則（平成２１年　８月　３日）　略
附　則（平成２４年　４月　１日）　略
附　則（平成２６年　１月１０日）　略

附　則（平成２８年　４月　１日）　　略

附　則（令和　２年　４月　１日）　　略

附　則（令和　４年　４月　１日）　　略

附　則（令和　７年　４月　１日）　　略

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の秋田県企業立地促進資金貸付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に貸し付けする資金について適用し、同日前に貸し付けした資金については、なお従前の例による。

別　表

業　　種（注）	分類番号
製　造　業	大分類Ｅ
ソフトウェア業	391
倉　庫　業	47
デ ザ イ ン 業	7261
機 械 設 計 業	7431
梱　包　業	484
商 品 検 査 業	7441
機械等修理業	901,902
産業用設備洗浄業	9292
産業用機械器具賃貸業	7021
電　気　業	331
ガ ス 製 造 業	3411
熱　供　給　業	351
その他知事が 必要と認めた業種	

（注）日本標準産業分類（令和５年７月２７日総務省告示）による。

秋田県中小企業高度化資金貸付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業及びそれらを支援する事業に必要な資金の貸付けを行うことにより、中小企業の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

(1)　資本の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運送業その他の業種（次号から第３号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(2)　資本の額又は出資の総額が１億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人であって、卸売業（第３号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(2)の２　資本の額又は出資の総額が５，０００万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人であって、サービス業（第３号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(2)の３　資本の額又は出資の総額が５，０００万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人であって、小売業（第３号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(3)　資本の額又は出資の総額がその業種ごとに次の表に掲げる金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに同表に掲げる数以下の会社及び個人であって、同表に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むもの

業　　種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
１　ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	３億円	９００人
２　ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円	３００人
３　旅館業	５，０００万円	２００人

(4)　中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項に規定する中小企業団体

(5)　特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が第１号から第３号までの各号の一に該当する者であるもの（前号に掲げるものを除く。）

（資金の貸付け）

第３条　県は、予算の範囲において、次に掲げる資金(以下「貸付金」という。)の貸付けを行うものとする。

(1)　中小企業者が事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化（以下単に「中小企業構造の高度化」という。）に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置するのに必要な資金

(2)　中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者が、当該事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置するのに必要な資金

(3)　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成１４年度法律第１４７号）第３条の独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、同法第１５条第１項第４号に規定する業務を行うのに必要な資金

（貸付金の種類及利率等）

第４条　前条第１号及び第２号に規定する貸付金の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）、相手方及び施設（以下「貸付対象施設」という。）は、別表第１に掲げるとおりとする。

２　貸付けの区分及び貸付けの相手方に対する貸付けの割合は、別表第２に掲げるとおりとする。

３　貸付金の償還期限（据置期間を含む。）は、２０年以内（据置期間は３年以内）で知事が適当と認める期限とする。

４　貸付金の利率は、中小機構が定める利率とする。ただし、別表第３に　定めるものに係る貸付金については、無利子とする。

５　前各項の規定にかかわらず、中小機構が中小企業者に対して資金を貸付ける業務に必要な資金の一部を中小機構に貸付ける事業については、別に定める。

（貸付けの申請）

第５条　第３条第１号又は第２号に掲げる貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「借入希望者」という。）は、貸付対象施設の取得、造成又は設置（以下「設置等」という。）に着手する前に、別に定める事業実施計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

２　前項の規定による提出があったときは、知事は必要な診断及び助言を行い、その結果を診断報告書として借入希望者に通知するものとする。

３　前項の規定による通知があったときは、借入希望者はその診断内容に対応した報告書を知事に提出しなければならない。

（貸付審査会）

第６条　知事は、前条第３項の規定による報告書が、同条第２項の規定による診断報告書に適切に対応していると認めたときは、貸付審査会において、貸付けの適否を諮らなければならない。

２　前項の貸付審査会の組織及び運営については、別に定める。

（着工承認）

第７条　知事は、前条の貸付審査会で貸付けが適当と認められたときは着工の承認をするものとする。

２　前項の規定にかかわらず、県の事前の助言を受けている場合であって、土地の取得が当該事業の実施を円滑かつ効率的に推進するために必要と認められた場合には、前項の規定による事業着工承認書を通知する前に土地の取得を認めるものとする。ただし、貸付対象額については、後日、診断等において妥当と認められる範囲内とする。

（事業内容の変更）

第８条　前条の規定により事業着工の承認を受けた者が当該事業の内容を変更しようとするときは変

更理由書を知事に提出しなければならない。

（貸付金の交付申請及び決定）

第９条　借入希望者は、貸付対象施設の設置等が完了したときは、様式第１号による貸付対象施設設置完了届出書を知事に提出し、設置完了検査を受けなければならない。

２　借入希望者は、貸付対象費用の設置等に要する費用（以下「設置費等」という。）の支払を完了したときは、様式第２号による支払完了報告書を知事に提出し、支払完了検査を受けなければならない。

３　第１項及び前項の規定による完了検査後、借入希望者は、貸付金の貸付けを受けようとするときは、様式第３号による中小企業高度化資金借入申請書（以下「借入申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

４　知事は、第１項及び第２項の規定による完了検査の結果、その内容が適正であると認めたときは、貸付けの決定をし、借入希望者に様式第４号による貸付決定通知書により通知するものとする。

５　中小機構は、貸付金の貸付けを受けようとするときは、様式第５号による借入申請書を知事に提出しなければならない。

（貸付けの決定の取消し及び変更）

第１０条　知事は、前条の規定により貸付けの決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）が次の各号の一つに該当するときは、貸付けの決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定内容を変更することがある。

(1)　虚偽の申請その他不正の行為により貸付けの決定を受けたとき

(2)　貸付けの決定内容に違反したとき

(3)　強制執行、執行保全処分又は国税徴収法若しくはその例による延納処分を受けたとき

(4)　手形交換所から取引停止処分を受けたとき

(5)　破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始若しくは特別清算開始又は競売手続開始の申立てを受けたとき

（契約の締結及び貸付金の交付）

第１１条　知事は、第９条の規定により貸付けの決定をしたときは、貸付決定者との間に、金銭消費貸借契約、金銭消費貸借及び譲渡担保契約（以下「金銭消費貸借契約等」という。）を締結し、貸付金を支払うものとする。

２　貸付決定者は、前項による貸付金の支払いを請求しようとするときは様式第６号による中小企業高度化資金支払請求書を知事に提出しなければならない。

３　第１項の金銭消費貸借契約等は、これを強制執行の認諾のある公正証書とし、当該契約に関する一切の費用は、貸付金の交付を受けた者（以下「借主という。」）がその金額を負担しなければならない。

（貸付金の償還方法等）

第１２条　貸付金にかかる元金の償還方法は、年賦又は半年賦の元金均等の割賦償還の方法によるものとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、定期償還又は元金不均等の割賦償還の方法によることができるものとする。

２　貸付金に係る利息の支払方法は、後払いとし、元金償還の約定日に支払うものとする。ただし、据置期間中においては、当該期間中の利息を元金の償還方法に準じて、年ごと又は半年ごとに支払うものとする。

（債権の保全）

第１３条　知事は、債権の保全について、貸付期間の長短等を考慮した事業計画及び返済計画の確実性を的確に評価し、個人の連帯保証（以下「個人保証」という。）及び法人の連帯保証（以下「法人保証」という。）に過度に依存しないよう検討しなければならない。

（物的担保）

第１４条　知事は、貸付決定者が第１１条の金銭消費貸借契約等を締結しようとするときに、債権の保全を図ることが必要と認められる場合は、原則として物的担保の徴求のみで必要な債権の保全が図れないか検討しなければならない。

２　知事は、前項の物的担保を行う場合、原則として、貸付対象施設を徴する。この場合において、貸付対象施設を物的担保として徴するのみでは債権の保全に不足する場合、貸付決定者が提供したその他の資産を物的担保として徴することができる。ただし、物的担保を徴求した場合で、物的担保の徴求のみでは債権保全に不足し、又は不足することが見込まれる場合は、物的担保の徴求とともに次条に規定する金融機関保証等を徴することができる。

３　前項の物的担保の徴求を行う場合、貸付対象施設が不動産の場合は第１順位の抵当権を設定し、不動産以外の場合は、原則として、工場抵当法（明治３８年法律第５４号）による抵当権又は譲渡担保を設定するなどし、第三者対抗要件を具備するものとする。

（金融機関保証等）

第１５条　知事は、前条の物的担保に代え、金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関という。）保証、商工会議所、商工会、その他の団体の債務保証又は市町村の債務負担行為に基づく損失補償（以下「金融機関保証等」という。）を徴する場合、原則として金融機関保証等のみで債権保全を図ることとする。

（個人保証又は法人保証）

第１６条　知事は、前二条の規定に関わらず、担保の徴求のみでは債権の保全に不足し、もしくは不足することが見込まれる場合又は徴求しうる担保がない場合において、貸付決定者が金融機関保証等に代えて個人保証又は法人保証による債権保全を求めた場合にのみ、個人保証又は法人保証を徴することができる。

（個人保証又は法人保証の徴求）

第１７条　前条に規定する個人保証又は法人保証の徴求方法は、次各号のとおりとする。

(1)　組合（組合員である組合を除く。以下同じ。）等に対する貸付けで、貸付対象が共同施設の場合は、債務者の役員又は原則として債務者の役員が役員を務める法人とし、個人及び法人の連帯保証人は２人以内（貸付決定者の要請がある場合を除く。）とする。

(2)　組合（組合員である組合を除く。以下同じ。）等に対する貸付けで、貸付対象が組合員が占有する施設の場合は、当該施設を占有する組合員（法人もしくは個人又は当該法人の役員）とする。この場合、当該組合員が法人の場合は、当該法人並びに当該法人の役員１人とし、個人の場合は、当該個人と当該個人の事業経営の関係者又は当該個人の事業に現に従事している配偶者の１人とする。いずれの場合も個人と法人の連帯保証人は併せて２人以内とする。

(3)　組合員に対する貸付けについては、原則として、組合員が法人の場合は当該法人の役員２人以内とし、組合員が個人の場合は当該個人の事業経営の関係者１人とする。

(4)　前３号以外の貸付の場合は以下のとおりとする。

①　任意グループの構成員である法人若しくは個人又は当該法人の役員とし、法人の場合、当該

事業ごとの個人及び法人の連帯保証人は、通じて２人以内、個人の場合、事業経営関係者のうち１人以内とする。その場合の連帯保証の範囲は、次条第１項に定める範囲とする。

② 企業組合若しくは協業組合の役員又は当該役員が役員を務める法人であって、当該組合の個人及び法人の連帯保証人は、通じて２人以内とする。

③ 出資会社の出資者である法人若しくは個人又は当該法人の役員であって、当該会社の個人及び法人の連帯保証人は、通じて２人以内とする。

④ 合併会社の役員であって、連帯保証人は、２人以内とする。

（個人保証又は法人保証の対応）

第１８条 知事は、前条の個人保証又は法人保証を徴求する場合、以下のとおり対応する。

(1) 連帯保証の範囲の設定は、貸付時に行うことを基本とするが、当該設定をしていない既往の貸付は、債権保全上支障がないと認められる場合に償還の途中でその適用をすることができる。

(2) 個人保証又は法人保証それぞれの連帯保証の範囲は、「経営者保証に関するガイドライン」第５項（２）の趣旨を踏まえ設定する。

① 共同施設については、組合員等の均等割、当該施設を利用する予定の組合員等の利用予想分量割、組合員等が占有する施設（以下「占有施設」という）の面積割等、適切な方法により算出された組合員毎の負担額

② 占有施設については、それぞれの施設を占有する組合員等の負担額。

(3) 償還の途中で連帯保証の範囲の適用を受ける場合には、当該連帯保証の範囲が設定されない連帯保証人の保証は解除することができる。

２ 連帯保証人は貸付債権について保証する能力を有する者とし、県は連帯保証人から提示された資産、借入金の有無等のほか、次に掲げる状況に基づき当該連帯保証人の適格性について確認しなければならない。

(1) 資産

(2) 預貯金

(3) 借入金

(4) 所得

(5) 保証債務の有無及び内容

３ 次の各号に掲げる者は、連帯保証人になることができない。

(1) 破産している者

(2) 次に掲げる倒産の事態にある者

① 取引先が倒産したことにより、連鎖倒産の恐れがある場合

② 特別清算開始

③ 手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされているもの

(3) 前号までに掲げるものに準ずる事態にある者

(4) 既往の高度化資金の貸付けを受けている者であって、元金、利息又は違約金の償還猶予を受けている、又は延滞している者

(5) 既往の高度化資金の元金、利息又は違約金の償還猶予を受けている、又は延滞している者の連帯保証人となっている者

(6) 前項の規定による確認の結果、本人の資産等の状況から適格性を欠くと認められる者

４　個人の連帯保証を徴する場合は、必ず本人確認を行わなければならない。
５　前項の個人が連帯保証人となる場合の意思確認は、次の各号のとおりとする。
(1)　本人との面接によるものであること。ただし、貸付けの手続きの時期の関係でやむを得ないと判断した場合は、県が定める方法をもって文書によることができる。
(2)　意思確認の文書には、本人が自署し、かつ、自己の印を押したものであること。
(3)　保証内容について、「経営者保証ガイドライン」第５項（１）の趣旨を踏まえ、丁寧かつ具体的に説明を行い、保証内容を理解したことについて本人の確認を受けたものであること。
６　法人が連帯保証人となる場合の意思確認は、次の各号のとおりとする。
(1)　前項(１)及び (2)の「本人」とあるのを「原則として代表者」と読み替えて適用する。
(2)　法人の取締役会等において、保証を行うことの承認があったことを証する書面の提出があった場合は、前(1)によらず意思確認を行うことができる。
７　連帯保証人の意思確認後、その確認記録は、資金が完済されるまで保存しなければならない。
８　借主は、第３条第１号又は第２号に掲げる資金の貸付けに係る債務の支払を担保するため、第１１条の金銭消費貸借契約等を締結した後においても、知事の請求があったときは、増担保を提供し、又は連帯保証人を変更し、若しくは追加しなければならない。
９　知事は、借主に対し連帯保証人の資格要件を確認するために必要な書類を提出させることができる。

（損害保険）

第１９条　借主は、第３条第１号又は第２号に掲げる資金の償還が完了するまでの間、継続して貸付対象施設に知事が適当と認める金額以上の金額を保険金額又は共済金額とする損害保険契約又は特別の法律によって設立された組合若しくはその連合会と火災共済契約を締結し、当該保険金又は共済金の請求権の質権者を知事とする質権を設定しなければならない。
２　前項の損害保険契約及び火災共済契約に要する費用は、借主の負担とする。

（繰上償還）

第２０条　知事は、借主が次の各号の一に該当するときは、償還期日前に貸付金の全部又一部の償還を命じることがある。
(1)　虚偽の申請その他不正の行為により貸付金の交付を受けたとき
(2)　貸付金を貸付けの目的に使用し、又は貸付けののち長期にわたり使用しないとき
(3)　貸付金の元金の償還又はその利息の支払いを怠ったとき
(4)　貸付対象施設の設置費等が事業計画の変更その他の理由により減額されたとき
(5)　貸付対象事業を休止し、若しくは廃止し、又は法人が解散したとき
(6)　貸付対象施設を貸付対象事業の目的外の用途に変更し、若しくはその使用を中止し、又は売却し、譲渡し、交換し、若しくは貸付けたとき
(7)　大企業に吸収合併され、又は大企業及びその役員から資本金の５０パーセント以上に当たる出資を受けたとき
(8)　貸付けの決定内容に違反したとき
(9)　前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反し、若しくはこの要綱に基づく知事の指示に従わないとき、又は第１１条の金銭消費貸借契約等に違反したとき
２　借主が次の各号の一に該当するときは、貸付金の償還についての期限の利益を失い、知事の指定する日までに貸付金（既に貸付金の一部を償還しているときは、その償還した額を控除した額の貸

付金）を県に償還しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(1)　債務調停の申立てがあったとき

(2)　強制執行、執行保全処分又は国税徴収法若しくはその例による滞納処分を受けたとき

(3)　手形交換所から取引停止処分を受けたときその他支払い不能となったとき

(4)　破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、特別清算開始又は競売手続開始の申立てを受けたとき

３　借主は、様式第７号による繰上償還届出書を知事に提出し償還期日前に貸付金の全部又は一部を償還することができる。

（貸付条件の変更）

第２１条　知事は、借主が災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により貸付金の償還が著しく困難であると認められるときは、当該借主に対する貸付条件を変更することができる。

２　借主は、前項の規定による貸付条件の変更を受けようとするときは、様式第８号による貸付条件変更申請書を知事に提出しなければならない。

（違約金）

第２２条　知事は、借主が支払期日（第２０条第２項に該当する場合にあっては、同項に規定する日。以下同じ。）までに貸付金を償還せず、又は第２０条第１項第３号若しくは第５号に該当することを理由として同項の規定による請求を受けた金額を支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じその延滞した額につき、貸付けの相手方が借主である場合にあっては年１０．７５パーセント、貸付けの相手方が中小機構である場合にあっては年８．７５パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。ただし、知事が特にやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

２　知事は、借主が第１５条第１項第１号、第２号、第４号又は第６号から第９号までに該当することを理由として同項の規定による請求をするときは当該請求に係る貸付金の交付の日又は当該理由が生じた日から支払いの日までの日数に応じ貸付金の全部又は一部につき、年１０．７５パーセントの割合で計算した違約金（既に支払った利息があるときは、その支払った利息の額を控除した額の違約金）を支払うべきことをあわせて請求することができる。ただし、知事が特にやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とし、その算定にあたっては、違約金の額が１，０００円未満であるときはその全額を切り捨てるものとする。

（承認事項）

第２３条　借主は、第３条第１号又は第２号に掲げる貸付金の償還が完了するまでの間、貸付対象施設について次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1)　代金の支払期限を変更しようとするとき（様式第９号）

(2)　全部又は一部を改造し、売却し、譲渡し、交換し又は貸し付けようとするとき（様式１０号～様式第１２号）

(3)　使用目的を変更し、又は使用を中止しようとするとき（様式第１３号）

(4)　運営を第三者に委託しようとするとき（様式第１４号）

(5)　担保として第三者に提供しようとするとき（様式第１５号）
(6)　設置場所、型式又は構造を変更しようとするとき（様式第１６号）
２　借主は、構成員を変更しようとするときは、様式第１７号による組合員変更申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
（届出事項）
第２４条　借主は、第３条第１号又は第２号に掲げる貸付金の償還が完了するまでの間、次の各号の一に該当するときは、直ちに知事に届け出なければならない。
(1)　住所、氏名若しくは名称又は法人にあっては、その代表者を変更したとき（様式第１８号）
(2)　第１６条から第１８条までの規定による連帯保証人が住所、氏名若しくは名称を変更し、死亡し、又は第２０条第２項各号の一に該当したとき（様式第１９号）
(3)　第１４条、第１５条及び第１８条第８項の規定により提供した担保が滅失し、又はその価値を著しく減じたとき（様式第２０号）
(4)　貸付対象施設について災害その他の事故による重大な損失が生じたとき（様式第２０号）
(5)　貸付対象事業を中止し、若しくは廃止し、又は法人が解散しようとするとき（様式第２１号）
(6)　合併又は営業の譲渡をしようとするとき（様式第２２号）
(7)　大企業及びその役員から資本金の５０パーセント以上に当たる出資を受けようとするとき（様式第２３号）
(8)　死亡したとき（様式第２４号）
（報告事項）
第２５条　借主は、第３条第１号又は第２号に掲げる貸付金の償還が完了するまでの間、次に掲げる書類を借主の決算年度終了ごとに知事に提出しなければならない。
(1)　共同施設利用状況（様式第２５号）
(2)　貸借対照表及び損益計算書（個人にあっては、資産負債明細書及び収支計算書）
（関係書類の整備）
第２６条　借主は、貸付対象施設に係る見積、注文、契約、代金の支払等に関する全ての証票書類、帳簿等について借入した日から貸付金の償還が完了するまでの間整備保管し、知事の要求があるときはこれを提出しなければならない。
（調査等）
第２７条　知事は、必要があると認めるときは、借主の経理及び経営の状況並びに貸付対象施設について調査し、又は必要な指示をすることができる。
（その他）
第２８条　この要綱に定めるもののほか、中小企業高度化資金の貸付けに関し必要な事項については、独立行政法人中小企業基盤整備機構法、同法施行令（平成１６年政令第１８２号）、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成１６年経済産業省令第７４号）及び中小企業基盤整備機構業務方法書（平成１６年経済産業大臣認可）並びに知事が別に定めるところによる。
附　則
この要綱は、昭和４７年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、昭和５７年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第２は、平成３年１１月２９日から適用する。ただし、平成３年５月８日に改正された中小小売商業振興法（昭和４８年法律第１０１号）の改正前の中小小売商業振興法の認定に基づき実施しているものについては、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成１１年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年５月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、第４条第５項に規定する貸付利率については同日以降新たに貸付決定を行う貸付けについて適用する。

附　則

この要綱は、平成１８年８月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行し、同日以降新たに貸付決定を行う貸付けに関する契約から適用するものとする。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、第４条第５項に規定する貸付利率については同日以降新たに貸付決定を行う貸付けについて適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２３年７月２０日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の秋田県中小企業高度化資金貸付要綱別表第１(9)の項及び(10)の項に掲げる事業に係る貸付金については、平成２３年４月１日から適用する。

３　この要綱の施行前に貸し付けられたこの要綱による改正前の秋田県中小企業高度化資金貸付要綱別表第１(9)の項及び(10)の項に掲げる事業に係る貸付金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、第４条第５項に規定する貸付利率については同日以降新たに貸付決定を行う貸付けについて適用する。

附　則

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この要綱の第４条第４項に規定する貸付利率については、施行日以降新たに貸付決定を行う貸付けについて適用する。

附　則

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この要綱の第４条第４項に規定する貸付利率については、施行日以降新たに貸付決定を行う貸付

けについて適用する。

附　則

1　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

2　この要綱の第４条第４項に規定する貸付利率については、施行日以降新たに貸付決定を行う貸付けについて適用する。

附　則

1　この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

2　この要綱の施行前に貸し付けられた改正前の中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第１７条第３項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に基づき、実施している事業に係る貸付金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

2　この要綱の規定は、この要綱の施行後に新たに貸付けを行う貸付契約及び変更を行う既存貸付契約について適用し、この要綱の施行前に貸付決定を行った貸付契約及び変更を行った既存貸付けについては、なお従前の例による。

3　この要綱の施行の日から令和６年３月３１日までの間において、金融機関保証による債権保全で新たに貸付決定を行う貸付契約における貸付金の額については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、整備資金の１００分の９０以内とする。

4　この要綱の施行の日から令和６年３月３１日までの間において、金融機関保証のみによる債権保全で新たに貸付決定を行う貸付契約及び変更を行う既存貸付契約の利率は、改正後要綱第４条第４項の規定に関わらず知事が別に定める。

附　則

1　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

2　この要綱の規定は、この要綱の施行後に新たに貸付けを行う貸付契約及び変更を行う既存貸付契約について適用し、この要綱の施行前に貸付決定を行った貸付契約及び変更を行った既存貸付けについては、なお従前の例による。

3　この要綱の施行の日から令和９年３月３１日までの間において、金融機関保証による債権保全で新たに貸付決定を行う貸付契約における貸付金の相手方に対する貸付けの割合は、別表第２の規定にかかわらず、整備資金の１００分の９０以内とする。

4　この要綱の施行の日から令和９年３月３１日までの間において、金融機関保証による債権保全で新たに貸付決定を行う貸付契約における貸付金の利率については、改正後の第４条第４項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

別表第１（第４条第１項関係）

貸付対象事業		貸付けの相手方	貸付対象施設
(1) 経営革新計画承認グループ事業	経営革新計画承認グループが、新商品・新技術開発や情報の収集・処理・提供を行うための設備等を導入することにより、経営の合理化を図る	経営革新計画承認グループ（共同で事業を行う４人以上のもの）の参加者である中小企業者等であって、経営革新承認グループ事業を実施する①一の代表者②すべての者の連名によるもの③それぞれの者	・土地 ・建物 ・構築物 ・設備
(2)①下請振興事業計画承認グループ事業	特定下請組合等が、新製品・技術開発等の事業を行うための施設を設置し、経営の合理化を図る	特定下請組合等であって、下請振興事業計画承認グループ事業を実施する①一の代表者②すべての者の連名によるもの③それぞれの者	・土地 ・建物 ・構築物 ・設備
(2)②総合効率化計画認定グループ事業	総合効率化計画認定グループが競争力の強化や消費者需要の多様化に対応するため、共同で輸送、保管、荷さばき、加工などの設備等を導入することにより、流通業務の効率化を図る	総合効率化計画認定グループ（共同で事業を行う４人以上のもの）の参加者である中小企業者等であって、総合効率化計画認定グループ事業を実施する ①一の代表者②すべての者の連名によるもの ③それぞれの者	・土地 ・建物 ・構築物 ・設備
(3) 施設集約化事業	中小企業者が、共同工場、共同店舗、共同事業場などを整備し施設を集約化し、経営の合理化を図る	①事業協同組合 ②事業協同小組合 ③協同組合連合会 ④以上の組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）である特定	・土地 ・建物 ・構築物 ・設備

		中小事業者、企業組合又は協業組合 ⑤協業組合 ⑥合併会社 ⑦出資会社	
(4)　共同施設事業	生産、加工、販売、保管、運送、労働環境の改善、商店街環境整備等のための共同施設を整備する ［共同物流センター、組合会館等］	①特定中小企業団体 ②特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合 ③企業組合 ④協業組合	・土地 ・建物 ・構築物 ・設備
(5)　設備リース事業	生産の効率化、経営の合理化等を図るために必要な設備を組合が一括購入し、組合員にリース（買取り予約付き賃貸借）する。	特定中小企業団体	・設備
(6)　企業合同事業	特別の法律の規定に基づく承認等を受けた中小企業者が相互に合併したり出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の利用を図る。	①合併会社 ②出資会社	・土地 ・建物 ・構築物 ・設備
(7)　集団化事業	市街地に散在する工場・店舗・倉庫等を立地条件の良い区域に移転し、生産工程の協同化、協業化により生産性の向上を図るとともに異業種が連携することにより新商品開発、製販連携、新分野への発展を図る ［工場団地、卸団地、トラック団地、倉庫 団地、小売 商業団地異業種団地等］	①事業協同組合 ②協同組合連合会 ③以上の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合	・土地 ・建物 ・構築物 ・設備
(8)　集積区域整備事業	商店や工場等が集積する区域の一体的な近代化、環境整備を図るとともに、異業種が連携す	①事業協同組合 ②協同組合連合会 ③商店街振興組合	・土地 ・建物 ・構築物

	ることにより新商品開発、製販連携新分野への発展を図る ［新店舗建設、新工場建設、共同駐車場、街路灯、カラー舗装等］	④商店街振興組合連合会 ⑤以上の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合	・設備
(9)　地域産業創造基盤整備事業	新商品若しくは新技術の開発、需要の開拓、情報の収集・処理・提供その他の事業を行うことを支援するための施設を整備する。 ［起業化支援センター、技術開発センター、研修センター等］	①市町村 ②商工会等 ③一般社団法人等 ④特定会社	・土地 ・建物 ・構築物 ・設備
(10)　地域産業創造基盤活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備事業を行った者が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備。	①市町村 ②商工会等 ③一般社団法人等 ④特定会社	・土地 ・建物 ・構築物 ・設備
(11)　商店街整備等支援事業	一の商店街区域或いは一の建物の内部に集合して小売商業の事業を行う特定中小事業者等の経営の合理化を支援するための施設を整備する。 ［共同店舗又は駐車場、休憩所、集会場等］	①商工会等 ②一般社団法人等 ③特定会社	・土地 ・建物 ・構築物 ・設備
(12)　商店街整備等活性化支援事業	過去に商店街整備等支援事業を行った者が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備。	①商工会等 ②一般社団法人等 ③特定会社	・土地 ・建物 ・構築物 ・設備

別表第２（第４条第２項関係）

番号	貸付けの区分		貸付けの相手方に対する貸付けの割合
(1)	小規模事業者貸付	別表第１(7)又は(8)に掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が２０人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が５人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。）が専有する施設に係る貸付け	整備資金（貸付けの相手方が貸付対象施設の取得、造成又は整備をするのに必要な資金をいう。以下同じ。）の１００分の９０以内
(2)	広域貸付	別表第１(4)から(7)までに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が４以上の都道府県の区域にわたるもの	整備資金の１００分の８０以内（小規模事業者貸付の要件に適合する場合は、整備資金の１００分の９０以内）
(3)	施設再整備貸付	次のいずれかの要件に該当するもの ①過去に、別表第１(1)から(8)までに掲げる事業のうちのいずれかの事業を行った中小企業者が、当該事業に係るものとして新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備に係る貸付け ②別表第１(7)に掲げる事業を実施した事業協同組合又は協同組合連合会が当該事業として実施する空き区画等の再整備に係る貸付け	整備資金の１００分の８０以内（小規模事業者貸付の要件に適合する場合は、整備資金の１００分の９０以内）））
(4)	普通貸付	別表第１(1)から(8)までに掲げる事業のうち、小規模事業者貸付、広域貸付及び施設再整備貸付以外のもの又は(9)、(10)、(11)若しくは(12)に係る貸付け	整備資金の１００分の８０以内

(5)	災害復旧貸付	別表第１に掲げる事業のうち災害を受けた事業用施設の復旧を図るものに係る貸付け	整備資金の１００分の９０以内
(6)	緊急健康被害等防止貸付	別表第１に掲げる事業のうち事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものに係る貸付け	整備資金の１００分の９０以内

別表第３（第４条第４項関係）

番号	要　　件
(1)	別表第２(1)から(4)までに掲げる貸付け（別表第１(1)から(8)までに掲げる事業に限る。）であって、次のいずれかの要件に該当するもの ①別表第１(3)に掲げる事業のうち、当該事業を実施する事業協同組合、協同組合連合会、事業協同小組合若しくは協業組合の組合員等、合併会社の合併者又は出資会社の出資者の３分の２以上が製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付け ②別表第１(4)又は(7)に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設に係る資金の貸付け ③別表第１(7)又は(8)に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る資金の貸付け ④別表第１(1)から(4)まで、(7)又は(8)に掲げる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る資金の貸付け ⑤別表第１(4)又は(8)に掲げる事業のうち、中小小売商業振興法（昭和４８年法律第１０１号。以下「小売振興法」という。）第４条第１項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け ⑥別表第１(7)に掲げる事業のうち、小売振興法第４条第２項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け ⑦別表第１(3)に掲げる事業のうち、小売振興法第４条第３項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け ⑧別表第１(3)、(4)、(7)又は(8)に掲げる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成３年法律第５７号）第５条第２項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け ⑨別表第１(2)②、(3)（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、(4)、(6)、(7)又は(8)に掲げる事業のうち、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成１７年法律第８５号）第５条第２項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

	⑩別表第１(4)又は(7)に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第９２号。以下「中心市街地活性化法」という。）第７条第８項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第１１項に規定する特定事業に係る同法第４９条第１項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第５１条第１項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け ⑪別表第１(3)、(4)（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、(7)又は(8)に掲げる事業のうち、中心市街地活性化法第７条第７項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第４９条第１項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第５１条第１項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け ⑫別表第１(1)又は(3)から(7)までに掲げる事業のうち、中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第１５条第２項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け ⑬別表第１(2)①、(3)から(5)まで、又は(7)に掲げる事業のうち、下請中小企業振興法（昭和４５年法律第１４５号）第７条第２項に規定する承認計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、当該事業に参加する事業者のうち、７０％以上が承認計画に記載された中小企業者であるもの ⑭別表第１(3)、(4)、(7)又は(8)に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成２１年法律第８０号）第５条第３項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
(2)	別表第２(4)に掲げる貸付けであって、別表第１(9)又は(11)に掲げる事業に係る貸付け
(3)	別表第２(5)に掲げる貸付け
(4)	別表第２(6)に掲げる貸付け

備考１　別表第１及び別表第３において「特定中小企業団体」とは、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であって、その直接若しくは間接の構成員たる事業者の３分の２以上が中小企業者（要綱第２条第１号から第３号までの各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）であるもの又は中小企業者である生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会をいう。

備考２　別表第１及び別表第３において「特定中小事業者」とは、中小企業者をいう。

秋田県地域総合整備資金貸付要綱

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　貸付条件等（第２条－第１３条）
第３章　貸付手続等（第１４条－第１８条）
第４章　貸付金の管理（第１９条）
第５章　事務の委託（第２０条・第２１条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、県が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務の実施に当たりその基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

第２章　貸付条件等

（貸付対象費用）

第２条　貸付の対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は次に掲げるものとする。

一　設備の取得等に係る費用

二　試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。）

（貸付対象事業）

第３条　貸付けの対象となる事業は、県が策定する地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

一　公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの

二　事業の営業開始に伴い、事業地域内において５人以上（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）第２２条の２第３項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第２条第６項に規定する地域脱炭素化促進事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）、同法第３６条の２５第１項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第３６条の２に規定する対象事業活動（以下「支援対象事業活動」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０１号）第３条第２号に規定する脱炭素先行地域づくり事業、同条第３号に規定する重点対策加速化事業及び脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和６年２月１３日環地域事発第２４０２１３１号）第３条第２号に規定する民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（以下「地域脱炭素推進交付金の対象事業」という。）、及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第２条第５項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、県が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては、１人以上）の新たな雇用の確保が見

込まれるもの。ただし、設備を更新する事業等であって、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと認められる場合には、当該事業の営業開始後に雇用が維持される人数を、新たな雇用の確保が見込まれる人数とする。

三　用地取得等契約後５年以内に事業の営業開始が行われるもの

２　前項に規定する事業のうち、次に掲げる施設を整備する事業は、原則として貸付対象から除外する。

一　第三者に売却し、又は分譲することを予定する施設

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供される施設

（貸付対象者）

第４条　貸付の対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体（国又は地方公共団体が全額出資し、又は出捐する法人を除く。）とする。

（貸付額）

第５条　県は、毎年度予算に定める額の範囲内において貸付けを行う。

２　第３条に規定する貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）一件当たりの貸付額は、１百万円以上とし、８０億円を限度とする。

３　貸付対象事業一件当たりの貸付対象費用に対する貸付額は、当該貸付対象費用から国庫補助金等の額を控除した額（ただし、用地取得費を第２条第１号に規定する設備の取得等に係る費用の３分の１を限度として同号に規定する費用に算入することができる。）の５０パーセントを限度とする。

４　貸付対象事業一件当たりの第２条第２号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業一件当たりの貸付額の総額の２０パーセント（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては、５０パーセント）未満とする。

５　「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成１７年法律第２４号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）において実施される貸付対象事業に係る第２項の適用については、同項中「８０億円」とあるのは「１００億円」とする。

６　地域脱炭素化促進事業、支援対象事業活動及び地域脱炭素推進交付金の対象事業に係る第２項及び第３項の適用については、第２項中「８０億円」とあるのは「１２０億円」とし、第３項中「５０パーセント」とあるのは「６０パーセント」とする。

７　一件当たりの貸付額は、１００万円未満の端数をつけないものとする。

（貸付利率）

第６条　貸付利率は、無利子とする。

（貸付対象期間）

第７条　貸付対象期間は４年以内とする。

（償還期間等）

第８条　貸付金の償還期間は、２０年（５年以内の据置期間を含む。）以内とする。

（償還方法等）

第９条　貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半

年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

（債権の保全等）

第１０条　県は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

（貸付けの方法）

第１１条　貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

（遅延利息）

第１２条　借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年１４パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

（繰上償還）

第１３条　借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

一　借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

二　借入人又は保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

２　借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、県が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

一　借入人が県が定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

二　借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

三　借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

四　借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

五　借入人が貸付金の償還を怠ったとき。

六　借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。

七　借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。

八　借入人が解散したとき。

九　保証人が前３号に定める事由のいずれかに該当したとき。

十　前各号に掲げるもののほか、県において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第３章　貸付手続等

（借入申請）

第１４条　県から地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、借入申込書及び事業計画書に次に掲げる書類を添付して、県に申込みを行わなければならない。

一　事業者概要書

二　設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書

三　年度別損益・資金収支計画書

四　過去３期分の損益計算書及び貸借対照表

五　連帯保証予定者の意見書

六　その他貸付審査に当たり必要な補足資料

（貸付けの決定）

第１５条　県は、前条の借入申込書を受理したときは、第２条から第５条までに定める要件等を総合的に勘案し、貸付けを適当と認めたものについて、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査・検討を参考にして貸付けの決定をするものとする。

（貸付決定の通知等）

第１６条　県は、資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、この旨を通知するものとする。

（事情変更による決定の取消）

第１７条　県は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

２　県は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。

３　前条の規定は、第１項の処分をした場合に準用する。

（貸付金の交付）

第１８条　貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結の後、一括して、県の指定する借入人名義金融機関口座への振込みの方法により行う。

第４章　貸付金の管理

（貸付金の管理）

第１９条　県は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

第５章　事務の委託

（貸付け等に係る事務の委託）

第２０条　県は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

（事務委託の手続き）

第２１条　前条に規定する委託に際しては、県は、財団と委託契約を締結する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成元年６月１６日から施行する。

（過疎地域等における貸付額の特例）

２　令和１３年３月３１日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第２条第２項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業に係る第５条第２項、第３項及び第５項の適用については、同条第２項中「８０億円」とあるのは「９６億円」と、同条第３項中「５０パーセント」とあるのは「６０パーセント」と、同条第５項中「１００億円」とあるのは「１２０億円」と読み替えるものとする。

（特別豪雪地帯における貸付額の特例）

３　令和１４年３月３１日までの間は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第２項に規定する「特別豪雪地帯」において実施される貸付対象事業に係る第５条第２項、第３項及び第５項の適用については、同条第２項中「８０億円」とあるのは「９６億円」と、同条第３項中「５０パーセント」とあるのは「６０パーセント」と、同条第５項中「１００億円」とあるのは「１２０億円」と読み替えるものとする。

附　則

この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１０年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年８月２３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成２５年５月８日から施行する。

2　この要綱による改正後の秋田県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成２７年６月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の秋田県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成２７年８月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の秋田県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の秋田県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２９年４月３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和４年７月６日から施行する。

2　この要綱による改正後の秋田県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の秋田県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の秋田県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

令和８年度 秋田県融資制度要綱集